新・高松市総合計画
―たかまつ・２１世紀プラン―

高松市の主要事業

主要事業計画書

平成１６・１７年度

目　　次

Ⅰ　策定の趣旨 …… 1

Ⅱ　主要事業計画の期間 …… 1

Ⅲ　主要事業 …… 1

Ⅳ　主要事業計画の概要 …… 1

Ⅴ　主要事業計画の概算事業費 …… 6

Ⅵ　主要事業計画

第１章　環境共生型まちづくりへの転換 …… 7

ＩＳＯ１４００１の推進 …… 8

大気常時監視・環境情報システムの整備 …… 9

環境学習施設の活用による市民の環境保全活動の促進 …… 10

定期収集家庭ごみの有料化 …… 11

ごみ処理施設の整備 …… 13

公園の整備 …… 15

道路景観の向上と環境整備 …… 20

下水道汚水施設の整備 …… 20

浸水対策の推進 …… 22

市営住宅の整備 …… 22

高齢者向け優良賃貸住宅の供給促進 …… 23

管理港湾の改修 …… 23

自主防災組織の結成促進 …… 25

消防署所・消防屯所の整備 …… 26

安全で安心なまちづくりの推進 …… 27

市営墓地の整備 …… 28

自転車利用環境の総合整備 …… 30

水循環施策の推進 …… 31

再生水の利用拡大 …… 33

香東川水系椛川ダムの建設 …… 35

安定給水の推進 …… 35

その他の主な事業 …… 38

第２章　少子・高齢社会にふさわしい福祉のまちづくり …… 41

次世代育成支援対策高松市行動計画の策定 …… 42

保育サービスの充実と保育所施設の整備 …… 42

留守家庭児童会の充実 ---------- 44
地域福祉計画の策定 ---------- 44
障害者の在宅生活の支援と社会福祉施設の整備促進 ---------- 45
高齢者の社会福祉施設等の整備促進---------- 46
高齢者を地域で支え合うまちづくり推進事業（仮称）の実施 ---------- 47
その他の主な事業 ---------- 48

第３章　心豊かな生活のための場と人づくり ・・ 49
ジェンダー・フリーの推進 ---------- 50
２学期制の導入---------- 51
総合的な学習の推進 ---------- 52
英語指導助手の派遣 ---------- 53
学校適正配置および校舎等改築の検討・推進---------- 54
学校（園）危機管理防犯監視システムの整備---------- 55
のびのび子どもプラザの開設 ---------- 56
生涯学習への市民参画の促進 ---------- 57
子ども読書活動推進計画（仮称）の策定 ---------- 57
全国図書館大会の開催 ---------- 58
文化芸術ホール開館記念事業の実施---------- 59
文化芸術財団による文化振興事業の実施 ---------- 61
高松城跡天守閣の復元整備 ---------- 62
その他の主な事業 ---------- 64

第４章　豊かで活力あふれる産業の振興 ・・ 65
中心商業地の活性化 ---------- 66
丸亀町商店街の再開発促進 ---------- 68
ＩＳＯ１４０００シリーズの認証取得促進 ---------- 69
「高松産ごじまん品」の消費促進---------- 70
全国豊かな海づくり大会の開催 ---------- 71
観光地の整備・活性化 ---------- 72
サンポート高松の賑わい創出 ---------- 74
その他の主な事業 ---------- 76

第５章　広域・交流拠点性の強化 ・・・ 77
都市内幹線道路の整備 ---------- 78
国道１１号高松東道路関連整備事業の推進 ---------- 79
総合都市交通対策の推進---------- 80
サンポート高松（高松港頭地区）の整備促進---------- 82
太田第２土地区画整理事業の推進---------- 85
適正な土地利用の誘導 ---------- 87

ＣＡＴＶ網の整備・エリア拡大・加入率向上の促進 ---------------------------------- 89
その他の主な事業 -- 91

第６章　地域みずからのまちづくり ･････････････････････････････････････ 93
地域コミュニティ活動の推進 -- 94
コミュニティセンターの整備 -- 95
ＮＰＯと行政の協働の推進 -- 95
行財政改革の推進 -- 97
新・総合計画基本計画の策定 -- 98
電子市役所構築の推進 -- 99
市町合併の推進 -- 102
市民会館の跡地利用 -- 103
その他の主な事業 -- 104

Ⅶ　基本計画（平成１２年度～平成１７年度）の推進状況 ･･････････････････････････････ 107

Ⅰ　策定の趣旨

本市では、近年における地球環境問題への関心の高まりや高齢化・少子化の一層の進行、男女共同参画社会への移行、瀬戸内海三橋時代の到来をはじめとする高速交通体系の変化、情報化、国際化、地方分権推進の流れなどに対応し、一層の発展、飛躍を目指し、魅力と活力にあふれる新しいまちづくりを進めるため、２１世紀におけるまちづくりの指針となる新・高松市総合計画基本構想を策定するとともに、平成１２年度から平成１７年度までの６年間を計画期間とする基本計画を策定している。

この基本構想に掲げる都市像「笑顔あふれる　人にやさしいまち・高松」を目指し、基本計画で定めた基本的施策を現実の行財政の中で効果的に実施するため、これまで、平成１２・１３年度および平成１４・１５年度の主要事業計画を策定し、取組みを進めてきたところであるが、これらの推進状況を踏まえ、これに続く平成１６・１７年度における主要な施策・事業を取りまとめた主要事業計画を策定し、これを予算編成および事業実施の指針として、総合的かつ計画的な市政運営を図るものである。

この主要事業計画の策定に当たっては、事務事業評価の手法を取り入れた取組みを進めるとともに、本市財政の厳しい現状を踏まえ、従来の減量経営的な財政運営では限界があるとの認識に立ち、厳しい財源の範囲内で、今、何をやるべきかという政策的な観点から、「選択と集中」による計画策定を行ったものである。

Ⅱ　主要事業計画の期間

主要事業計画の期間は、平成１６年度および平成１７年度の２年間とする。

Ⅲ　主要事業

本計画において「主要事業」とは、計画の期間中に実施する事業のうち、重点的に実施する事業や中心となるべき事業、大規模な事業、特色ある事業等で、本書においてその事業概要を説明している事業のことを指す。

主要事業数　６３事業

Ⅳ　主要事業計画の概要

第１章　環境共生型まちづくりへの転換

ＩＳＯ１４００１の推進、大気常時監視・環境情報システムの整備をはじめ、環境学習施設の活用による市民の環境保全活動の促進などにより、かけがえのない地球環境との共生を進めるとともに、定期収集家庭ごみの有料化やごみ処理施設の整備などを進め、環境にやさしいリサイクル型社会の形成を図る。

また、公園の整備をはじめ、道路環境整備，下水道汚水施設の整備や浸水対策などを進め、うるおいとゆとりのある都市アメニティの向上を図るとともに、市営住宅や市営墓地の整備、管理港湾の改修、消防署所の整備、自転車利用の推進などにより、安全で安心できる生活環境の整備を図る。

さらに、水循環施策の推進や安全給水の確保を図りながら、水を大切にするまちづくりを進める。

［主要事業］

・ＩＳＯ１４００１の推進

・大気常時監視・環境情報システムの整備
・環境学習施設の活用による市民の環境保全活動の促進
・定期収集家庭ごみの有料化
・ごみ処理施設の整備
　南部広域クリーンセンターの整備
　西部広域スポーツセンターの整備
・公園の整備
　街区公園の整備
　近隣公園の整備
　東部運動公園（仮称）の整備
　玉藻公園の整備
　ちびっこ広場やポケットパークの整備
・道路景観の向上と環境整備
　歩道のカラー舗装整備
　バリアフリー歩行空間ネットワークの整備
・下水道汚水施設の整備
・浸水対策の推進
・市営住宅の整備
・高齢者向け優良賃貸住宅の供給促進
・管理港湾の改修
　立石港の改修
　女木港の改修
　男木港の改修
・自主防災組織の結成促進
・消防署所・消防屯所の整備
・安全で安心なまちづくりの推進
・市営墓地の整備
・自転車利用環境の総合整備
　自転車利用環境の整備
　レンタサイクルポートの整備
・水循環施策の推進
　水循環健全化計画の推進
　雨水浸透施設設置の助成
・再生水の利用拡大
・香東川水系椛川（かばかわ）ダムの建設
・安定給水の推進

第２章　少子・高齢社会にふさわしい福祉のまちづくり

次世代育成支援対策高松市行動計画の策定をはじめ、保育サービスの充実や保育所施設の

整備を行うとともに、留守家庭児童会の充実を図るなど、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを進める。

また、地域福祉計画の策定をはじめ、高齢者や障害者の在宅生活の支援と社会福祉施設の整備を進めるなど、健康づくりと福祉の充実を図るとともに、高齢者や障害者にやさしいまちづくりを進めるほか、高齢者を地域で支え合うまちづくり推進事業などを通じて、社会参加を促進する。

［主要事業］

・次世代育成支援対策高松市行動計画の策定
・保育サービスの充実と保育所施設の整備
・留守家庭児童会の充実
・地域福祉計画の策定
・障害者の在宅生活の支援と社会福祉施設の整備促進
・高齢者の社会福祉施設等の整備促進
・高齢者を地域で支え合うまちづくり推進事業（仮称）の実施

第３章　心豊かな生活のための場と人づくり

男女共同参画推進プランに基づき、ジェンダー・フリーを推進するなど、基本的人権を尊重する社会の確立に向けた取組みを進める。

また、学校教育において、２学期制の導入、総合的な学習の推進、英語指導助手の派遣など、教育内容の充実を図るとともに、学校の適正配置および校舎等改築の検討・推進、小学校・幼稚園等への防犯監視システムの整備などにより、学校教育環境の整備を進める。

さらに、生涯学習への市民参画の促進や、子ども読書活動推進計画（仮称）の策定、全国図書館大会の開催などを通して、生きる力を身につけ心を育てる生涯学習社会の形成を目指す。

また、市民文化の新たな創造拠点となる文化芸術ホール（愛称：サンポートホール）の開館記念事業や文化芸術財団による文化振興事業を実施するとともに、高松城跡天守閣の復元整備に取り組み、地域に根ざした個性ある文化・芸術活動の創造と振興を図るほか、暮らしをみなおす市民のつどいの開催などによる賢い消費者づくりを進める。

［主要事業］

・ジェンダー・フリーの推進
・２学期制の導入
・総合的な学習の推進
・英語指導助手の派遣
・学校適正配置および校舎等改築の検討・推進
・学校（園）危機管理防犯監視システムの整備
・のびのび子どもプラザの開設
・生涯学習への市民参画の促進
・子ども読書活動推進計画（仮称）の策定
・全国図書館大会の開催
・文化芸術ホール開館記念事業の実施

・文化芸術財団による文化振興事業の実施
・高松城跡天守閣の復元整備

第４章　豊かで活力あふれる産業の振興

中心商業地の活性化や丸亀町商店街の再開発を促進するとともに、ＩＳＯ認証取得に対する支援や高松産ごじまん品の消費促進を図るほか、全国豊かな海づくり大会を開催することなどにより、新時代をリードし、地域を支える産業の振興を図る。

また、観光地の整備・活性化やサンポート高松での賑わい創出などにより、魅力のある観光・コンベンションの振興を図るとともに、勤労者が生き生きと働くことのできる就業環境づくりに努める。

［主要事業］
・中心商業地の活性化
・丸亀町商店街の再開発促進
・ＩＳＯ１４０００シリーズの認証取得促進
・「高松産ごじまん品」の消費促進
・全国豊かな海づくり大会の開催
・観光地の整備・活性化
　国立公園内施設の整備
　屋島の活性化
・サンポート高松の賑わい創出
　サンポート高松の賑わい創出
　シンボルタワー入居オフィスへの支援

第５章　広域・交流拠点性の強化

都市内幹線道路の整備をはじめ、国道１１号高松東道路関連整備事業や総合都市交通対策の推進により、総合的な視点に立った都市交通網の形成を図る。

また、サンポート高松（高松港頭地区）の整備促進などにより、環瀬戸内海圏の中核都市にふさわしい広域都心の形成を進めるとともに、太田第２土地区画整理事業の推進や新都市計画制度の施行による適正な土地利用の誘導を図るなど、計画的な市街地の形成を促進する。

さらに、ＣＡＴＶ網の整備による情報通信機能の充実を図ることにより、情報通信社会に対応できる拠点機能の強化に努めるほか、姉妹友好都市との交流など、国際化への対応と都市交流の推進を図る。

［主要事業］
・都市内幹線道路の整備
・国道１１号高松東道路関連整備事業の推進
・総合都市交通対策の推進
・サンポート高松（高松港頭地区）の整備促進
・太田第２土地区画整理事業の推進
・適正な土地利用の誘導
・ＣＡＴＶ網の整備・エリア拡大・加入率向上の促進

第６章　地域みずからのまちづくり

地域コミュニティ組織の構築やコミュニティセンターの整備などにより、心ふれあうコミュニティづくりを進める。

また，ＮＰＯと行政が協働して取り組むパートナーシップのまちづくりを進めるとともに，行財政改革や電子市役所構築の推進、総合計画基本計画の策定などにより，中核市にふさわしい行財政システムの確立を図るほか，市町合併を推進するなど，地域主権の時代を拓くまちづくりを進める。

［主要事業］

・地域コミュニティ活動の推進
・コミュニティセンターの整備
・ＮＰＯと行政の協働の推進
・行財政改革の推進
・新・総合計画基本計画の策定
・電子市役所構築の推進
・市町合併の推進
・市民会館の跡地利用

Ⅴ　主要事業計画の概算事業費

各事業の事業費（計画額）については、「Ⅵ主要事業計画」の各計画中に、計画段階において想定される概算事業費を掲載しているが、計画の検討や取組状況によって、実際の事業費は変更されるものである。また、厳しい財政状況を踏まえ、事業費については、より一層精査していくものである。

主要事業（６３事業）の計画額を合計した概算事業費（計画額）は次のとおりである。

区　分		平成１６・１７年度概算事業費（万円）				
		財　源　内　訳				事業費
		国･県支出金	市債	その他	一般財源	
第１章	環境共生型まちづくりへの転換	492,720	830,930	263,740	202,480	1,789,870
第２章	少子･高齢社会にふさわしい福祉のまちづくり	105,440	0	10,830	147,080	263,350
第３章	心豊かな生活のための場と人づくり	3,320	0	0	28,051	31,371
第４章	豊かで活力あふれる産業の振興	370,690	0	0	161,110	531,800
第５章	広域・交流拠点性の強化	230,160	256,900	100,190	207,350	794,600
第６章	地域みずからのまちづくり	800	22,500	2,040	85,010	110,350
合　計		1,203,130	1,110,330	376,800	831,081	3,521,341

Ⅵ　主 要 事 業 計 画

第１章　環境共生型まちづくりへの転換

**　ＩＳＯ１４００１の推進、大気常時監視・環境情報システムの整備をはじめ、環境学習施設の活用による市民の環境保全活動の促進などにより、かけがえのない地球環境との共生を進めるとともに、定期収集家庭ごみの有料化やごみ処理施設の整備などを進め、環境にやさしいリサイクル型社会の形成を図る。**

**　また、公園の整備をはじめ、道路環境整備，下水道汚水施設の整備や浸水対策などを進め、うるおいとゆとりのある都市アメニティの向上を図るとともに、市営住宅や市営墓地の整備、管理港湾の改修、消防署所の整備、自転車利用の推進などにより、安全で安心できる生活環境の整備を図る。**

**　さらに、水循環施策の推進や安全給水の確保を図りながら、水を大切にするまちづくりを進める。**

ＩＳＯ１４００１の推進

環境保全課
事業費（計画額）：７００万円

目　的：

認証を取得したＩＳＯ１４００１（国際標準化機構から発行された環境管理システムの国際規格）に基づく環境マネジメントシステムの継続的な改善を図る中で、認証取得範囲の拡大と市民・事業者との連携・協働による環境の保全を推進する。

経　過：

- 平成１３年　３月　　高松市環境方針制定
- 平成１３年　４月　　高松市環境マネジメントシステム文書を制定
- 平成１３年　９月　　ＩＳＯ１４００１の認証を取得
- 平成１４年　８月　　内部環境監査実施
- 平成１４年１０月　　定期審査受審
- 平成１５年　７月　　内部環境監査実施
- 平成１５年　８月　　定期審査受審
- 平成１５年１０月　　家庭版環境ＩＳＯ認定制度の創設
- 平成１５年１１月　　香川環境ＩＳＯネットワークに参加
- 平成１６年　２月　　高松市水道局庁舎ＩＳＯ１４００１の認証を取得

事業の概要：

○高松市環境方針

・望ましい環境像

土と水と緑を大切にする環境共生都市　たかまつ

・基本理念

率先して環境に配慮した行政を推進し、「望ましい環境像」の実現

・基本方針（主なもの）

①高松市環境基本計画に基づき、環境の保全と創造のための各種施策を積極的に推進

②循環型社会の構築に向け、省資源・省エネルギーや廃棄物の減量、再資源化

○環境マネジメントシステムの運用

・対象　市役所本庁舎の組織が実施するすべての行政活動

・運用　環境方針に基づき、ＰＤＣＡサイクルによる継続的な改善

○認証取得範囲の拡大

・平成１６年度に出先施設５９施設を追加して更新審査を受審

サンクリスタル高松、美術館、市民文化センター、消防局本庁舎、生涯学習センター、地区公民館(４１)、斎場公園、隣保・児童館（４)、東部下水処理場、女性センター、競輪場、中央卸売市場、玉藻公園、環境保全課検査室、環境プ

ラザ、環境業務センター

○市民・事業者との連携・協働

・家庭版環境ＩＳＯ認定制度の推進

「ごみ減量」「電気・ガスの節約」「節水」「環境にやさしい商品の購入」「水や空気を汚さない」「環境美化」の７分野ごとに、チャレンジする行動項目（５５項目を例示）を１つ以上選択し、家庭で３か月間実行した結果を記録したものにより、市が審査を行い、合格した家庭には、認定証を授与する。平成１５年度より実施（２００家庭実施）

・事業者との連携

県内の企業、市町が業種の枠を越えて、ＩＳＯ１４００１に関する情報交換、研修等を行う「香川環境ＩＳＯネットワーク」に参加

大気常時監視・環境情報システムの整備

環境保全課
事業費（計画額）：８７０万円

目　的：

本市独自での環境情報の測定データの収集、処理等を行うとともに、データベース化による総合管理を行うため、大気常時監視・環境情報システムを整備する。

現　況：

○市内主要地点に一般環境測定局４局および自動車排ガス測定局４局のシステムを全面改修

○現行システム

県が測定データの収集、処理等を行い、本市は県からの送信データを市庁舎内の端末装置で受信するもの(運用期間は平成７～１６年度の１０年間)

事業の概要：

○平成１６年度　新システムの整備、試験運用

○平成１７年度　新システムの本格運用、現システムの撤去

○新システムの内容

・本市独自の測定データの収集、処理等

・環境情報のデータベース化

大気汚染の測定データをはじめ、水質、騒音等の環境監視データ、公害関係法令に基づく工場・事業場の届出情報など

・環境情報の総合管理システム　市ホームページ掲載等

環境学習施設の活用による市民の環境保全活動の促進

環境保全課、環境総務課
事業費（計画額）：４,１００万円

事業主体：市、高松地区広域市町村圏振興事務組合（高松市、塩江町、香南町）

目　的：

環境学習施設を拠点として、環境情報の提供、環境学習の推進、環境行動の交流などを進め、市民の自発的、主体的な環境保全活動を促進する。

経　過：

○環境プラザ

まちづくりゼミナール“がんばれ高松”のほたるの会ゼミが、環境意識啓発や環境保全活動などを積極的に行う市民の輪を広げるため、環境ステーションの設置を提案

- ・平成１１年２月　高松市環境基本計画において、環境ステーションの整備を位置付け
- ・平成１３年　７月２７日　高松市環境ステーション（仮称）整備検討委員会を設置
- ・平成１４年　９月３０日　高松市環境ステーション（仮称）整備検討委員会が整備検討結果報告書を高松市に提出
- ・平成１５年１０月１１日　高松市西宝町に環境学習施設「環境プラザ」を開館(リサイクルプラザをリニューアル)

○エコホタル

- ・平成１２年１２月２２日　南部広域クリーンセンターの整備の一環として、管理棟内に、学習室、展示ギャラリーなどを備えた環境啓発施設の整備に着手
- ・平成１５年　６月２４日　環境啓発施設「エコホタル」が開館

事業の概要：

○環境プラザの運営（市）

- ・環境情報の提供サービス、パネル展示、環境学習講座、リサイクル工作教室（リサイクル紙すき，廃食油せっけんづくり）などを行うとともに、環境ＮＧＯなど環境ボランティア団体の紹介、情報交換交流の場を提供
- ・今後の事業運営

環境プラザの専門性を確保するとともに、市民団体等の主体的な運営参加を促すため、ボランティア団体やＮＰＯ法人による事業運営を予定

○エコホタルの運営（広域事務組合）

- ・ごみ処理施設等の併設施設としての特性を生かすとともに、環境プラザを補完し

た事業を実施する。

■環境学習施設の概要

項目	環境プラザ	エコホタル
開館日・時間	火曜日～日曜日(祝日を除く) の午前 10 時～午後 6 時(土・日曜日は午後 5 時)	月曜日～金曜日(祝日を除く)の午前 10 時～午後 4 時
施設設備	情報コーナー、展示コーナー、啓発コーナー、環境団体等交流コーナー、紙すきコーナー等 情報機器(ＯＡ機器)、コピー機等の各種機材、資料・図書	学習室、展示ギャラリー(地形模型、パネル設置)、ごみ処理施設等の見学スペース。情報端末(パソコン)設置
実施事業	環境学習講座、リサイクル工作教室など	リサイクル工作教室
備品類	環境学習の器材(双眼鏡等)の貸出し	―
付帯設備	太陽光発電、太陽光電池内臓ポールライト、雨水貯留施設など	―
管理運営	高松市(17 年度以降, ボランティア団体やＮＰＯ法人による事業運営を予定)	高松地区広域市町村圏振興事務組合

定期収集家庭ごみの有料化

リサイクル推進課
事業費（計画額）：３億４,０００万円

目　的：

ごみに対する関心や意識を高め、ごみ減量・資源化をより一層進めるとともに、ごみ処理費用に対する負担の公平化を図るため、定期収集家庭ごみの有料化を行い、一人一人が自ら排出するごみに責任を持つ社会の実現を目指す。

現　況：

家庭系ごみの収集　無料(臨時・粗大ごみを除く)

経　過：

・平成　５年　７月　高松市ごみ会議が，家庭ごみの有料化は、ごみ減量・資源化の誘因として有効な方策であり、有料化する場合は、市民の合意を得て実施するよう提言
・平成１１年１１月　高松市総合計画審議会の新高松市総合計画(基本構想)案に関する答申において、「ごみゼロ」に向けての取組みの一環として、ごみの定期収集の有料化について提案
・平成１２年　２月　新・高松市総合計画の施策体系に「家庭系ごみの定期収集有料化に向けての検討」を位置付け
・平成１５年　７月　新高松市行財政改革計画に、ごみ収集の有料化を登載

事業の概要：

○有料化の対象　燃やせるごみ、破砕ごみ

■家庭ごみの種類と有料化の区分

ごみの分別の種類	有料化の有無	排出方法
燃やせるごみ	○	高松市指定収集袋
破砕ごみ	○	高松市指定収集袋
缶・びん・ペットボトル	×	乳白色・半透明ポリ袋
紙・布	×	布は乳白色・半透明ポリ袋
プラスチック容器包装	×	乳白色・半透明ポリ袋
有害ごみ	×	透明ポリ袋
臨時・粗大ごみ	○(現在、有料収集中)	シール制による個別収集

○有料化の仕組み

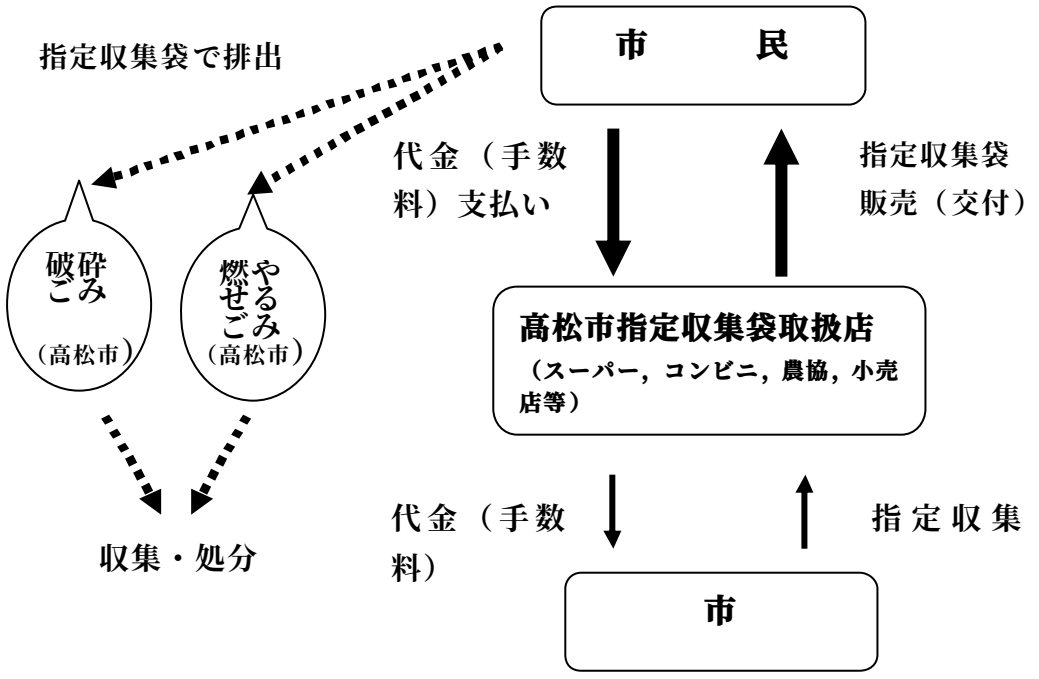

※　燃やせるごみまたは破砕ごみを出すときは、指定収集袋取扱店で高松市指定収集袋を購入し、その指定収集袋を使用して決められた収集日に決められたごみステーションに出す。

○指定収集ごみ袋の種類と手数料

大(４０ﾘｯﾄﾙ相当)　４０円／枚、中(３０ﾘｯﾄﾙ相当)　３０円／枚

小(２０ﾘｯﾄﾙ相当)　２０円／枚、特小(１０ﾘｯﾄﾙ相当)　１０円／枚

１０枚１組とし、組単位で販売、燃やせるごみ、破砕ごみのどちらにも使用可能

今後の予定：

○平成１６年４月～

・周知・啓発

地区・校区衛生組合協議会等への説明会の開催、ポスター、チラシ等

マスメディア　新聞、テレビ、ラジオ等でのＣＭ

広報紙　広報たかまつ、もっと高松市（ホームページ）

・自治会未加入者に対する周知・啓発

○平成１６年９月

・お試し袋セットの配布

市内全世帯(約１４０,０００世帯)にお試し袋や啓発チラシ等を配布

・指定収集袋販売開始

○平成１６年１０月１日

・指定収集袋による家庭ごみ(燃やせるごみと破砕ごみ)の有料収集を開始

・不法投棄・違反ごみ対策の拡充、パトロールの拡充・強化

ごみ処理施設の整備

環境総務課
事業費（計画額）：９億４,０００万円

個別事業

南部広域クリーンセンターの整備

西部広域スポーツセンターの整備

事業名：南部広域クリーンセンターの整備

実施主体：高松地区広域市町村圏振興事務組合（高松市、塩江町、香南町）

目　的：

南部広域クリーンセンターの関連施設および周辺環境の整備を行う。

現　況：

○南部広域クリーンセンターの概要（所在地：塩江町安原下地内、面積：約１３万㎡）

・管理棟

環境問題についての啓発・学習機能を有する施設「エコホタル」を併設

・ごみ焼却処理施設

■施設の概要

区　　分	施　設　の　概　要
焼却能力	300 ㌧／日（3 炉）
処理方式	連続式流動床炉型ガス化溶融方式
焼却余熱利用	発電、余熱供給（工場内・関連施設に供給）
竣工年度	平成１５年度(平成１６年３月)

・廃棄物再生利用施設

■施設の概要

区　　分	施　設　の　概　要
破砕処理能力	35ﾄﾝ／日
選別処理能力	35ﾄﾝ／日
竣工年度	平成１４年度(平成１５年３月)

・管理運営方法

ごみ焼却処理施設、廃棄物再生利用施設および埋立処分地について、長期一括管理運営委託事業契約に基づき、管理運営委託(平成１５～３０年度)

経　過：

・平成１２年度　南部広域クリーンセンターの整備に着工
・平成１４年度　南部広域クリーンセンターの管理棟および廃棄物再生利用施設が竣工
・平成１５年度　南部広域クリーンセンターのごみ焼却処理施設が竣工

事業の概要：

○下水道管渠の敷設
○進入道路の整備
○地域振興対策
○健康増進温浴施設の整備
　ごみ焼却処理施設の余熱を利用
○修景施設の整備
　周辺地域の緑化公園等

■南部広域クリーンセンターの整備スケジュール

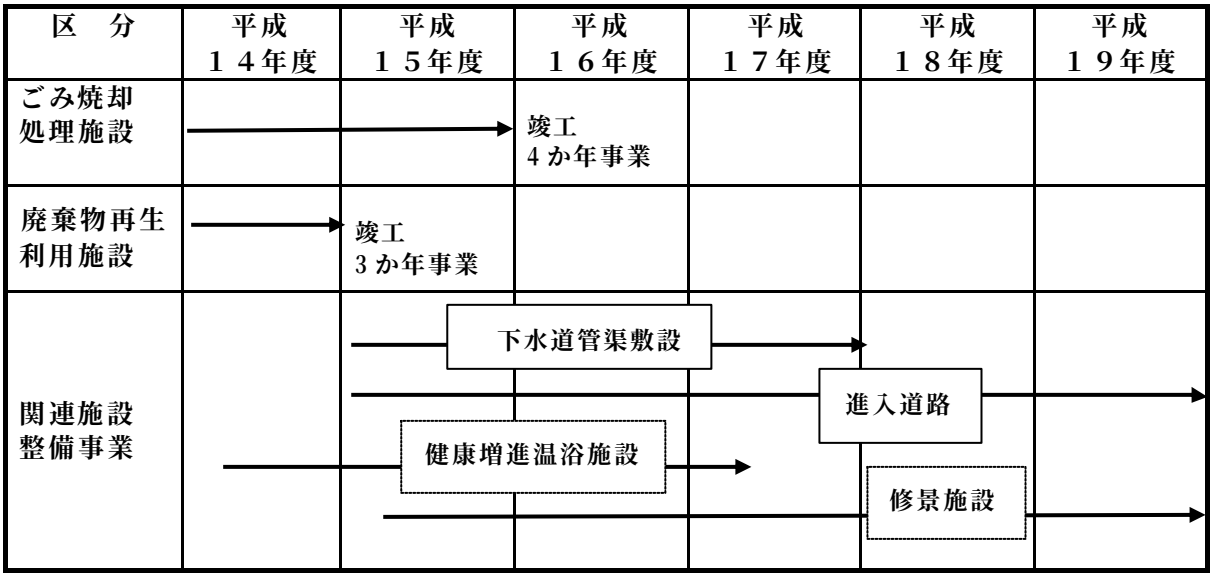

事業名：西部広域スポーツセンターの整備

実施主体：高松地区広域市町村圏振興事務組合（高松市、綾上町、綾南町、国分寺町）

目　的：
　西部広域クリーンセンターの関連施設として、未整備部分について公園整備等を行う。

経　過：
・平成　２年　２月　かわなべ荘、庭球場およびゲートボール場供用開始
・平成　２年　９月　温水プールおよび体育館供用開始
・平成　７年１１月　遊戯施設、休憩施設等整備
・平成１０年　７月　庭球場１面、ゲートボール場完成
・平成１５年１１月　ゲートボール場屋根整備工事着手

事業の概要：
○整備場所　西部広域スポーツセンター内の整備予定地(市内川部町地内)
○整備面積　約７,０００㎡
○整備期間　平成１６年度　実施設計
　　平成１７年度　整備工事
○整備内容　公園等の整備

公園の整備

公園緑地課
事業費（計画額）：３１億円

個別事業：
街区公園の整備
近隣公園の整備
東部運動公園（仮称）の整備
玉藻公園の整備
ちびっこ広場やポケットパークの整備

現　況：
○市内の公園

■市内の公園等の状況（市管理）　　平成１５年４月１日現在

種　別	現　況		公　園　名　称
	公園数	面　積（ha）	
街区公園	119	21.99	松島公園ほか
近隣公園	7	7.54	紫雲公園・今里中央公園ほか
地区公園	1	3.52	中央公園
総合公園	2	24.28	仏生山公園・峰山公園
歴史公園	1	8.00	玉藻公園
運動公園	1	1.00	東部運動公園
墓　園	1	11.86	平和公園
緑地・緑道	17	3.99	枌場川緑道・屋島緑地ほか
ちびっこ広場	50	3.96	
ポケットパーク	14	0.43	
計	213	86.57	

事業名：街区公園の整備

目　的：

平成１３年度に策定した高松市緑の基本計画に基づき、主として街区に居住する広い年齢層の市民が運動、散策、休養などのため、日常的に利用できる街区公園を、計画的に整備する。

事業の概要：

○居石（おりいし）公園（仮称）（面積０．２１ha）

園路広場等整備、便益施設整備　平成１６年度完成予定

○塩上町三丁目公園（面積０．１４ha）

園路広場等整備　平成１６年度完成予定

○平塚公園（仮称）（面積０．２１ha）

園路広場等整備、便益施設整備　平成１７年度完成予定

○天皇北公園（仮称）（面積０．２５ha）

園路広場等整備、便益施設整備　平成１７年度完成予定

■街区公園（平成１４年度完成の青木公園）

事業名：**近隣公園の整備**

目　的：

平成１３年度に策定した高松市緑の基本計画に基づき、主として近隣に居住する者が利用できる近隣公園を、計画的に整備する。

事業の概要：

○伏石中央公園（仮称）（面積０．２３ha）

管理事務所整備　平成１６年度完成予定

○松縄流石（ながれいし）中央公園（仮称）（面積０．７ha）

園路広場等整備　平成１７年度～１９年度予定

○平塚中央公園（仮称）（面積１．０ha）

園路広場等整備　平成１７年度～１９年度予定

事業名：**東部運動公園（仮称）の整備**

目　的：

本市の総合的なスポーツ・レクリエーションの活動拠点として整備する。なお、当面は、暫定利用拡大に向けた整備を行う。

経　過：

・平成　６年１２月　東部運動公園の都市計画決定（面積４７．２ha）・事業認可
・平成１３年　３月　南側調整池（容量１７，４００㎥）完成
・平成１４年　３月　北側調整池（容量３６，８００㎥）完成
・平成１５年　１月　北側一部供用開始（１．０ha）
・平成１５年１２月　北側一部供用増設（１．０ha）

現　況：

○北側一部供用（２．０ha　サッカー、野球など）

事業の概要：

○基盤整備（北側敷地造成）
○埋蔵文化財発掘調査

■東部運動公園　北側一部供用開始

事業名：玉藻公園の整備

目　的：

サンポート高松（高松港頭地区）の環境整備や琴電の連続立体交差事業との整合性を図り、史跡高松城跡と一体となった歴史公園として整備し、みどりのまちづくりを推進する。

経　過：

・平成　８年３月　史跡高松城跡保存整備基本計画の策定
・平成１０年７月　都市計画決定（公園面積８．４ha→９．６ha に拡大）

事業の概要：

○琴電高松築港駅付近の用地購入
　土地開発公社からの買戻し

○　鉄（くろがね）門石垣の保存整備

○披雲閣保存整備指針の策定

事業名：ちびっこ広場やポケットパークの整備

目　的：

使用されていない空地や街路等の都市基盤整備を進める上で発生する残地について、誰もが利用できる広場や公園を整備する。

事業の概要：

○ちびっこ広場やポケットパークの整備

・ちびっこ広場は、毎年２か所程度を整備

・ポケットパークは街路等の都市基盤整備の進捗状況により、随時対応

■花園ポケットパーク（平成１３年度工事）

キーワード：緑の基本計画

緑の基本計画は、平成６年の都市緑地保全法の改正により創設された、都市の緑全般に関する計画。従来の緑のマスタープランが主として対象としていた都市計画に関する事項と、都市緑化推進計画が対象としていた公共公益施設の緑化および民有地の緑化推進等に関する事項を統合し、更に拡充した内容となっている。

■都市公園（都市公園法に基づく公園）の種類

種　類	内　　容
街区公園	主として街区に居住する広い年齢層の市民による散策、休養等の日常的な利用に供される公園で、誘致距離 250ｍの範囲で、１か所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離 500ｍの範囲内で、１か所当たり面積 2ha を標準として配置する。
運動公園	都市住民全般の主として運動の利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ、１か所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。
歴史公園	歴史上の遺跡、風土などの保全を図りつつ、体験学習やレクリエーション利用にも供することができる都市公園である。文化財等の保護・活用を図り、歴史公園に相応しい環境が形成されるような修景施設等を配置する。

■都市公園以外の公園

種　類	内　　容
ちびっこ広場	遊び場に恵まれない地域の児童や幼児のために、空き地となり使用されていない土地について、所有者の善意により開放してもらい、子どもたちが安全かつ健全に遊べる「ちびっこ広場」として整備を行う。
ポケットパーク	緑豊かな潤いのある都市景観を創出するために、街路事業等の残地を利用して、個性のあるポケットパークとして整備を行う。

道路景観の向上と環境整備

道路課
事業費（計画額）：６,１００万円

個別事業：
歩道のカラー舗装整備
バリアフリー歩行空間ネットワークの整備

事業名：歩道のカラー舗装整備

目　的：
歩道をカラー舗装することにより、道路景観を向上させ、安全で快適な歩道空間の確保を図る。
また、雨水の地下浸透を図る観点から、透水性舗装を推進する。

事業の概要：
○瓦町松島線のカラー舗装整備およびブロック工

事業名：バリアフリー歩行空間ネットワークの整備

目　的：
歩道縦断方向の傾斜、勾配の改善等により、安全で快適な歩行空間の整備を図る。

事業の概要：
○中野町御坊川線、栗林上福岡線等の歩道切下げ段差解消と視覚障害者用誘導ブロックの整備

下水道汚水施設の整備

下水道建設課
事業費（計画額）：５６億円

目　的：
生活環境の改善と公共用水域の水質改善を図るため、下水処理場、汚水中継ポンプ場、汚水幹線、枝線管渠の整備を進め、処理区域の拡大を図る。

現　況：

■下水道普及状況　　平成１５年３月３１日現在

行政区域人口　　A	事業計画処理人口　B	処理区域内人口　C	普及率　C／A
334,368 人	229,990 人	175,984 人	52.6%

■下水処理場の概要(※県施設)

施設名	敷地面積(ha)	処理方法	処理能力（㎥/日最大）
東部下水処理場	約 14.37	標準活性汚泥法	75,000
香東川浄化センター※	約 17.60	標準活性汚泥法	40,800

■下水道の計画　　平成１５年３月３１日現在

処理区名	全体計画				事業計画区域	
	都市計画決定区域（ha）	計画区域（ha）	計（ha）	計画人口（人）	事業計画区域（ha）	計画人口（人）
東部処理区	3,241.2	107.0	3,348.2	190,700	3,241.2	182,000
西部処理区	1,545.2	579.0	2,124.2	100,000	918.8	47,990
計	4,786.4	686.0	5,472.4	290,700	4,160.0	229,990

経　過：

・昭和　８年　２月　高松排水区（現在の中部処理区の一部）４６２．１ha について、下水道築造認可を得て、下水道事業に着手
・昭和３０年１１月　第１期拡張事業認可（市中心部約８８２．８ha）を得て、事業に再着手
・昭和４０年　４月　福岡下水処理場運転開始
・昭和４９年　５月　高松市の市街化区域全体（４，４５０ha）を中部・東部・西部処理区に分け、高松市公共下水道事業の全体計画策定
・昭和５４年　８月　県が「高松地区水域流域別下水道整備総合計画」策定
・昭和５７年１１月　東部下水処理場運転開始
・平成　５年　５月　県が香東川流域下水道事業の認可取得
・平成　５年　９月　西部処理区の下水道事業に着手
・平成１３年　８月　県の香東川浄化センター運転開始（同年末をもって福岡下水処理場を廃止）

事業の概要：

○平成１６年度
・東部下水処理場整備　　水処理設備（電気・機械）
・東部処理区汚水管渠整備　鶴尾１号幹線および面整備（約８，５００ｍ）
・西部処理区汚水管渠整備　面整備（約４，３００ｍ）

○平成１７年度
・東部下水処理場整備　　汚泥処理設備（電気・機械）
・東部処理区汚水管渠整備　鶴尾１号幹線および面整備（約１１，２００ｍ）

・西部処理区汚水管渠整備　仏生山１号等汚水幹線および面整備（約７,８００m）

浸水対策の推進

下水道建設課
事業費（計画額）：３６億円

目　的：

快適な都市環境を確保し、浸水のない安全で安心できる都市づくりを進めるため、浸水被害を受けている地域において浸水防除対策として、雨水をスムーズに排水するための雨水ポンプ場の建設や雨水管渠等の整備を図る。

事業の概要：

○雨水ポンプ場および雨水管渠の整備

■整備内容

	平成１６年度	平成１７年度
雨水ポンプ場整備	西部ポンプ場：沈砂池機械および電気設備の整備 馬ノ口ポンプ場：場内整備	福岡ポンプ場：実施設計
東部処理区雨水管渠整備	中部バイパス第１幹線整備 L＝670m	中部バイパス第１幹線整備 L＝850m
西部処理区雨水管渠整備	郷東第１雨水幹線整備 L＝70m	郷東第１雨水幹線整備 L＝100m

市営住宅の整備

住宅課
事業費（計画額）：３,３００万円

目　的：

住宅に困窮する低所得者に対して、安価な住宅を提供するため、老朽化が著しい市営住宅の建替えによる整備を行う。

経　過：

・平成　４年３月　高齢者住宅施策の指針となる「高松市地域高齢者住宅計画」を策定
・平成　５年１月　「高松市シルバーハウジング・プロジェクト事業計画を策定
・平成１０年３月　「高松市市営住宅マスタープラン（市営住宅の整備・管理）」を策定
・平成１５年３月　「高松市市営住宅ストック総合活用計画」を策定

事業の概要：

○上之町団地の建替え

基本計画、用地等測量、住替え移転交渉

高齢者向け優良賃貸住宅の供給促進

住宅課

事業費（計画額）：４,６００万円

目　的：

高齢社会の進展する中、増大する高齢者単身・夫婦世帯等の居住の安定を図るため、民間賃貸住宅を活用し、高齢者の身体機能に対応した設計・設備など高齢者に配慮した良質な高齢者向け賃貸住宅の促進を図る。

事業の概要：

○高齢者向け優良賃貸住宅供給に対する助成

バリアフリー構造を有するなど、基準に適合した良好な居住環境を備え、市長の認定を受けた供給計画に基づき、賃貸住宅の供給を行おうとする賃貸住宅事業者に対し、住宅の整備に要する費用や家賃の減額に要する費用について補助を行う。

・平成１６年度　事業者への周知、受付、審査、認定

・平成１７年度　事業補助（以後毎年度、受付、審査、認定）

管理港湾の改修

河港課

事業費（計画額）：７億６,０００万円

個別事業：

立石港の改修

女木港の改修

男木港の改修

事業名：立石港の改修

目　的：

地場産業の振興と地域住民の生活基盤の向上を図るため、環境整備と併せて港湾施設の整備を行う。

現　況：

改修事業については平成５年度から、港湾環境整備事業については平成８年度から

事業に着手し、整備を進めている。平成１４年度末の改修事業の進捗率４５.１%、環境事業４８.０%

事業の概要：
○船揚場、泊地、緑地の整備

事業名：女木港の改修

目　的：
防波堤、係留施設等の整備を行うことにより生活基盤の向上を図り、船舶の大型化に伴う港湾機能低下を解消するため、港湾整備を行う。

現　況：
○平成１４年度末の改修事業の進捗率４６.４%

経　過：
・平成５年度から事業着手して平成１０年度まで事業継続
・平成１１年度から事業休止
・平成１２年７月「香川県公共事業再評価委員会」で事業再開の結論
・平成１３年度から事業再開

事業の概要：
○防波堤、護岸、物揚場、浮桟橋の整備

事業名：男木港の改修

目　的：
地域の物流や人流の拠点として、生活物資の輸入や日常生活の足を確保するとともに、地場産業の振興を図り、船舶の大型化に伴い港湾機能の低下等に対応するため、港湾施設等の整備を行い、生活基盤の向上を図る。

現　況：
○平成９年度事業着手して、平成１４年度末現在の改修事業の進捗率５７.１%

事業の概要：
○防波堤、泊地の整備

自主防災組織の結成促進

予防課
事業費（計画額）：２,０００万円

目　的：

共生の視点から、共助の精神のもと、自主防災組織の結成を進めることにより、市民と行政が一体となった防災体制の確立を図り、災害に強いまちづくりを推進する。

経　過：

・平成１３年９月　５日　自主防災組織連絡協議会の結成
・平成１５年８月２６日　自主防災組織研究班（庁内組織）の設置

現　況：

○組織数（平成１６年１月１日現在）　２７１組織（２９,５６８世帯加入）
○組織率（平成１６年１月１日現在）　２１.２６％（加入世帯数÷市内の全世帯数）

事業の概要：

○自主防災組織の結成促進（平成９年度～）
・自主防災組織資機材の購入助成　トランジスターメガホン、消火器、鋸、バール、ジャッキ、救急セット、担架、避難誘導旗、笛、強力ライト等
・自主防災組織の活動促進　防災訓練等の指導

キーワード：自主防災組織
地震、火災、風水害等の大規模災害の発生時、またはその恐れがある場合に、被害を防止、軽減または予防するため、「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神に基づき、住民が自治会を単位として自主的に結成して運営する組織。

■自主防災組織の結成状況

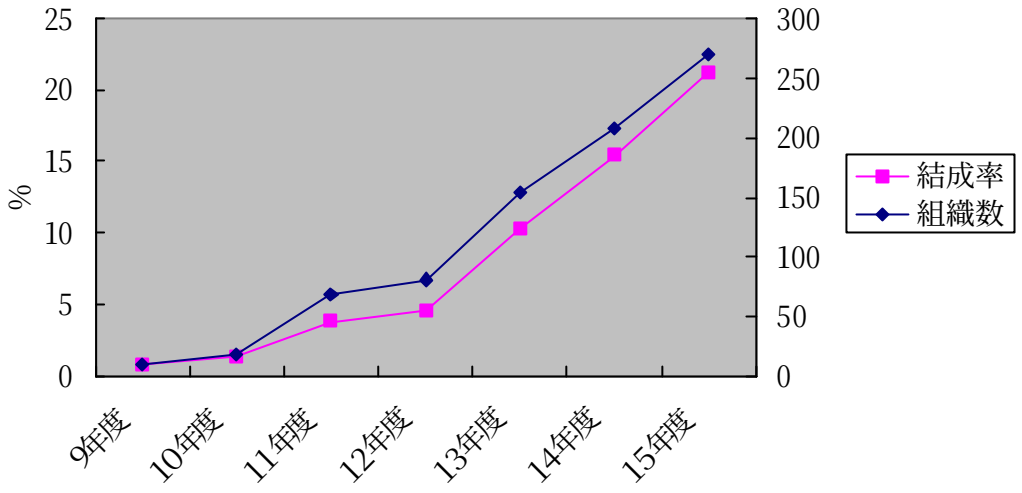

消防署所・消防屯所の整備

消防局総務課
事業費（計画額）：１３億円

目　的：

庁舎の耐震化整備を進める中で、道路網の整備や市街地の進展に適切に対応し、現場への到着時間の短縮および平均化を図るため、消防署所の移転・統廃合を進めるとともに、老朽かつ狭隘な消防屯所の解消を図る。

経　過：

・平成１１年度　消防局・北消防署合同庁舎耐震化工事完了
・平成１４年度　西消防署消防署庁舎耐震化工事完了
「高松市消防局における消防力適正配置調査報告書」取りまとめ

事業の概要：

○消防署所の整備
南消防署の移転整備（用地購入、設計など）
○消防屯所の整備
仏生山分団２部屯所、三谷分団３部屯所、山田分団３部城屯所など、老朽かつ狭隘な屯所の整備
○消防車、救急車等の整備
はしご車、消防ポンプ車、高規格救急車などの更新整備

安全で安心なまちづくりの推進

市民生活課
事業費（計画額）：２００万円

目　的：

犯罪等を未然に防止し、発生させない環境づくりを推進するため、自らの地域は自らで守るという基本認識をもとに、市・市民・事業者がそれぞれの役割を担い、密接な連携を図りながら、協働して取り組むことを基本理念に、啓発活動、情報の提供や知識の普及等を図るとともに、地域コミュニティで取り組む活動を支援するなど、市民が安全に、かつ、安心して暮らすことができるまちづくりを推進する。

経　過：

・平成１５年７月　高松市安全で安心なまちづくりに関する条例の制定
・平成１５年７月　高松市安全で安心なまちづくり推進協議会の設置

事業の概要：

○安全で安心なまちづくり協議会の開催
○啓発ビデオ等の貸出し等
○安全で安心なまちづくり講習会および講演会の開催
○防犯アドバイザーの派遣
○地域コミュニティ安全・安心活動の支援

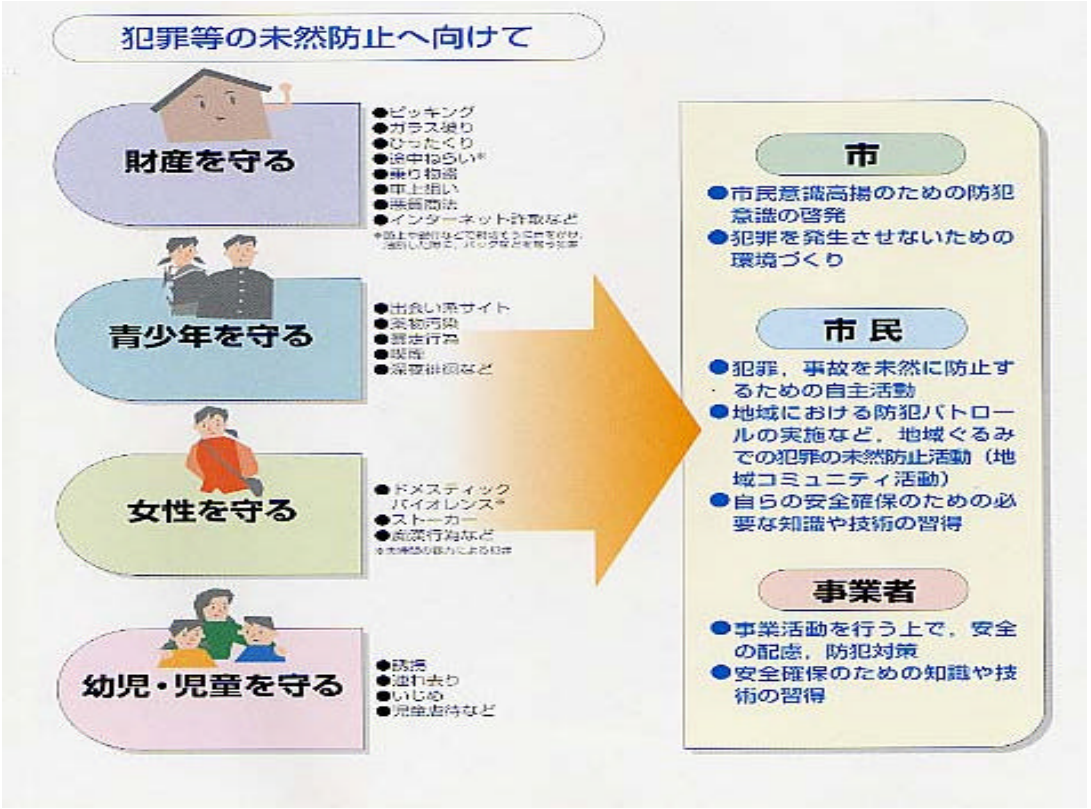

■協働して取り組む事業の概要

市営墓地の整備

市民生活課
事業費（計画額）：１億３,０００万円

目　的：

墓地の適正管理を図るため、市営墓地において、墓所の使用者等が不明となった無縁墳墓の移転改葬整備を行う。また、少子・高齢化や家意識の変化などにより、多様化する市民の墓所需要に対応するため、平和公園に新たな形態の墓地として、合葬式墓地を整備する。

経　過：

・平成１３年　峰山墓地総合整備計画策定
（峰山墓地をＡ・Ｂ・Ｃの３ブロックに区分し，１ブロック３か年，３ブロック５か年で整備）

・平成１４年　峰山墓地の寄墓（よせばか）実施設計・地質調査・基礎工事

・平成１４年　平和公園墓園整備変更計画策定

・平成１５年　峰山墓地の寄墓（よせばか）基礎工事

平和公園合葬式墓地実施設計策定

事業の概要：

○峰山墓地の整備

・平成１６年度　Ａブロック　環境整備、貸出し（約９０区画）
Ｂブロック　実施設計、改葬整備
Ｃブロック　新聞広告

・平成１７年度　Ｂブロック　環境整備、貸出し（約８０区画）
Ｃブロック　実施設計、改葬整備

■整備計画

	改葬整備	貸出数	貸出年度(予定)
Ａブロック	220 基	90 区画	１６年度
Ｂブロック	273 基	80 区画	１７年度
Ｃブロック	450 基	110 区画	１８年度

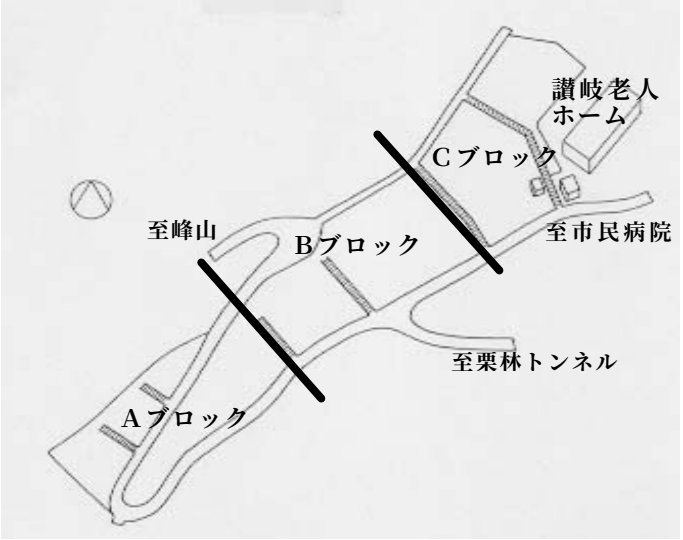

■峰山墓地見取図

○摺鉢谷（すりばちだに）墓地の整備

・平成１７年度　Ａブロック；官報・新聞広告、墓石調査、看板設置、寄墓（よせばか）基礎部および移転改葬実施設計

○合葬式墓地（平和公園墓園）の整備

・整備概要

公園的整備（敷地面積　約２，５００㎡（植栽・遊歩道・多目的広場・参拝所・モニュメント等））

合葬式墓地（地下式の埋蔵室と合葬室を設け、地上部分は、参拝所およびモニュメントを設置）

納骨壇（埋蔵室には、骨壷１，０００体を埋蔵する納骨壇を確保、当初は、その半数の約５００体の納骨壇を設け、必要に応じ拡張する。）

モニュメント（合葬式墓地を整備する区域には、石のモニュメントを配置するなど、区域全体が平和公園を象徴するものとなるよう整備を行う。）

・整備計画

平成１６年度　合葬式墓地整備（地下埋蔵室，地上部）

平成１７年度　貸出し開始

キーワード：無縁墳墓

死亡者の縁故者がない墳墓。この無縁墳墓となった墓石を１箇所に寄せ集めたものを寄墓（よせばか）という。

キーワード：改葬

埋蔵し、若しくは収蔵した焼骨を、他の墳墓又は納骨堂へ移すこと。

キーワード：合葬式墓地

市営墓地や平和公園墓園にある従来の墳墓の形態と異なり、多くの焼骨を一つの埋蔵施設に埋蔵する新しい形の墓地

自転車利用環境の総合整備

道路課、交通安全対策課
事業費（計画額）：１億３,０００万円

個別事業：
　自転車利用環境の整備
　レンタサイクルポートの整備

事業名：自転車利用環境の整備

目　的：
　自転車交通が持つ高い自由度、健康的、経済的で高い機動性や、本市の地理的気候的特性を生かし、自転車交通を都市交通手段の一つとして位置づけ、自転車が快適で安全に走行できる空間等の整備を図る。

経　過：
・平成１１年１２月　自転車利用環境整備モデル都市として指定
・平成１２年　２月　自転車利用環境推進協議会発足
・平成１２年１１月　自転車利用環境整備に関する社会実験
・平成１３年　３月　自転車利用環境整備基本計画策定
　（基本計画における整備方策）
　・自転車利用空間ネットワーク計画
　・自転車走行空間の整備
　・自転車駐車空間等の整備
　・自転車利用促進環境の整備
　・秩序構築環境の整備

事業の概要：
○片原町沖松島線、兵庫町西通町線のカラー舗装、ブロック工、自歩道分離標識設置

事業名：レンタサイクルポートの整備

目　的：
　人および自然とのふれあいに着目した自転車利用の促進と地域交通の発展、自転車の放置防止を図るため、レンタサイクルポートの整備を進め、レンタサイクルの利用を促進する。

現　況：

■利用状況

名　　称	収容能力	利用状況		
		平成１３年度	平成１４年度	平成１５年度（12 月分まで）
瓦町地下レンタサイクルポート（平成 13 年 5 月 1 日開設）	150 台	14,526 件	22,448 件	21,963 件
高松駅前広場地下レンタサイクルポート（平成 13 年 5 月 13 日開設	400 台	46,953 件	85,645 件	83,180 件
鍛冶屋町レンタサイクルポート（平成 14 年 5 月 1 日開設）	50 台	―	2,767 件	2,712 件
栗林駅前レンタサイクルポート（平成 14 年 7 月 1 日開設）	100 台	―	6,123 件	9,771 件
南部駐車場レンタサイクルポート(平成 15 年 10 月 1 日開設）	40 台	―	―	289 件

■料金

区　分		一　般	学生等
定期利用	１カ月	2,000 円	1,800 円
	３カ月	5,500 円	5,000 円
一時利用	24時間以内	100 円	
	24時間超	24時間までごとに 100 円	

事業の概要：

○琴電栗林公園駅前レンタサイクルポートの整備　台数　５０台(平成１６年度整備)

○市役所庁舎前レンタサイクルポートの整備　　台数　５０台(平成１６年度整備)

水循環施策の推進

企画課水問題対策室、下水道管理課
事業費（計画額）：１,１００万円

個別事業：

水循環健全化計画の推進

雨水浸透施設設置の助成

事業名：水循環健全化計画の推進

目　的：

従来の節水対策や水源確保の取組みに、“ 水の循環 ”の視点から環境面への配慮や水辺空間の創造などの取組みを加えた「高松市水循環健全化計画」に基づき、各種施策を計画的に推進し、水を大切にするまちづくりを進める。

経　過：

・平成　８年３月　高松市水問題に関する基本指針策定
・平成　９年４月　雨水貯留施設整備、不要浄化槽転用整備に対する助成制度創設
・平成１１年８月　節水・循環型水利用の推進に関する要綱制定、排水再利用施設整備助成開始
・平成１２年１月　２,０００㎡以上の大規模建築物への雑用水利用等の義務づけ
・平成１２年４月　「高松地域における水循環再生技術の開発に関する研究」（産学官共同研究事業として平成１４年度までの３か年間）
・平成１３年８月　「２００１雨水セミナーＩＮ高松」開催、「高松宣言」を採択
・平成１５年３月　高松市水循環健全化計画策定
・平成１５年８月　雨水浸透施設設置に対する助成制度創設

事業の概要：

○水循環健全化計画の推進
・水循環健全化推進本部・部会による事業管理
・市政出前トーク、市民講座等でのＰＲ

○節水・循環型水利用計画書に対する指導
・水道使用水量の抑制、雑用水に水道水以外の水を利用、雨水等の地下浸透推進

キーワード：水循環
水が、ある経路に沿って巡りめぐって元に帰り、それを繰り返すこと。その経路としては、河川、湖沼、水域等地表上の自然水域のみならず、地下水の通り道である地下空間や水蒸気の通り道である大気中に加え、水道、下水道等生活・産業に起因する人工系の流路も含まれる。

■水循環健全化計画（２００３－２０１０年）の概要

基　本　方　針	施　　策
水の有効利用と水資源の確保	節水、水の有効利用、水源の水量確保、水資源の開発
自然な水循環の回復	湧水、河川水、地下水量の回復
緑地、水辺の再生	水と親しむ街づくり
水質汚濁の防止	水質の改善
都市の安全と安心の確保	雨水対策、渇水・緊急時の水源確保、水道水質の向上，ヒートアイランド現象の緩和
パートナーシップに基づくまちづくり	水源地域との連携・交流、環境ボランティア組織の育成、環境教育、環境行動の支援

事業名：雨水浸透施設設置の助成

目　的：
地下水の涵養と健全な水循環を確保する観点から､雨水の地下浸透等を進めるため、

雨水浸透施設を設置する個人・法人に対し助成を行う。

事業の概要：

○雨水浸透ます、雨水浸透トレンチの設置に対する助成

■助成対象施設と助成金額

雨水浸透ます		雨水浸透トレンチ（浸透管）	
内径	１基当り(円)	内径	１ｍ当たり(円)
150㎜以下	5,000	75㎜以下	4,000
150を超え200㎜以下	7,000	75を超え100㎜以下	5,000
200を超え250㎜以下	10,000	100を超え150㎜以下	6,000
250を超え300㎜以下	11,000	150を超え200㎜以下	9,000
300を超え350㎜以下	18,000	200㎜を超えるもの	11,000
350を超え400㎜以下	21,000		
400㎜を超えるもの	40,000		
☆雨水浸透ますの助成対象基数は4基を原則 ☆工事総費用の2/3の額、または、上記助成額のいずれか少ない額			

再生水の利用拡大

下水道建設課

事業費（計画額）：７，９００万円

目　的：

下水道資源の有効利用と、水循環推進の観点から、東部下水処理場内に再生処理施設を設け、サンポート周辺等の事業所に雑用水源として再生水を送水するとともに、中心市街地への送水管の整備を行い利用拡大を図る。

現　況：

・再生水供給箇所（公共施設含む）　３６か所（平成１５年１２月現在）
・再生水利用量　　日量　約７００㎥

経　過：

・昭和６２年度　　下水処理水循環利用モデル事業採択
・昭和６３年度　　福岡下水処理場において再生処理施設の建設に着手
・平成　６年４月　処理場周辺の公共施設や民間事業所に送水開始
・平成　８年度　　再生水利用下水道事業（サンポート高松）の採択、事業認可
・平成　９年度　　東部下水処理場において再生処理施設の建設に着手
・平成１３年３月　中心市街地（北側）への区域拡大、採択、事業認可
・平成１３年４月　サンポート地区およびその周辺に送水開始

事業の概要：

○再生水管の布設　φ１５０～２００㎜　６００m整備

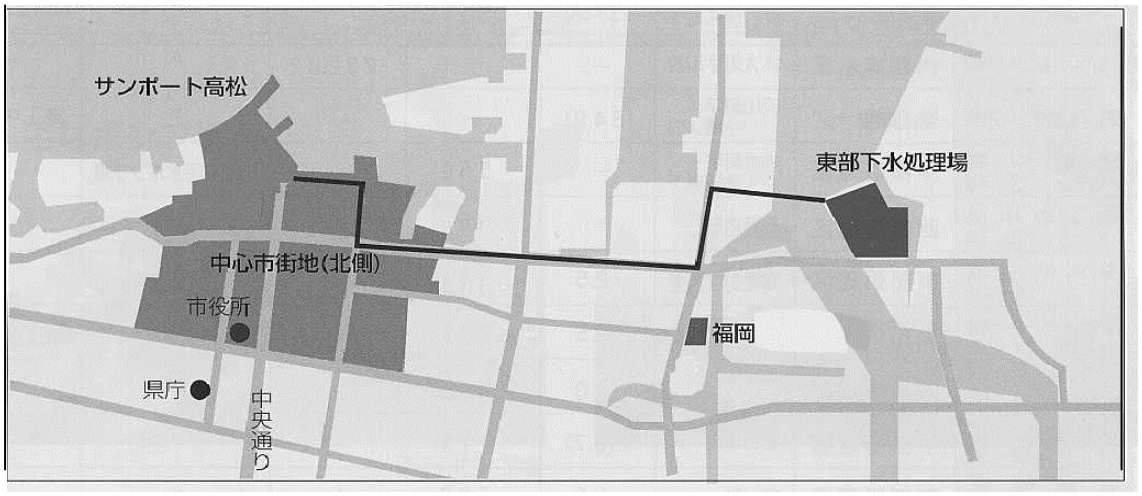

■再生水計画区域

キーワード：再生水

活性汚泥法等による下水処理水を原水として、生物膜ろ過→オゾン酸化→塩素消毒等の高度処理を行い造られた水

■東部下水処理場内再生処理施設

香東川水系椛川（かばかわ）ダムの建設

企画課水問題対策室
事業費（計画額）：１億９,０００万円

実施主体：高松広域市町村圏振興事務組合、県

目　的：

治水・利水・渇水対策機能を持つ多目的ダムとして、香東川水系椛川（かばかわ）ダムの建設を進め、渇水時の水道水源の確保を図る。

経　過：

- 平成　元年　４月　「水資源開発推進協議会」発足（高松市、香川町、香南町、塩江町、香川県内場池土地改良区で構成）
- 平成　５年　１月　「香東川水系ダム建設促進期成会」に名称を変更
- 平成　６年度　県が実施計画調査
- 平成　８年度　建設事業として国の採択を受け、県が地質調査等を開始
- 平成１０年　３月　県と高松市、香川町、香南町、塩江町でダム建設工事施工の協定書を締結
- 平成１１年　２月　高松地区広域市町村圏振興事務組合椛川（かばかわ）ダム建設事業、同じく水道用水供給事業として、一部事務組合の規約変更
- 平成１１年　７月　県とダム建設の基本協定を締結
- 平成１２年　１月　水道用水供給事業の認可
- 平成１５年１２月　香東川水系河川整備計画策定（県）

事業の概要：

○調査設計、用地補償付替道路工事、補償工事

安定給水の推進

浄水課
事業費（計画額）：１５億円

目　的：

地下水・ため池等から自己処理水源を新たに確保することで、自己処理能力の充実を図るとともに、また、各浄水場の機能や施設について水源に適合した整備を行うなど、安定給水の確保を図り、渇水に強いまちづくりを推進する。

経　過：

・平成１４年度　奥の池周辺井戸導水管布設、調整池築造、導水ポンプ及び電気計装設備整備
　　鬼無町佐料堀導水管布設、導水ポンプ設備整備

・平成１５年度　浅野浄水場整備
　　御殿浄水場関連井戸調査

事業の概要：

○浄水場施設改修および高地区整備

■浄水場施設改修内容および高地区整備内容

浄水場	平成１６年度	平成１７年度
御殿浄水場	浄水施設設計委託 着水井築造、排泥池築造 場内配管	生物接触ろ過池築造 急速ろ過池築造 場内配管
川添浄水場	三郎池導水管布設 三郎池取水施設調査設計委託 排水処理施設設置	三郎池導水管布設 （平成１８年度完成予定） 三郎池取水井築造 沈殿池改良
高地区整備	竜王台送水管布設 平木送水管布設	―――

■浅野浄水場配水池（平成１５年度工事）

■自己処理水率の推移

年　度	自己処理水（㎥）	県水（㎥）	年間配水量（㎥）	自己処理率（％）
平成　８年度	15,764,370	29,690,755	45,455,125	34.7
平成　９年度	16,899,530	28,765,316	45,664,846	37.0
平成１０年度	18,124,660	27,007,009	45,131,669	40.2
平成１１年度	19,238,930	25,826,232	45,065,162	42.7
平成１２年度	21,489,180	24,022,252	45,511,432	47.2
平成１３年度	21,561,990	23,602,833	45,164,823	47.7
平成１４年度	20,229,480	24,942,022	45,171,502	44.8

（平成１４年度は冬季渇水のため、自己処理水が減少し、県水が増加している。）

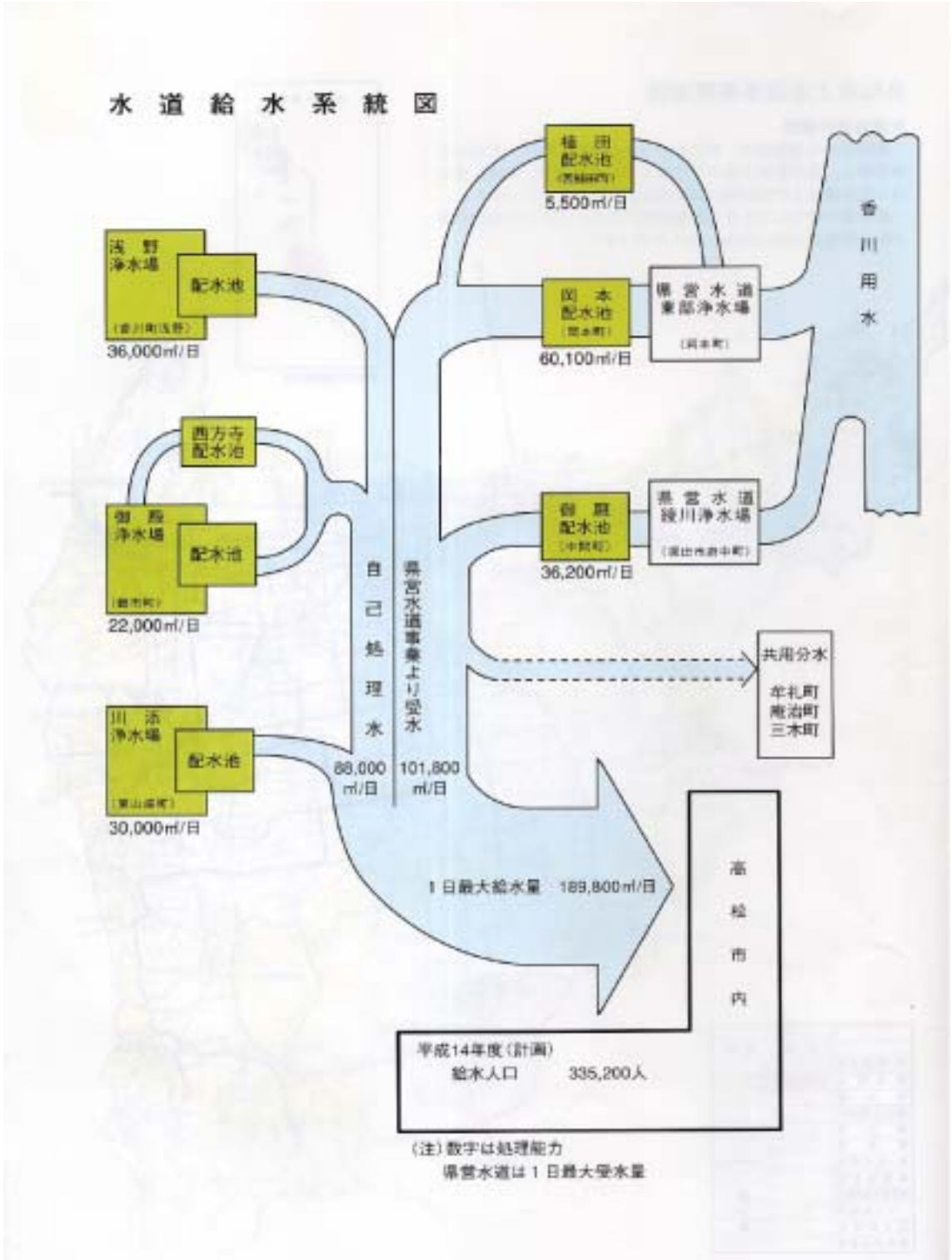

■自己処理水と県水との関係図

その他の主な事業

・市民農園の増設（農林水産課）
・環境美化の推進（環境保全課，リサイクル推進課）
　（環境美化都市推進会議の活動促進，リサイクル推進員制度の活用）
・合併処理浄化槽設置の助成（下水道管理課）
　（５人槽から３１～５０人槽まで６区分による助成）
・公害防止対策の充実（環境保全課）
　（一般環境大気中・排ガス等ダイオキシン類濃度測定）
・地球温暖化対策の推進，省資源・省エネルギー活動の推進（市民生活課、環境保全課）
　（環境家計簿の配布，市ホームページ・広報紙等での啓発）
・住宅用太陽光発電システム設置の助成（環境保全課）
　（１キロワット当たり１０万円で、４キロワットを限度）
・環境教育・学習の推進（環境保全課、社会教育課、学校教育課）
　（こども環境懇話会、公民館での環境講座など）
・高松市エコマイスター会議の活動支援（環境保全課）
　（環境プラザの機関紙の作成委託）
・事業系ごみの減量化・リサイクルの促進（リサイクル推進課）
　（「地球にやさしいオフィス・店」登録の拡大、事業者に対する啓発）
・生ごみ堆肥化容器・生ごみ処理機購入の助成（リサイクル推進課）
　生ごみ堆肥化容器：購入価格の３／４以内で１基６,０００円を限度（１世帯２基以内）
　生ごみ処理機：購入価格の１／２以内で１基２０,０００円を限度（１世帯１基のみ）
　生ごみ処理機モニター事業
・家庭系ごみ分別収集の推進（リサイクル推進課）
　（地区衛生組合協議会・リサイクル推進員等の活動支援、ごみステーションの適正管理など）
・ごみ収集車低公害化の推進（リサイクル推進課）
　（天然ガス車の導入）
・中間処理施設の整備（環境総務課新清掃工場整備室）
　（西部広域クリーンセンターごみ焼却施設の精密機能検査）
・一般廃棄物の適正処理の推進（リサイクル推進課適正処理対策室）
　（ごみステーション指導、不法投棄防止用の監視カメラ設置、パトロールの実施）
・産業廃棄物の適正処理の促進（環境総務課産業廃棄物対策室）
　（マニフェスト使用の徹底、不法投棄・野外焼却等の不適正処理防止パトロールの強化，多量排出事業者の排出削減など）
・し尿および浄化槽汚泥の適正処理の推進（衛生処理センター）
・玉藻公園の魅力アップ（公園緑地課）
　（早朝開園、抹茶接待、観光ボランティアガイド、正月三が日や花見シーズンの無料開放、ライトアップなど）
・屋外広告物の規制誘導（都市計画課）

・市営住宅の環境改善（住宅課）
　（市営住宅のトイレの水洗化など、環境衛生の向上）
・都市景観づくりの推進（都市計画課）
　（都市景観アドバイザー制度の運用、仏生山都市景観形成地区の景観誘導など）

■仏生山本町通りの町屋風建物

・狭あい道路の拡幅促進（建築指導課、道路課）
　（生活道路のうち、幅員４ｍ未満の道路の拡幅整備）
・道路の新設・改良（道路課）
　（生活道路の整備・充実）
・河川・水路の改良、整備（河港課）
　（河川の改良・浚渫工事、水路の整備・浚渫工事）
・管理漁港の改良、整備（河港課）
　（浦生（うろ）漁港、西浦漁港、亀水（たるみ）漁港の改良工事）
・地域防災無線システムの整備（庶務課）
　（基本計画の策定等）
・消防水利の整備（消防防災課）
　（耐震性貯水槽６０　級、消火栓の設置）
・震災対策訓練の実施（庶務課）
　（阪神淡路大震災１０周年に合わせた訓練）
・救急・救助体制の整備（消防防災課）
　（救急救命士の養成など）
・携帯電話等緊急通報システムの整備（情報指令課）
　（携帯電話からの１１９番通報を直接受信方式へ移行）
・雨水貯留施設整備の助成（下水道管理課）
　（小規模施設、中・大規模施設、不要浄化槽の転用に対する助成）
・排水再利用施設整備の助成（企画課水問題対策室）
　（標準施設費か実費の少ない額の１０分の１）
・水道管網の整備（水道整備課）
　（幹線配水管の布設、老朽管の布設替え、未給水地区の解消）
・鉛製給水管解消の推進（水道整備課給水維持室）
　（鉛製給水管の引替工事に対する助成等）

第２章　少子・高齢社会にふさわしい福祉のまちづくり

次世代育成支援対策高松市行動計画の策定をはじめ、保育サービスの充実や保育所施設の整備を行うとともに、留守家庭児童会の充実を図るなど、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを進める。

また、地域福祉計画の策定をはじめ、高齢者や障害者の在宅生活の支援と社会福祉施設の整備を進めるなど、健康づくりと福祉の充実を図るとともに、高齢者や障害者にやさしいまちづくりを進めるほか、高齢者を地域で支え合うまちづくり推進事業などを通じて、社会参加を促進する。

次世代育成支援対策高松市行動計画の策定

母子児童課
事業費（計画額）：１５０万円

目　的：

次世代育成支援対策推進法および行動計画策定指針に基づき、市民ニーズおよび市民の意見を反映した高松市行動計画を策定し、次代の社会を担う子どもが心身ともに健やかに育つための環境整備を図る。

経　過：

・平成　９年３月　高松市すこやか子育て支援計画策定（平成８年度～平成１２年度）
・平成１３年６月　新高松市健やか子育て支援計画策定（平成１３年度～平成１７年度）
・平成１５年７月　次世代育成支援対策推進法の制定、行動計画策定指針の策定

事業の概要：

○地域協議会の設置、開催
○次世代育成支援対策推進本部会の開催
○計画（素案）の決定
○計画（素案）の公開、意見聴取
○次世代育成支援対策高松市行動計画の策定（前期計画：平成１７年度～平成２１年度）
○計画策定期限　平成１６年度中

キーワード：次世代育成支援対策

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境整備のための、国、地方公共団体が講じる施策または、事業主が行う雇用環境の整備その他の取組みをいう。

保育サービスの充実と保育所施設の整備

母子児童課
事業費（計画額）：２億円

目　的：

多様な保育ニーズに対応した保育内容の充実を図るとともに、保育所整備を進めることにより、入所児童が安全・快適に過ごせる、良好な保育環境の整備を進める。

現　況：

■保育所施設　　平成１５年４月１日現在

区　　分	施　設　数	定　員（人）
市立保育所	31	3,050
私立保育所	24	2,885
合　　計	55	5,935

事業の概要：

○保育所での各種保育サービスの実施

■保育所サービスの内容

保　育　内　容		保育所数	児童数（人）
乳 児 保 育	乳児（０歳児）を預かる	45	260
延 長 保 育	保育時間を延長する	34	575
障害児保育	集団保育が可能で、発達の遅れや障害があると思われる乳幼児を受け入れる	26	88
夜 間 保 育	夜間働く人のために、乳幼児を預かる	1	32
休 日 保 育	日曜日、祝日も働いている保護者のために、乳幼児を預かる	3	45
一 時 保 育	緊急一時的に育児ができなくなる場合などに、乳幼児を預かる	21	160

○病院等での保育サービスの実施（病後児保育）

・対　　象：乳幼児、小学校低学年の児童で、病気の回復期にあることから集団生活が困難で、かつ、保護者の勤務の都合などで家庭での保育ができないものなど。

・利用期間：原則７日以内

・実施施設：

施　設　名	施設の場所
トビウメ小児科医院附属病児保育室「子どもの家」	高松市伏石町
西岡医院病児保育室「レインボーキッズ」	高松市寺井町
小林内科小児科医院附属病児保育室「すこやかルーム」	高松市屋島西町

■病後児保育の実施施設

○民間児童福祉施設の整備助成

民設民営保育所の開園（待機児童解消）、一時保育や延長保育など多様な保育需要に対応できる保育所施設の整備や保育所環境改善等に対する助成

○市立保育所の施設整備

施設の大規模修繕（中野保育所、扇町保育所）、調理室空調機設置（１０か所）、受水槽の

改修（１か所）、テレビドアホンの設置（２８か所）

留守家庭児童会の充実

社会教育課
事業費（計画額）：３億４,０００万円

目　的：

留守家庭で放課後、保護監督に著しく欠ける小学校低学年の児童を対象に実施している留守家庭児童会の内容を充実することにより、保護者の子育て支援と児童の健全育成を図る。

現　況：

■留守家庭児童会の状況　　平成１６年２月１日現在

開設小学校	入会対象	定員	登録児童	平日開設時間	長期休業期間
28 校	1～3 年生	40 人	845 人	13:00～16:30	午前中３時間

経　過：

平成１４年４月　指導員の複数配置、入会定員４０人、夏期休業期間中等における開設期間の拡大、プレハブ教室に冷房設備の設置による充実

事業の概要：

○留守家庭児童会の新設
- 平成１６年度　１校区
- 平成１７年度　１校区

○開設時間の延長（平日、長期休業期間）

■事業内容の比較

区　分	新	旧
平日	13:00～18:00	13:00～16:30
長期休業期間	8:30 ～18:00	午前中 3 時間

○障害児童受入の拡充（協議が整った児童会で受入）

○老朽施設の修繕および余裕教室への移転整備

地域福祉計画の策定

健康福祉総務課
事業費（計画額）：１００万円

目　的：

社会福祉法第１０７条（市町村地域福祉計画）の規定を受け、地域における福祉サービスの利用の推進、地域における社会福祉事業の健全な発達、住民の地域福祉活動への参加促進を図

るための事項を総合的に定めた地域福祉計画を策定し、地域福祉の推進を図る。

事業の概要：

○地域コミュニティづくり推進本部会の開催
○地域福祉計画策定委員会の開催
○計画（素案）の決定
○計画（素案）の公開、意見聴取
○社会福祉審議会の開催
○地域福祉計画の策定

障害者の在宅生活の支援と社会福祉施設の整備促進

障害福祉課
事業費（計画額）：５億６,０００万円

目　的：

障害者や介護者が必要とする福祉サービスを的確に受けられるよう､相談機能の充実を図り､きめ細かな福祉サービスを提供することにより、在宅での生活を支援するとともに、障害者の特性やニーズに応じた福祉施設の整備を進め、障害者が地域に適応する能力の育成や自立を促進する。

事業の概要：

○知的障害者の生活支援

知的障害者援護施設を経営する社会福祉法人等が運営する施設に生活支援センターを設け､地域において単身等で生活をしている知的障害者の生活全般における相談に応じ、助言を与えるなど、地域生活の安定と福祉の向上を図る。

・生活支援センターの設置：１か所（事業委託先：社会福祉法人、実施施設：知的障害者授産施設）
・事業の内容：対象者の登録
支援業務（相談活動、日常生活の点検、その他の支援活動）
関係機関等との連携

○障害者活動センター（仮称）の整備

在宅の重度・重複障害者が文化・レクリエーション活動等を行うスペースをはじめ、身体障害者、知的障害者、精神障害者およびその介護者に対する相談、斡旋、障害者の更生に必要な訓練と作業、また、地域との交流など、幅広く障害者の自立と社会活動への参加を支援する総合的な施設として整備の具体化に取り組む。

・事業の内容：(想定)
施設サービス、相談・斡旋、デイサービス、レクリエーション活動、地域交流等の総合的な支援

○知的障害者福祉施設の整備助成

社会福祉法人が行う知的障害者援護施設の整備に対し助成することにより、障害者施設の整備を促進し、施設福祉サービスの充実を図る。

・知的障害者更生施設：

１８歳以上の知的障害者が入所または通所し、その更生に必要な指導および訓練を行うことを目的とする施設

整備箇所：２か所

・知的障害者授産施設：

１８歳以上の知的障害者であって、雇用されることが困難な者が通所し、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を得て自活することを目的とする施設

整備箇所：２か所

・知的障害者小規模通所授産施設：

知的障害者であって雇用されることが困難な者が通所し、必要な訓練を行うとともに、職業を得て自活することを目的とする施設

整備箇所：１か所

・知的障害者デイサービスセンター：

在宅の知的障害者に対し、通所により各種のサービスを提供することによって、その自立を図るとともに、生きがいを高めることを目的とする施設

整備箇所：１か所

高齢者の社会福祉施設等の整備促進

長寿社会対策課、保健所保健総務課
事業費（計画額）：１５億円

目　的：

社会福祉法人や医療法人等が行う高齢者福祉施設の整備に対し助成することにより、高松市高齢者保健福祉計画に掲げる施設サービス見込量に基づく計画的な施設整備を促進し、施設福祉サービスの充実を図る。

事業の概要

○介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の整備助成

・平成１５・１６年度　創設１施設５０床

・平成１６・１７年度　創設２施設１００床（予定）

○介護老人保健施設の整備助成

・平成１５・１６年度　創設１施設５０床

・平成１６年度　　創設１施設６０床（予定）

高齢者を地域で支え合うまちづくり推進事業（仮称）の実施

長寿社会対策課
事業費（計画額）：３,１００万円

目　的：

ひとり暮らし高齢者等が、地域で安心して生活が送れるよう、地域の自主性と創意工夫に基づき、緊急時・災害時に高齢者を支援する体制の整備や高齢者の安否を確認する事業を行うことにより、高齢社会にふさわしい保健福祉のまちづくりを進める。

経　過：

平成１３年度～平成１５年度　高松市高齢者地域支え合い推進事業の実施

事業の概要：

○地域の各種団体等で組織された団体が実施する、ひとり暮らし高齢者等を支える事業に対し助成

- **緊急時・災害時の支援体制づくり事業**
- **ひとり暮らし高齢者等の安否を確認する事業**
- **地域との交流を推進する仲間づくり事業**
- **地域での孤立防止を図る相談援助事業**
- **多様な世代の参加のもと、孤立感の解消を図る訪問事業**
- **生きがいづくりの推進と世代間交流事業**

その他の主な事業

- 子育て支援対策の実施（母子児童課、学校教育課）
  （ショートステイ・トワイライトステイの実施、相談事業の実施、保育所での開放保育・育児相談、第３子以降の保育料等の軽減など）
- 児童館の整備促進・運営助成（母子児童課）
  （民間保育所に併設して整備する児童館に対する、整備費および運営費の助成）
- 学童保育・放課後児童クラブの実施（母子児童課）
- ひとり親家庭への支援（母子児童課）
  （児童扶養手当の支給、母子・寡婦福祉資金の貸付、母子家庭自立支援給付など）
- 「すこやか高松 21」健康づくり推進プラン実施の推進（保健所ほか）
- 乳がん検診でのマンモグラフィ対象年齢の拡大（保健所保健センター）
- 不妊治療の支援（保健所保健センター）
  （体外受精・顕微授精の治療費の一部助成）
- 保健所機器等の整備（保健所生活衛生課）
  （水質検査機器の購入）
- 病院将来計画の検討（市民病院庶務課）
- 夜間急病診療所の運営（保健所保健センター）
- 歯科救急医療センター夜間救急歯科診療事業運営助成（保健所保健センター）
- 高齢者・障害者の権利擁護による日常生活支援（健康福祉総務課）
  （(福)高松市社会福祉協議会が実施する地域福祉権利擁護事業の円滑な運営を図るための側面支援）
- 在宅寝たきり老人・痴呆性老人介護見舞金の支給（長寿社会対策課）
- 高齢者・障害者の住宅整備の促進（障害福祉課、長寿社会対策課）
  （高齢者・心身障害者住宅改造に対する助成など）
- 高齢者生きがいデイサービスの実施（長寿社会対策課）
- 徘徊高齢者家族支援サービスの実施（長寿社会対策課）
  （ＧＰＳ（衛星利用測位システム）による徘徊高齢者早期発見システム）
- 高齢者訪問理美容の実施（長寿社会対策課）
- 要約筆記奉仕員の派遣（障害福祉課）
- 社会保障制度の適切な運営（保険年金課、介護保険課、保護課）
  （国民健康保険、老人保険医療、介護保険、国民年金、低所得者福祉）
- ホームレスの自立支援（保護課、健康福祉総務課）

第３章　心豊かな生活のための場と人づくり

男女共同参画推進プランに基づき、ジェンダー・フリーを推進するなど、基本的人権を尊重する社会の確立に向けた取組みを進める。

また、学校教育において、２学期制の導入、総合的な学習の推進、英語指導助手の派遣など、教育内容の充実を図るとともに、学校の適正配置および校舎等改築の検討・推進、小学校・幼稚園等への防犯監視システムの整備などにより、学校教育環境の整備を進める。

さらに、生涯学習への市民参画の促進や、子ども読書活動推進計画（仮称）の策定、全国図書館大会の開催などを通して、生きる力を身につけ心を育てる生涯学習社会の形成を目指す。

また、市民文化の新たな創造拠点となる文化芸術ホール（愛称：サンポートホール）の開館記念事業や文化芸術財団による文化振興事業を実施するとともに、高松城跡天守閣の復元整備に取り組み、地域に根ざした個性ある文化・芸術活動の創造と振興を図るほか、暮らしをみなおす市民のつどいの開催などによる賢い消費者づくりを進める。

ジェンダー・フリーの推進

女性センター
事業費（計画額）：４,５００万円

目　的：

平成１４年度スタートの「たかまつ男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画に関する意識高揚を図るとともに、女性センター“サンフリー高松”の事業を市民団体に委託し、市民参画による事業実施を図る中で、ジェンダー・フリーの社会づくりを推進する。

経　過：

・昭和６３年　３月　「高松市女性行動計画」の策定（昭和６３年～平成５年）
・平成　６年　３月　「第２次高松市女性行動計画」の策定（平成６年～平成１２年）
・平成　７年　８月　高松市女性センターの開館
・平成　９年１２月　「男女共同参画都市宣言」
・平成１０年　９月　「第２次高松市女性行動計画」の改定（平成６年～平成１３年）
・平成１１年　６月　「男女共同参画社会基本法」の制定
・平成１２年　４月　女性センター事業の委託開始
・平成１２年１２月　女性センターの愛称公募“サンフリー高松”に決定
・平成１４年　３月　「たかまつ男女共同参画プラン」の策定（平成１４年～平成１８年）
・平成１４年　８月　「ジェンダー・フリーたかまつ市民会議」の設置

事業の概要：

○「たかまつ男女共同参画プラン」の推進
・計画期間　　平成１４年度～平成１８年度
・基本理念　　だれもがいきいきと自分らしく生きることのできる男女共同参画社会の実現
・基本目標　　Ⅰジェンダー・フリーの意識づくり
Ⅱあらゆる分野への男女共同参画の促進
Ⅲ男女がともにいきいきと働き続ける環境づくり
Ⅳ男女がともに自立し、豊かで安心できる生活づくり
Ⅴ男女の人権が尊重される社会づくり

○ジェンダー・フリーたかまつ市民会議への活動支援
・趣　　旨　　市民の視点からプランの推進状況を点検するとともに、市民の自主的な活動を推進する「ジェンダー・フリーたかまつ市民会議」への活動支援を行う。

○男女共同参画都市宣言推進事業の実施
・趣　　旨　　男女共同参画都市宣言の趣旨を踏まえ、社会のあらゆる分野に男女がともに参画し、個性豊かで充実した人生を送ることができる男女共同参画社会づくりを目指し、市民の意識の高揚と啓発活動に取り組む。
・女性弁護士相談、男女共同参画週間パネル展、啓発講座の開催等

○男女共同参画市民フェスティバルに対する助成

・講演、シンポジウム、ワークショップ、パネル展等
・女性センター開館１０周年記念事業（平成１７年度開催）

○啓発資料等の作成
・「ジェンダー・フリーたかまつ白書」の発行（隔年）
・家庭における男女の実態調査（平成１６年度）

○女性政策塾の開講（平成１６年度開催）

○第２次たかまつ男女共同参画プラン策定委員会（仮称）設置
・趣　旨　男女共同参画社会基本法に示された理念に基づき、男女共同参画社会への実現に向けて指針となる、平成１９年度から２３年度までの「第２次たかまつ男女共同参画プラン（仮称）」を策定する。
・設置時期　平成１７年度

○審議会等委員への女性登用の推進

○女性センター（サンフリー高松）の事業委託
・趣　旨　女性センターの設置目的を踏まえ、市民自らが主体的にセンターの事業運営を行い、市政への市民参画を進めるため、市民団体に女性センター事業を委託する。
・委託先　高松市女性センター登録団体ネットワーク
・主な事業　学習研修（講座・セミナー等の開催）、相談，情報収集・提供（情報誌「びびふぁい」の発行等）、活動交流に関する事業

キーワード：認め合い　創り出し　共に生きる
一人ひとりの市民が人間として尊重され、男女が共に政治、経済、社会および文化のあらゆる分野に参画し、共に責任を担い、かつ、個性と可能性が生かされる社会の実現をめざし、“認め合い　創り出し　共に生きる”をキーワードとして、平成９年１２月に高松市は男女共同参画都市宣言を行った。

２学期制の導入

学校教育課

目　的：
幼稚園および小・中学校に２学期制を導入することにより、園・学校行事等を見直し、授業時数を確保するとともに、長いスパンを生かした学習指導や評価等を工夫し、園児・児童・生徒の教育活動の一層の充実を図る。

経　過：
・「ゆとりの中で生きる力をはぐくむ」という趣旨の新教育課程の実施に伴い、「少人数指導」

「習熟度別学習」などの学習方法の工夫・改善をはじめ、新教育課程の趣旨を生かすために、じっくりと学習に取り組んだり子どもと教師がふれあったりする時間が増えることが期待される２学期制の導入について検討してきた。

・平成１５年度において、幼稚園１園、小学校２校、中学校２校を２学期制推進モデル校に指定し、学校週５日制の趣旨の具現化を目指した教育課程を再編し、他校のモデルとなる実践的な研究を進めてきた。

事業の概要：

○平成１６年度から市立の幼稚園、小学校、中学校の全園・全校で２学期制を導入する。

■学期の区切りと長期休業日

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1　学　期							2　学　期				
学年始休業日				夏季休業日		第二月曜日			冬季休業日		学年末休業日

・１学期は、１０月の第２月曜日まで

・長期休業日は次のとおりで、これまでと変更はなく、秋季休業日も設けない。

学年始休業日（４月１日から４月５日まで）

夏季休業日（７月２１日から８月３１日まで）

冬季休業日（１２月２５日から翌年の１月７日まで）

学年末休業日（幼稚園：３月２０日から３月３１日まで、小中学校：３月２５日から３月３１日まで）

総合的な学習の推進

学校教育課

事業費（計画額）：１,１００万円

目　的：

地域社会の有為な人材の活用や、児童・生徒の体験活動の充実を図ることにより、小・中学校ですでに実施している総合的な学習の時間をより活性化させ、特色ある学校づくりを進める。

経　過：

・平成１４年４月　学習指導要領の改訂（総合的な学習の時間の創設）
各小中学校において総合的な学習の時間がスタート

・平成１４年６月～１６年３月
国の指定を受けた「豊かな体験活動推進事業」を２年間に渡り実施し、総合的な学習の時間を有効に活用

事業の概要：

○各小・中学校が総合的な学習の時間を使って、環境教育、国際理解教育、外国語教育、自然体験学習、情報教育、人権教育、福祉・ボランティア教育等々幅広い視点での取り組みを推進するための外部講師の招へい、自然体験・社会体験学習等の活動費

・各小・中学校における実施計画書等の作成・提出
・実施効果や必要性が高いと想定される事業の選考
・各小・中学校での事業の実施
・児童・生徒への効果や成果を評価、情報の共有化

キーワード：総合的な学習の時間

各学校が、地域や学校の実態等に応じて創意工夫をこらし、国際理解、情報、環境、福祉、健康などについて学習することを目的に、新学習指導要領の目玉として小学校３年生以上に設けられた時間（小学校１０５～１１０時間、中学校７０～１３０時間）

英語指導助手の派遣

学校教育課
事業費（計画額）：５,０００万円

目　的：

児童・生徒が生きた英語に多く触れ、実践的コミュニケーション能力を身に付けられるよう、外国語指導助手（ＡＬＴ）を招致し、県が招致するＡＬＴとの併用により、市立中学校英語教育および市立小学校英会話活動の充実と国際交流の進展を図る。

経　過：

・昭和６２年から県招致のＡＬＴが市立中学校に派遣される。
・平成１５年８月から高松市単独事業として、英語圏よりＡＬＴを招致し、県招致のＡＬＴを併用することにより、実践的コミュニケーション能力の育成を図っている。

事業の概要：

○ＡＬＴの派遣　１１人（市招致５人　県招致６人）
○１学級当たりの実施時間
・中学校　年間１０５時間の英語の授業のうち、約２５時間の学習指導補助を実施（中学校において、１人の生徒が週１回の割合でＡＬＴの授業を受けられることを目指している。）
・小学校　総合的な学習の時間などにおいて英会話活動に活用

キーワード：ＡＬＴ（外国語指導助手）Assistant Language Teacher

ＡＬＴは、学校で、外国語担当教員等の助手として職務に従事している。

学校適正配置および校舎等改築の検討・推進

教育部総務課
事業費（計画額）：１,６００万円

目　的：

小・中学校の良好な学習環境を確保し、安全で快適な学校施設整備を推進するため、高松市校舎等改築検討懇談会の最終報告、高松市校舎等改築計画基本構想および今後予定されている高松市小中学校適正配置等審議会の答申を踏まえ、学校適正配置計画および校舎等改築計画を検討・策定し、地域住民とともに新しい学校づくりを進める。

経　過：

- 平成１０年１２月　庁内において「高松市校舎等改築検討委員会」の設置
- 平成１２年　８月　学識経験者、教育関係者、各種団体の役職員からなる「高松市校舎等改築検討懇談会」の設置
- 平成１３年１１月　同懇談会から「校舎等改築にかかる報告～次代を担う子どもたちのために～」最終報告書を市長に提出
- 平成１４年　５月　「高松市校舎等改築計画基本構想」の策定
- 平成１４年　６月　学識経験者、教育関係者、各種団体の役職員および公募委員からなる「高松市小中学校適正配置等審議会」の設置
- 平成１５年　８月　同審議会から中心部小中学校の適正配置等について「中間報告」が教育委員会に提出
- 平成１５年　９月　関係校区住民等への説明会開催
  中間報告に対する意見募集（～９月３０日）
  「答申」へ向けた同審議会の開催

■「高松市中心部小中学校の適正配置等について」中間報告の概要

高松市小中学校適正配置等審議会は、学校の現状や、校舎等改築検討懇談会の最終報告等を踏まえ、中心部小中学校の現状視察や先進市の調査等を行い、学校規模による特性、学校の適正規模、校舎等の改築問題等について審議を重ね、中間報告を取りまとめた。

学校の適正配置等について

中心部小中学校の適正配置等について、その必要性および通学距離（小学校４㎞以内、中学校６㎞以内）や将来の児童生徒数等も念頭において

・日新、二番丁、四番丁小学校を統合し、新しい学校をつくる。
・築地、新塩屋、松島小学校を統合し、新しい学校をつくる。
・栗林、花園小学校は、校区修正を行い、新しい学校をつくる。
・城内、光洋中学校を統合し、新しい学校をつくる。
・亀阜小学校および桜町、紫雲、玉藻中学校は、現有敷地を活用して、新しい学校をつくる。

新しい学校づくりについて

新しい学校は新しく建替えて、校名・校章・校歌を新たにするだけでなく、２１世紀の学校のモデルとなる魅力ある学校づくりを進める必要がある。

・学校の適正規模化を図り、学校規模の格差をなくし新しい時代に適した学校へ
・老朽化・耐震性に問題のある学校施設は早急に改築を
・児童生徒の学習・生活の場として、安全で快適な学校づくりを
・生涯学習や地域コミュニティ活動等を支援する場の創出を
・新しい学校には、メモリアルルーム（仮称)等を設置するなど、統合校の歴史や伝統の保存・伝承にも留意しつつ、地域と一緒になって新しい歴史づくりに努める。

事業の概要：

○高松市小中学校適正配置等審議会の開催
○学校適正配置計画の策定
○校舎等改築計画の策定
○適正配置校改築に伴う基本設計

キーワード：中心部の小中学校
９小学校：日新・二番丁・四番丁・亀阜・栗林・花園・松島・築地・新塩屋町
５中学校：桜町・紫雲・玉藻・光洋・城内

学校（園）危機管理防犯監視システムの整備

教育部総務課、母子児童課
事業費（計画額）：２,９００万円

目　的：

児童をターゲットにした犯罪が多発している現状を踏まえ、学校（幼稚園・保育所を含む）に防犯監視システムを整備し、幼児・児童の安全確保および学校施設等の安全管理を図る。

経　過：

・平成１４年度　２小学校、２幼稚園、１保育所でモデル設置
・平成１５年度　１小学校、１幼稚園でモデル設置

事業の概要：

○正門に教員の目が届きにくい小学校に、防犯カメラ等を設置

○防犯カメラを設置していない幼稚園および保育所にカメラと同様の効果が得られるテレビドアホンを設置

■整備内容（予定）

区　分		設　備　内　容
小学校	18 校	赤外線センサー、防犯カメラ、モニターテレビなどを設置
幼稚園	15 園	テレビドアホンを設置
保育所	28 保育所	テレビドアホンを設置 ※「保育サービスの充実と保育所施設の整備」にも掲載

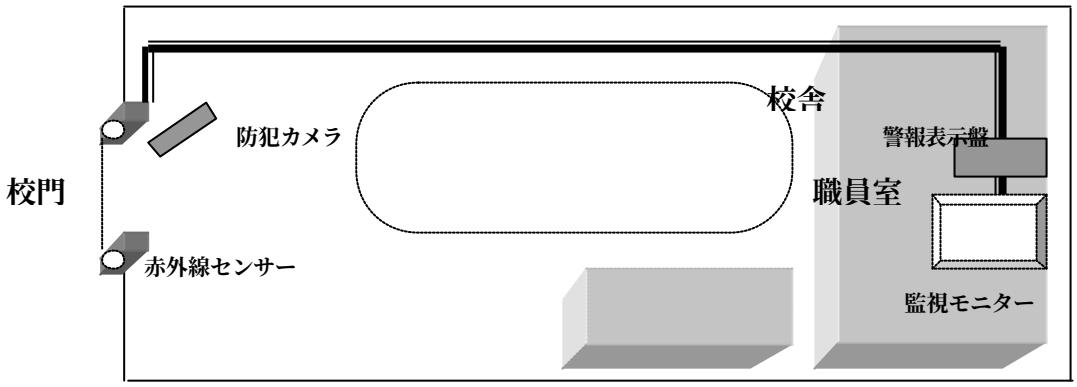

■監視システムの概要

のびのび子どもプラザの開設

社会教育課
事業費（計画額）：１００万円

目　的：

都市化や少子化の進行、夫婦共働き家庭の一般化、地域の子育て支援機能の低下などから、地域における児童の集団的遊びや異年齢集団の中で体を使って遊ぶなどの体験活動の機会が格段に減少しているため、放課後等を利用して、児童が通いなれている学校施設や校区内のフィールドなどにおいて、児童の体験活動や遊びを支援する「のびのび子どもプラザ」をモデル的に開設する。

経　過：

国においては、平成１５年９月、文部科学省に「子どもの居場所づくり推進室」が設置され、学校を使用して放課後等に実施する「地域子ども教室推進事業」の展開が予定されている。

事業の概要：

○のびのび子どもプラザをモデル小学校２校で開設

・実施時期　６月～３月（原則として毎月１回以上）
・実施時間　午後５時まで（冬季は午後４時頃まで。）
・対象者　　モデル小学校全児童（参加は任意）
・実施内容　放課後等に校庭や体育館、図書館などの学校施設を使用して、児童が様々な遊びや体験活動などを行う。
・実施主体　のびのび子どもプラザ校区運営委員会（仮称）

生涯学習への市民参画の促進

社会教育課生涯学習センター
事業費（計画額）：２００万円

目　的：

市民の生涯学習を総合的かつ効果的に推進するため、全市学習圏における拠点施設として設置された生涯学習センターにおいて、市民と行政との協働によるまちづくり実現のため、生涯学習推進の指導的役割を果たす人材養成、市民グループによる自主企画講座などを開設することにより、生涯学習への市民参画を促進する。

事業の概要：

○市民参画促進事業

■事業内容

講　座　名	内　　容
生涯学習スタッフ養成講座	生涯学習関連施設において、生涯学習を推進・援助するスタッフの養成を図る。
指導者のためのセミナー	各種講座の指導者や市民グループのリーダー等が、講座の開催や団体活動の運営に必要な知識・技術を習得するため、団体・グループ指導者のためのセミナーを開催する。
センター遊友塾	学習成果の発表や研修プログラムの企画・実施の機会を提供するなど、市民グループによる公募型の自主企画講座を開設し、市民参画の促進を図る。

○市民参画促進委託事業

自主企画講座で採用された優れた事業や学習グループへ、その活動に広がりを持たせるため委託事業を実施する。

子ども読書活動推進計画（仮称）の策定

社会教育課
事業費（計画額）：１４万円

目　的：

子どもの読書活動が、言葉を学び、感性を磨き、表現力や創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で重要であることから、すべての子どもがあらゆる機会

や場において自主的に読書活動を行うことができるよう、読書活動推進計画を策定し、読書に親しむ機会の提供と環境の整備・推進を図る。

経　過：
- 平成１３年１２月　「子ども読書活動の推進に関する法律」公布・施行
  子ども読書の日の設定（毎年４月２３日）
- 平成１４年　４月　市図書館でブックスタート事業を開始
- 平成１４年　８月　国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定
- 平成１５年　７月　「香川県子ども読書活動推進計画」策定
- 平成１５年１２月　高松市子ども読書活動推進委員会設置
- 平成１６年　１月　アンケート実施

事業の概要：
○市民組織の設置
○委員会の開催
○意見募集
○高松市子ども読書活動推進計画（仮称）の策定（平成１６年度）
- 対　　象　０歳～１８歳の子ども
- 計画期間　５年間

全国図書館大会の開催

図書館
事業費（計画額）：５７万円

実施主体：全国図書館大会香川県実行委員会

目　的：
全国の各種図書館職員、関係者、利用者が一堂に会し、図書館をめぐる諸課題を論議し、今後の発展方向を検討する機会として、全国図書館大会を開催し、今後の図書館活動の活性化を図る。

経　過：
- 平成１４年　８月　香川県図書館協会臨時会で香川県において全国大会開催することを決定
- 平成１５年　５月　第１回全国図書館大会開催準備委員会を開催
- 平成１５年　６月　第１回全国図書館大会分科会検討委員会を開催
- 平成１５年１１月　１５年度の全国図書館大会（静岡）参加
  （来年の大会の参考とするため、県下から６０名を超える公共図書館・学校・大学などの関係者が参加）
- 平成１６年　４月　全国図書館大会開催準備委員会を実行委員会に改組

事業の概要：

○第９０回全国図書館大会

・開催期間　　平成１６年１０月２７日～２９日
・大会テーマ　　瀬戸内の風にのせて、未来へ発信　～情報の泉・図書館を考える～
・開催場所　　（メイン会場）県民ホール
（分科会会場）高松市文化芸術ホール、高松市美術館講堂、県民ホールなど
・参加予定者　　約２,０００人
・開催日程　　（１日目）　開会式，全体会（基調報告、記念講演）
（２日目）　分科会（１４の分科会で研究討議）
（３日目）　全体会（シンポジウム、全体会討議)、閉会式

文化芸術ホール開館記念事業の実施

文化芸術ホール整備課
事業費（計画額）：５，７００万円

目　的：

多彩な市民文化を創造する拠点施設として、サンポート高松のシンボルタワー内に整備を進めてきた文化芸術ホールが、平成１６年5月２０日に開館するのに伴い、幅広い市民が文化芸術に接し、楽しみ、主体的に関わる開館記念事業を実施し、市民文化の向上と、サンポート高松の賑わい創出を図る。

経　過：

・平成１０年１１月　高松市新市民会館(仮称)整備基本構想を策定
・平成１１年　５月　シンボルタワー(仮称)等事業計画提案協議(事業コンペ)を実施
・平成１３年　８月　起工式を挙行、建設工事に着手
・平成１４年　５月　第１回新市民会館（仮称）開館記念事業等市民懇話会の設置
・平成１４年１０月　新市民会館愛称決定「サンポートホール高松」
開館記念事業等に関する中間報告を市長へ報告
・平成１５年　１月　開館記念事業等に関する第２回中間報告を市長へ報告
・平成１５年　８月　開館記念事業に関する最終報告を市長へ報告

事業の概要：

○開館記念事業計画

■事業計画内容　　（平成１６年２月１日現在）

日 程		メニュー（内容）	会　場	主催・共催
５月	20～30日	「サンポートホール高松が見える風景」公募写真展	市民ｷﾞｬﾗﾘｰ	主催
	22、23日	サンポートホール高松開館記念？落としイベント、 高松オペラシティ・プロジェクト、喜歌劇「こうもり」～こうもり男爵の愉快な復讐～全三幕	大ホール	共催
	25日	「能　NOH」	大ホール	主催
	29日	ピアノ開きリレーコンサート(特別出演ピアノデュオ「デュエットゥ」)	大ホール	主催
	30日	市民施設見学日	全施設	主催
	31日～6月16日	若手アーティストの美術・工芸展「ark art exhibtion」	市民ｷﾞｬﾗﾘｰ	共催
６月	5，6日	サンポート高松フルート・フェスティバル	大ホール・第１小ホール	共催
	5，6日	ヤザキタケシコンポラリーダンス 「ブルータイム」ロングバージョン	第２小ホール	主催
	13日	ＮＨＫ「のど自慢」	大ホール	共催
	13日	東西お値打ち寄席〈江戸・上方落語聞き比べ〉桂春団治など	第１小ホール	主催
	15日	演　劇「狐狸狐狸ばなし」	大ホール	主催
	20日～7月4日	高松市市民文化祭アーツフェスタたかまつ２００４ ２３件　１５日間	大ﾎｰﾙ、第１．２小ﾎｰﾙ他	共催
	23日	ミュージカル　ウィーン・オペレッタ劇場 「サウンド・オブ・ミュージック」	大ホール	主催
７月	6日	第３３回ドコモコンサート 「ザルツブルグ・モーツァルト・セレナーデ・アンサンブル」	大ホール	共催
	9日	第１０回「かがわ演歌まつり」	大ホール	共催
	11日～17日	第５回「高松文化祭典」	大ﾎｰﾙ、和室、市民ギャラリー	共催
	18日	朗読コンテスト「詩のボクシング香川大会ｉｎ高松」	第２小ホール	主催
	19日	第３１回さぬき民踊まつり	大ホール	共催
	19日予定	ＮＨＫおかあさんといっしょ宅配便「ぐーチョコランタン小劇場」	第２小ホール	共催
	22日	ＫＩＹＯＴＯ　ＦＵＪＩＷＡＲＡ　ＪＡＺＺ　ＣＯＮＣＥＲＴ　ＳＫＹ&ＳＥＡ	第１小ホール	共催
	24～8月8日までの土日	第１回 サンポート演劇祭	第１小ホール・第２小ホール	共催
	31日	日舞公演　「橘芳慧と弧の会」	大ホール	主催
８月	1日	香川ジュニア音楽コンクール２０周年記念ゴールデンコンサート	大ホール	共催
	８日	指揮：岩城宏之，ピアノ：小山実稚恵と瀬戸フィルハーモニー交響楽団	大ホール	主催
	20日	１８年目のアルゴ、小椋佳ファミリーミュージカル 「思い出たちに花束を～SHOW BY THE TEENAGERS」	大ホール	共催
	21日	ファミリー向け音楽コンサート 「山本祐ノ介の音楽探偵団ミュージック・スタート」	第１小ホール	主催
	22日	歌舞伎公演「名古屋むすめ歌舞伎」	大ホール・第１小ホール	主催
	25,26日	アジア・ユース・オーケストラ２００４	大ホール	共催
	28,29日	玉藻よし瀬戸の夢２００４	大ホール	共催

参　考：

■施設概要

施設の名称	階数	施設の概要
大ホール	ホール棟３～５階	多様な公演･コンベンションに対応する多機能ホール。客席可変機構により、開催規模に応じ１,０３４席（オーケストラピット使用時は９０８席）から１,５００席まで４段階に客席の設定が可能。
第１小ホール (プロセニアム型)	ホール棟４階・５階	市民や文化団体等にとって使いやすい３１２席の劇場型ホール。
第２小ホール (フリースペース型)	ホール棟５階･中６階	市民の「創造・発表・交流」の場となるボックス型ホール。（３０８席：平土間使用時５００席）
会議室	ホール棟５階・６階	規模の異なる１２室(広域交流センター会議室２室を含む)を備え、全体で５９０名程度収容可能。
リハーサル室・練習室	ホール棟７階	リハーサル室３室、練習室（大・中・小）６室及び約３０畳の和室。
コミュニケーションプラザ	ホール棟１階	文化芸術ホールの催物などの各種文化情報を気軽に入手できるインフォメーション・ゾーン。市民の創作活動の展示・発表の場となる市民ギャラリーや文化情報コーナーなどで構成。
広域交流センター	ホール棟２階・５階	高松広域都市圏内の広域的な情報提供と住民や文化団体等の交流・活動の場。低層棟５階に大・中会議室を設置。

文化芸術財団による文化振興事業の実施

文化芸術ホール整備課
事業費（計画額）：４,４００万円

実施主体：財団法人　高松市文化芸術財団

目　的：

幅広い市民とともに、文化芸術活動の振興・普及を図り、人と人、心と心がふれあう、高松らしい文化創造と交流に寄与するため、文化芸術財団において、各種の文化振興事業を実施する。

経　過：

・平成１５年　１月２９日　　高松市文化芸術財団設立
・平成１５年　４月　　財団ホームページの運営
・平成１５年１１月～１６年１月　ホールボランティア募集
・平成１６年　１月　　友の会組織「さんぽーとＣＬＵＢ」募集開始
・平成１６年　３月　　財団情報誌「サンポートホール通信　創刊号」発行予定

事業の概要:

○市民参加組織の運営

・友の会組織「さんぽーとＣＬＵＢ」運営
・文化ボランティアの運営
・企画運営委員会(仮称)の運営

○財団情報誌発行事業
・季刊誌の発行　　年４回
・行事案内の発行　年６回

○財団ホームページ作成・運用

○主催事業・共催事業の実施

公演例；オーケストラ、オペラ、バレエ、ポピュラー系コンサート、伝統芸能、演劇、演芸、室内楽、ダンス、講演会等

高松城跡天守閣の復元整備

公園緑地課
事業費（計画額）：５,８００万円

目　的：

高松城跡内において天守閣の復元整備を進め、貴重な文化遺産を後世に継承するとともに、これと隣接するサンポート高松と中央商店街を結んだゾーンにおいて、２１世紀の高松の新しい顔、新しい文化都市の創造拠点を形成することにより、中心市街地の活性化と観光振興を図る。また、この天守閣復元は、市民運動の展開や市民参画による財源提供など、市民の守り育てる財産としての位置づけから整備を推進する。

経　過：

・平成　８年３月　史跡高松城跡保存整備基本計画の策定
・平成１６年１月　史跡高松城跡整備検討委員会の発足

事業の概要：

○高松城天守台石垣調査検討
○高松城跡石垣保存整備指針策定
○高松城天守台石垣解体・復元用仮設道路設置工事

今後の予定：

平成１６年度～２１年度（６年間）	文化庁との協議、資料収集 天守台石垣の調査、解体復元の設計、解体復元工事 天守閣復元の基本設計、実施設計
平成２２年度～２６年度（５年間）	天守閣復元工事

■天守閣復元箇所

■明治１７年の取り壊し前の高松城天守閣

■玉藻公園西側からの天守閣復元イメージ図

その他の主な事業

- 人権・平和意識の啓発推進（人権教育課、人権啓発課、市民文化センターなど）
  （人権教育の推進・人権問題の認識を深める啓発推進）
- 隣保・児童館の休日開館（人権啓発課）
- 校舎等耐震診断の実施（教育部総務課）
  （学校施設の耐震性能調査）
- 心の教育の推進（学校教育課、教育文化研究所）
  （豊かな人間性と健やかな心身を育む学校教育の推進）
- 教職員研修の充実（教育部総務課、学校教育課、人権教育課、教育文化研究所）
  （専門職としての識見と指導力を高め、教育実践に結びつく研修の実施）
- スーパー英語高（ＳＥＬＨｉ）事業の推進（高松第一高等学校）
  （実践的英語コミュニケーション能力の向上を図りスーパー英語高を目指すもの）
- 学校図書室の活性化（学校教育課）
  （学習・情報センター、読書センターとしての機能の活用）
- 高松一高整備計画策定の検討（高松第一高等学校）
  （老朽化した校舎の改築に伴い、今後の高松一高のビジョンを構築）
- 少年相談活動の実施（少年育成センター）
  （少年の健全な育成保護の促進）
- 家庭教育学級の実施（社会教育課）
  （家庭における子どもの教育上の諸問題や家族の意義・役割等について学習）
- 思春期の子どもを持つ親のための子育て講座の開設（社会教育課）
- ブックスタートの実施（図書館）
  （4 ヶ月児相談の赤ちゃんと保護者を対象に、絵本を配布し、あわせて読み聞かせの効用などについて説明）
- 市民文化センターの機能充実(市民文化センター)
- 高松市民スポーツフェスティバルの開催（市民スポーツ課）
  （市民総参加型のスポーツイベントの開催）
- 市営プール個人定期券の発売（市民スポーツ課・公園緑地課等）
  （継続利用者向け個人定期券の発行）
- 平和記念室開館１０周年記念事業の実施（平和記念室）
- 美術作品解説ボランティアの充実（美術館）
- 菊池寛コーナー映像システムの充実（菊池寛記念館）
- 文化財の保護（文化振興課）
- 「暮らしをみなおす市民のつどい」の開催（市民生活課）

第４章　豊かで活力あふれる産業の振興

中心商業地の活性化や丸亀町商店街の再開発を促進するとともに、ＩＳＯ認証取得に対する支援や高松産ごじまん品の消費促進を図るほか、全国豊かな海づくり大会を開催することなどにより、新時代をリードし、地域を支える産業の振興を図る。

また、観光地の整備・活性化やサンポート高松での賑わい創出などにより、魅力のある観光・コンベンションの振興を図るとともに、勤労者が生き生きと働くことのできる就業環境づくりに努める。

中心商業地の活性化

商工労政課
事業費（計画額）：２億４,０００万円

実施主体：商店街振興組合等

目　的：

高松市中心市街地活性化基本計画の効果的、円滑な推進を図る中で、ＴＭＯ高松事業構想に対する支援や商店街共同施設整備などに対する助成を引き続き行うとともに、助成制度の充実や活用の促進などにより、商店街団体等に対してハード、ソフト両面での支援を行い、中心商業地の活性化を促進する。

経　過：

・平成１０年７月　「中心市街地における市街地の整備改善及び商業地の活性化の一体的推進に関する法律」施行
・平成１１年３月　「高松市中心市街地活性化基本計画」策定
・平成１１年５月　「ＴＭＯ高松事業構想」を市が認定
・以後、各年度において基本計画の一部変更

事業の概要：

○商店街共同施設の整備に対する助成
　商店街共同駐車場の新設，アーケードの改設など
○空き店舗の活用に対する助成
○商店街活性化計画策定に対する助成
○商店街賑わい力向上事業（販売促進事業、共同宣伝事業等）に対する助成
○ＴＭＯ高松事業構想推進に対する助成

■丸亀町商店街

中心市街地活性化基本計画の概要

基　本　方　針

中心市街地を様々な活動・交流の中心として位置づけ、その活動を支える商業・業務・文化・居住・生活サービス機能など複合化した機能集積を図り、地域経済の活力増進と市街地環境の改善等を目指した一体的、総合的な取り組みを進める。

基本コンセプト

心ときめく生活文化交流都心
ハート・オブ・高松

推　進　目　標

１瀬戸の都･高松にふさわしい中心市街地の形成

２豊かで魅力的な都市基盤および都市空間の形成

３中心市街地における商業機能の再編とプロモーション

市街地整備改善事業・施策
市街地開発、道路整備、交通施設整備、駐車場・駐輪場整備、公園・緑地整備、居住環境整備、新たな環境形成のための都市基盤整備（新世代下水道支援事業など）

商業等活性化事業・施策
商業活性化施設等整備（商店街アーケード、カラー舗装整備など）
テナント・ミックス管理事業・空き店舗対策・再開発ビルの取得・管理運営
商業活性化ソフト関連事業（商業マップ作成、朝市・フリーマーケット等開催など）

市街地整備改善・商業等活性化事業等と一体的に推進する事業・施策
公共交通機関利用者の利便増進（自転車乗り入れ禁止区域等の拡大・レンタサイクル事業など）
公共施設整備（文化芸術ホール整備など）
その他（イベントの開催、観光資源の保全・活用、文化施設等の連携など）

キーワード：ＴＭＯ
中心市街地における商業集積を一体としてとらえ、業種構成、店舗配置等のテナント配置、基盤整備、ソフト事業を総合的に推進し、中心市街地における商業集積の一体的かつ計画的な整備を運営・管理する機関。

キーワード：ＴＭＯ高松事業構想
ＴＭＯである高松商工会議所が、高松市中心市街地活性化基本計画の商業等の活性化のための事業を踏まえて策定したもの。（商店街アーケードやカラー舗装の整備などのハード事業と空き店舗対策事業などのソフト事業の１９事業）

キーワード：テナント・ミックス
多様な規模、業種・業態の店舗を計画的に集めて配置すること。

ＴＭＯ高松事業構想推進事業の内容

・片原町西部商店街アーケード等整備
・ときわレンガアベニューカラー舗装整備
・中央商店街南部３町ドーム改設
・南新町商店街アーケード改設
・高松丸亀町商店街Ａ街区第一種市街地再開発関連事業
・高松丸亀町商店街Ｇ街区第一種市街地再開発関連事業
・丸亀町商店街アーケード等整備事業
・丸亀町商店街町営立体駐車場新設事業
・ライオン通商店街アーケード等整備事業
・田町商店街アーケード等整備事業
・丸亀町商店街カラー舗装等整備事業
・片原町東部商店街アーケード等整備事業
・テナント・ミックス管理事業
・空き店舗対策事業
・ソフト事業等の企画調整
・情報関連先進事業
・ショッピングバスモデル事業
・シースルーシャッター整備事業
・駐車場共同利用体系見直し事業

丸亀町商店街の再開発促進

都市再開発課
事業費（計画額）：４８億円

実施主体：市街地再開発組合

目　的：

中心商店街の一つである丸亀町商店街において、土地の合理的かつ健全な高度利用を図る再開発事業を施行することにより、高齢者から子どもまでが楽しめる魅力的な商店街を創造し、高松の文化の発展への寄与と地域に根ざした産業振興を図る。

経　過：

・平成　５年１０月　市街地総合再生計画大臣承認
・平成　６年　１月　Ａ街区市街地再開発準備組合設立
・平成　７年　７月　Ｇ街区市街地再開発準備組合設立
・平成１１年　１月　高松丸亀町まちづくり株式会社設立
・平成１３年　３月　Ａ・Ｇ街区都市計画決定
・平成１３年１１月　Ｇ街区市街地再開発組合設立
・平成１４年１１月　Ａ街区市街地再開発組合設立

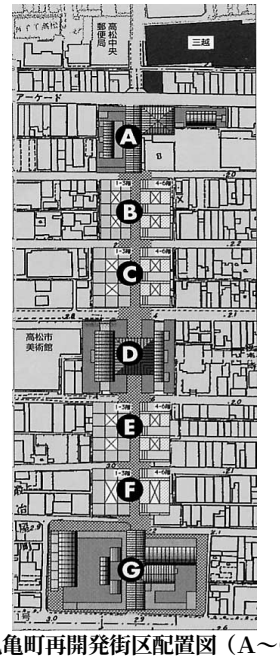

■丸亀町再開発街区配置図（Ａ～Ｇ）

事業の概要：

○A街区　　組合補助（建築物除去、補償費、建築工事等の補助）

○G街区　　組合補助（権利変換計画、実施設計、建築物除去、補償費等の補助）

■A街区計画概要（地区面積　０．４ha）

	西　棟	東　棟
建築概要	地上９階　塔屋１階 延床面積　約 10,000㎡	地上８階　塔屋１階 延床面積　約 7,000㎡
施設の配置	５階～９階　住戸 ４階　レストラン等 １階～３階　店舗	５階～８階　住戸 ４階　コミュニティ施設等 １階～３階　店舗

■G街区計画概要（地区面積　１．２５ha）

	西　棟	東　棟
建築概要	地下１階　地上２６階　塔屋１階 延床面積　約 44,000㎡	地下１階　地上９階　塔屋１階 延床面積　約 23,000㎡
施設の配置	８階～２６階　住戸 ４階～７階　娯楽施設、文化施設等 １階～３階　店舗 地下１階　店舗等	１階～９階　駐車場 １階～４階　店舗 地下１階　駐輪場等

ＩＳＯ１４０００シリーズの認証取得促進

商工労政課
事業費（計画額）：１,０００万円

目　的：

事業所におけるＩＳＯ１４０００シリーズ（環境管理システム）の認証取得に対する助成を行い、本市中小企業の体質強化および環境の保全を促進する。

事業の概要：

○助成制度の内容

・助成対象　　市内に事業所を有する中小企業者で、市税を滞納していない者
・対象経費　　申請料・審査料金・登録料金など
・補 助 率　　対象経費の１／２
・限 度 額　　ＩＳＯ１４０００シリーズ　　１００万円

■ＩＳＯ認証取得状況（件数）　　平成１５年１１月末現在

区　　分	市　内	県　内	全　国
ＩＳＯ　９０００シリーズ	160	299	33,416
ＩＳＯ１４０００シリーズ	37	63	11,385

「高松産ごじまん品」の消費促進

農林水産課
事業費（計画額）：８００万円

実施主体：高松市農産物ごじまん品推進協議会

目　的：

消費者の食に対する信頼を回復し，市内農産物の需要拡大と市民の健康で豊かな食生活を実現する。

経　過：

・平成１５年7月１０日　高松市農産物ごじまん品推進協議会設立
・平成１５年7月３１日　高松産ごじまん品として１９品目を選定

事業の概要：

○高松産ごじまん品の選定、市内の農業および農産物の「安全・安心」の明確化とＰＲの促進
○アグリ塾、市街地産直、展示・即売会等の開催による消費者と生産者の交流を通じた共生型農業の推進
○生産マニュアルの確立、加工品の普及等による生産振興
○学校給食等による地産地消の推進

キーワード：高松産ごじまん品

農薬の適正使用を遵守し，かつ「農薬の記帳」をしているという「安全・安心」を前提条件として，地域性や安定供給等も考慮し，次の１９品目を選定。

野　菜：ブロッコリー・エンサイなど１１品目
果　樹：みかん・ぶどうなど６品目
特産品：盆栽など２品目

■高松産ごじまん品

カンちゃん　イチゴ嬢　マダム・ブロッ子　松さん

全国豊かな海づくり大会の開催

農林水産課全国豊かな海づくり大会推進室
事業費（計画額）：４,６００万円

実施主体：全国豊かな海づくり大会香川県実行委員会・高松市実行委員会

目　的：

水産資源の維持培養と海の環境保全に対する意識の高揚を図るとともに、水産業への認識を深めることにより水産業の振興に資することを目的とする。

経　過：

・平成１３年１１月８日　第２４回大会香川県開催決定
・平成１４年　９月９日　香川県実行委員会設立総会および第１回委員会開催
・平成１５年　４月１日　香川県水産課内および高松市農林水産課内に大会推進室設置
・平成１５年　６月３日　高松市実行委員会設立総会および第１回委員会開催

事業の概要：

○第２４回全国豊かな海づくり大会

・開 催 期 日　　平成１６年１０月３日（日）
・大 会 テ ー マ　　「青い海　守る心に　豊かな未来」
・開 催 場 所　　サンポート高松とその周辺
・開 催 内 容　　「創造と交流の海」を基本理念に、式典行事、海上歓迎行事、放流行事、歓迎アトラクション、関連行事の五つの行事を実施。
・参加予定者数　　県外招待客約１,０００名を含む５万人

今後の予定：

１０月３日（日）の大会当日に向けて、１００日前プレイベント、１か月前プレイベント、会場周辺飾花活動、１０月２日（土）の開幕イベントなどを予定。

■大会イメージキャラクター「はまうみくん」

観光地の整備・活性化

観光課
事業費（計画額）：３,４００万円

個別事業：

国立公園内施設の整備
屋島の活性化

事業名：国立公園内施設の整備

実施主体：県

目　的：

本市の持つ自然、歴史などの恵まれた観光資源を生かした魅力のある観光地の整備を行い、観光客の誘致を推進する。

事業の概要：

○県が国の同意を得て行う国立公園内施設整備に対する地元負担

平成１６年度
屋島南嶺整備
・トイレ整備　２か所
・東屋建替え　１か所
・ベンチ整備　４基
・夜間照明整備　８か所
・総合観光案内版整備　１か所

平成１７年度
屋島南嶺整備
・遊歩道整備　約６００m

■観光地の主な整備状況

年　度	整備場所	整　備　内　容
平成　６年度	屋島南嶺	遊歩道（310m）、園地（2,350㎡）
	男木島	灯台資料館、キャンプ場（開設）
平成　７年度	屋島南嶺	遊歩道（850m）、園地（1,075㎡）、休憩所３棟、照明設備
平成　８年度	屋島南嶺	遊歩道（136m）、園地（330㎡）、公衆トイレ１棟
	女木島	モアイ像設置
平成　９年度	屋島南嶺	遊歩道（846m）、園地（680㎡）
	五色台黒峰	駐車場（573㎡）
平成１０年度	女木島	鬼ヶ島おにの館（開館）、鬼の灯台設置、洞窟落石防止対策工事
平成１２年度	屋島南嶺	遊歩道（600m）、血の池漏水防止工事
平成１４年度	男木島	遊歩道（1,076m）、展望台整備

事業名：屋島の活性化

実施主体：市、源平屋島活性化推進協議会、各実行委員会

目　的：

本市の代表的な観光地である屋島の活性化を図るとともに、観光客の誘致を推進する。

事業の概要：

○ＮＨＫ大河ドラマ「義経」のロケ誘致

平成１７年に放映予定のＮＨＫ大河ドラマ「義経」のロケ隊を誘致し、源平合戦の古戦場屋島を全国にＰＲ

○ライブカメラの公開

屋島から望む眺望（瀬戸内の多島美・夕焼け・高松の夜景）などをライブカメラでインターネット上に公開し、ロケーションの素晴らしさを世界にＰＲ

○屋島山上廃屋の再活用

廃屋といわれている屋島山上の廃業した旅館等の家屋を再活用するため、民間から活用方策を公募（経費の一部を県・市で助成）

○屋島サマーフェスタ・ゆうやけいフェスタ開催

屋島山上からの夕日と高松市街の夜景の魅力をＰＲするイベントの開催

○パラグライダーの試験飛行

屋島山上からのパラグライダーの飛行について、試験的な飛行による野鳥への影響等の調査

■主要観光地の入込観光客数　（単位：千人）

	平成９年	平成１０年	平成１１年	平成１２年	平成１３年	平成１４年
屋島	767	911	690	598	583	585
栗林公園	695	901	671	534	526	573
玉藻公園	175	154	140	141	151	149
鬼ヶ島	11	32	33	23	31	29
合計	1,648	1,998	1,534	1,296	1,291	1,336

※　鬼ヶ島は平成１０年開館のおにの館を含む。

サンポート高松の賑わい創出

観光課、商工労政課
事業費（計画額）：１億８,０００万円

個別事業：

サンポート高松の賑わい創出
シンボルタワー入居オフィスへの支援

事業名：サンポート高松の賑わい創出

実施主体：市、サンポート財団

目　的：

サンポート高松のオープニングイベントを県、市、サンポート財団等により開催し、平成１６年５月にグランドオープンするサンポート高松をＰＲする。また、サンポート財団に設置したサンポート基金により、継続して、多彩なイベントの開催や支援を行うとともに、イベント情報のほか、各種情報発信等のソフト事業を推進し、県内外の多くの人に親しまれ、賑わいのあるまちづくりを目指す。

事業の概要：

○サンポート高松のＰＲ

サンポート高松のグランドオープンによる瀬戸の都・高松のシンボルゾーン「サンポート高松」を全国に情報発信

○「サンポートピア２００４」の開催

サンポート高松のグランドオープン記念イベント「サンポートピア２００４」を県、市、サンポート財団等で実施

○自主イベントの企画・実施

サンポート財団による海鮮市などの定期市やフリーマ－ケット､ファミリー釣り大会など、季節に応じた多彩なイベントの実施

○イベントに対する支援

サンポート財団によるサンポート高松内において賑わいを創出するために実施されるイベントに対しての支援

○まちづくり等のＰＲ

インターネットをはじめ多種多様な広告媒体を活用しながら、サンポート高松のまちづくりやイベント情報等、各種情報の発信

キーワード：(財）サンポート財団
　県と市が出捐し設立した公益法人で、サンポート高松を賑わいあふれるまちにするため、多彩なイベントやイメージアップのための情報発信等のソフト事業実施とともに、地下駐車場等の公共施設の管理を行うことを目的としている。
キーワード：サンポート基金
　県と市からの補助金および民間からの寄附によって設置した基金で、サンポート高松の賑わい創出のための事業に対して支援する。

事業名：シンボルタワー入居オフィスへの支援

目　的：
　サンポート高松のシンボルタワーへの円滑な入居を促進することにより、業務機能の集積促進を図る。

事業の概要：
○平成１６年春にオープンする高松市シンボルタワー内に新規立地または業務を拡張して入居する法人等に対する経費の助成
○助成制度の内容
　近隣の賃貸オフィスとの家賃の格差を解消することにより、円滑な入居を促進する。
・助成対象　新規立地または業務拡張を行うために、シンボルタワー高層棟に延べ床８０㎡以上のオフィスを借りるもので、市税を滞納していない者
・補助率　　１㎡あたり１,０００円

その他の主な事業

・郊外商店街活性化事業に対する助成（商工労政課）
・香川インテリジェントパークにおける研究開発支援機関の活用促進（商工労政課）
（(財)かがわ産業支援財団の高温高圧流体技術研究所、かがわ新事業サポートセンター、ＩＴスクエア、ネクスト香川など）
・先端技術工場、高度情報処理事業所、試験研究施設の立地に対する助成（商工労政課）
・中小企業等への融資（商工労政課）
・食肉センターの管理運営（農林水産課）
・良質米・麦・園芸作物の生産促進（農林水産課）
・環境保全型農業の推進（農林水産課）
（堆肥などによる土づくりの推進、農業用廃棄物等の適正処理の推進など）
・森林の整備（農林水産課）
・資源管理型漁業の推進（農林水産課）
（小型魚の保護、休漁日の設定など）
・新規就農者、中核的農家の育成・確保（農林水産課）
（担い手農家の育成・確保、女性・高齢農業者への支援など）
・遊休農地の解消（農林水産課）
（市民農園としての活用など）
・ため池、農道、林道、水路、ほ場の整備（農林水産課、土地改良課）
（高松市ため池再編整備基本計画の推進など）
・伝統的工芸品の振興（商工労政課）
・観光ボランティアガイドの実施（観光課）
・観光イベントの振興（観光課、公園緑地課、交通安全対策課）
（高松春のまつりフラワーフェスティバル、高松まつり、高松秋のまつり、高松冬のまつりなど）
・インターネットの活用など観光情報提供システムの充実（観光課）
（観光ルート・マップ、観光地の画像の公開・ダウンロード、サンポート高松コンベンションゾーン、源平合戦「義経・与一」の活躍など）
・国際会議、全国大会等のコンベンションの誘致（観光課）
・ＡＳＰＡＣ（青年会議所アジア・太平洋地域会議）の誘致（観光課）
・就業確保のための企業啓発活動の推進（商工労政課）
（たかまつ労政だよりの発行、共同求人説明会の開催）
・高松テルサの管理運営（商工労政課）
・中小企業勤労者福祉共済事業の運営（商工労政課）

第５章　広域・交流拠点性の強化

都市内幹線道路の整備をはじめ、国道１１号高松東道路関連整備事業や総合都市交通対策の推進により、総合的な視点に立った都市交通網の形成を図る。

また、サンポート高松（高松港頭地区）の整備促進などにより、環瀬戸内海圏の中核都市にふさわしい広域都心の形成を進めるとともに、太田第２土地区画整理事業の推進や新都市計画制度の施行による適正な土地利用の誘導を図るなど、計画的な市街地の形成を促進する。

さらに、ＣＡＴＶ網の整備による情報通信機能の充実を図ることにより、情報通信社会に対応できる拠点機能の強化に努めるほか、姉妹友好都市との交流など、国際化への対応と都市交流の推進を図る。

都市内幹線道路の整備

都市計画課
事業費（計画額）：２５億円

目　的：

市街地の進展に対応し、事業効果・緊急度等の高い路線から体系的な都市内幹線道路の整備を進め、円滑な交通と快適な道路環境を確保する。

現　況：

（平成１６年４月１日現在）

・都市計画決定　６６路線　延長２０２,５００m
・整備済延長　　１６４,１３２m
・整備率　　８１.０５％

事業の概要：

○都市内幹線道路の整備（市施行分）

■都市内幹線道路の整備内容　　※（都）：都市計画道路

路線名	幅員×延長(m)	区　間	事業概要	完成年度（予定）
高松海岸線	32 × 646	フェリー通り～（都）浜ノ町栗林公園線	用地購入、建物移転	平成２２年度
木太鬼無線	16 ×2,009	香東川東岸～県道・川東高松線	用地購入、建物移転	平成２０年度
朝日町仏生山線	22 ×1,033	旧国道１１号～県道中徳三谷高松線	用地購入、建物移転、街路築造等	平成１６年度
東浜港花ノ宮線	16 × 430	（都）公園東門線～（都）室町新田線	公社取得用地購入、照明工事	平成１７年度
兵庫町西通町線	15 × 150	（都）浜ノ町宮脇線以西	用地購入、建物移転、街路築造等	平成１７年度
公園東門線	11 × 174	（都）朝日町仏生山線以西	用地購入	未定
香西東町香西南町線	16 × 222	（都）郷東檀紙西線～本津川西岸	用地購入	未定
郷東檀紙西線	18 × 640	（都）中新町鬼無線～（都）香西東町香西南町線	用地購入、建物移転	未定

キーワード：都市計画道路

都市計画道路は、その機能に応じて自動車専用道路、幹線街路、区画街路及び特殊街路の４つの種別に分類され、都市計画決定される。幹線街路は、都市計画道路の中で最も一般的な道路で、都市内交通の主な骨格を成す交通や都市間相互の交通を主として受け持つ道路。

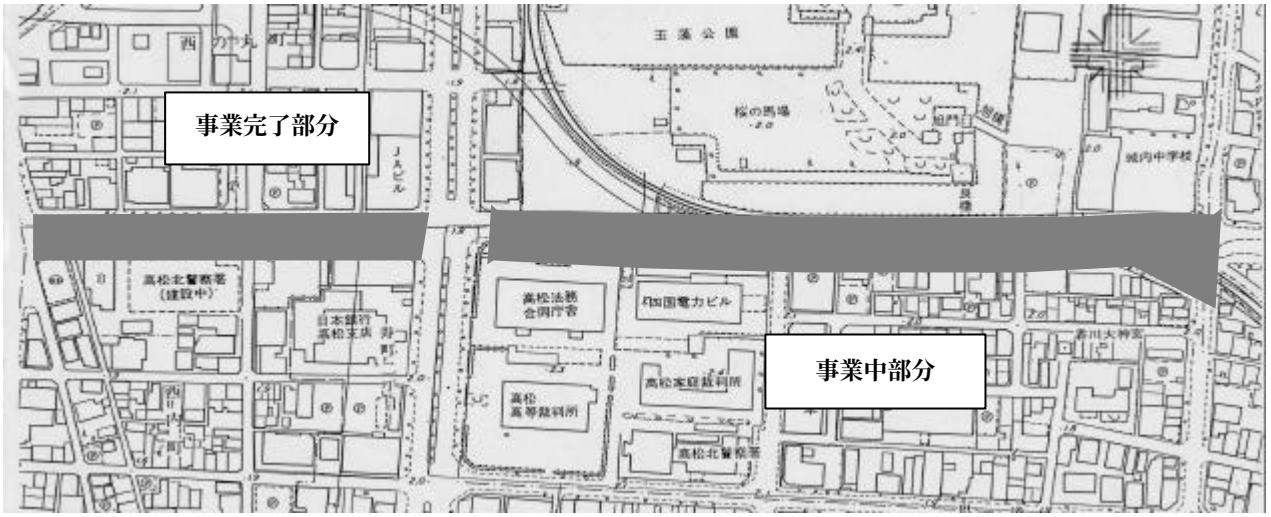

■高松海岸線事業区間

国道１１号高松東道路関連整備事業の推進

都市計画課高速交通対策室
事業費（計画額）：５億円

実施主体：市、県、国

目　的：

琴電琴平線および琴電長尾線と一般国道１１号高松東道路等との交差部において、鉄道高架による立体交差化および高架側道などを整備し、交通渋滞の防止や住民の利便性の向上と安全性を確保する。

なお、交差部においては、一般国道１１号高松東道路とその上部に設置された四国横断自動車道の間に鉄道軌道が整備される３層構造になる。

経　過：

○琴電琴平線高架事業

・平成５年１月　琴電琴平線高架事業基本協定締結
・平成６年３月　太田下町２１号線の市道認定
・平成７年度　　太田下町２１号線の事業着手

○琴電長尾線高架事業

・平成５年６月　琴電長尾線高架事業基本協定締結
・平成６年３月　東山崎町５１号線の市道認定
・平成８年度　　東山崎町５１号線の事業着手

事業の概要：

○琴電琴平線・琴電長尾線高架関連事業の実施

■琴電琴平線・琴電長尾線高架関連事業の内容

区　　別	事　業　の　概　要	事業主体	完成年度（予定）
琴電琴平線 高架関連事業	琴電琴平線高架事業（Ｌ＝950m）	市・国	平成１７年度末供用
	市道太田下町２１号線（Ｗ＝6m、Ｌ＝730m）の整備	市	平成１７年度末供用
琴電長尾線 高架関連事業	琴電長尾線高架事業（Ｌ＝1,430m）	県・国	平成１７年度末供用
	市道東山崎町５１号線（Ｗ＝5～12m、Ｌ＝1,060m）の整備	市	平成１７年度末供用

■琴電琴平線高架関連事業完成予想図

■琴電長尾線高架関連事完成予想図

総合都市交通対策の推進

都市計画課
事業費（計画額）：１億円

目　的：

高齢者、障害者および妊産婦等の移動に配慮した公共交通施設のバリアフリー化を進めるとともに、本市の都市交通施策の指針となる総合都市交通計画に基づき、環境問題に配慮した交通施設の整備、公共交通機関の活性化および今後の交通需要の管理等を行い、本市にふさわしい交通施策を推進する。

経　過：

・平成１４年　３月　高松市総合都市交通計画策定
・平成１４年　４月　市民病院ループバスの運行
・平成１５年　３月　高松市交通バリアフリー基本構想の策定
・平成１５年１０月　高松市交通バリアフリー特定事業計画策定委員会の設置
・平成１５年１１月　ショッピング・レインボー循環バスの運行
・平成１５年１２月　山田地区乗合タクシー運行実験（平成１６年３月末まで）
・平成１６年　３月　高松市交通バリアフリー道路特定事業計画の策定（予定）

事業の概要：

○総合都市交通計画の推進

・交通空白地帯における乗合自動車（高齢者対応自動車）の運行実験

○市民病院ループバス事業

○ショッピング・レインボー循環バス事業

○交通バリアフリー道路特定事業計画に基づく、バリアフリー化の促進

○鉄道近代化設備整備に対する助成

・高松琴平電気鉄道株式会社への香川県および本市を含む沿線自治体による行政支援の実施
（期間：平成１４年度～平成１７年度　対象：国庫補助対象事業）

・琴電駅等ＩＣカードの導入、冷房車両導入

○公共交通移動円滑化整備事業に対する助成

・コトデンバスのＩＣカード導入

○公共交通旅客施設バリアフリー化整備事業に対する助成

・プラットホームスロープ設置（琴電２駅）

キーワード：交通バリアフリー法

高齢者、身体障害者等の公共交通を利用した移動の利便性や安全性の向上を促進する目的で平成１２年１１月に施行された。国の作成した基本方針に基づき、市町村はバリアフリー化の方針、実施する事業等を内容とする基本構想を策定し、一定規模以上の駅などの旅客施設を中心とした地区を重点整備地区として、駅などの旅客施設、周辺の道路、駅前広場、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する。

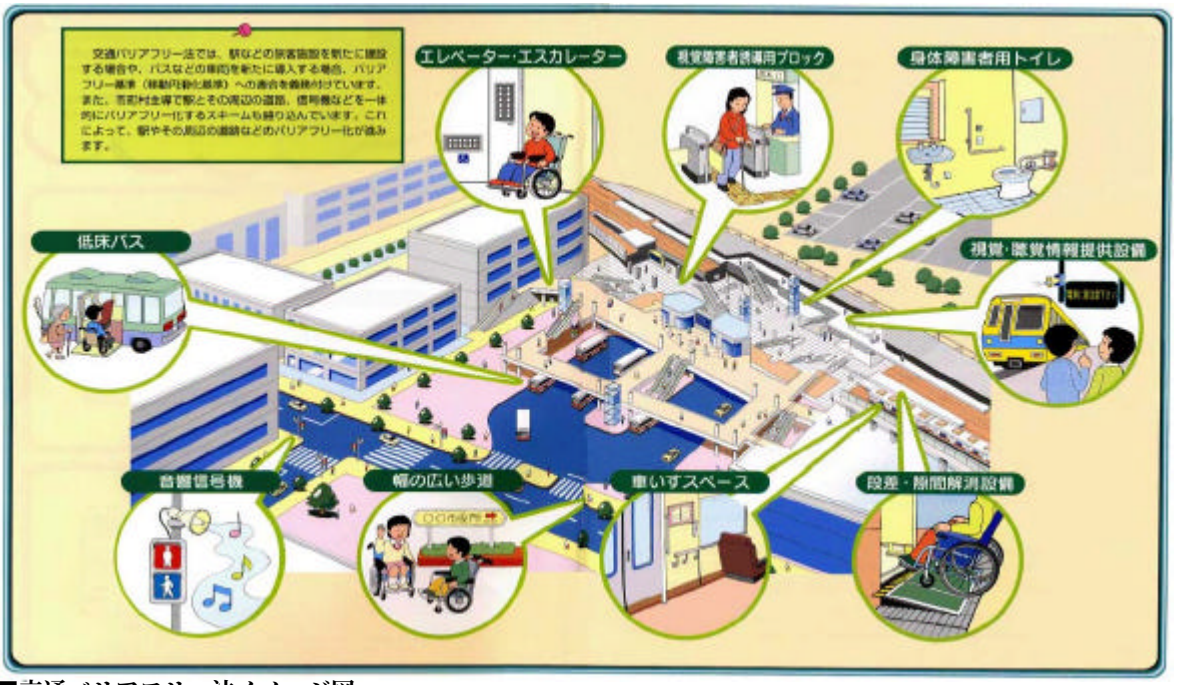

■交通バリアフリー法イメージ図

サンポート高松（高松港頭地区）の整備促進

都市再開発課
事業費（計画額）：８,０００万円

事業主体：市、県、国

目　的：

旧国鉄用地と埋立地等を核とする約４２haのサンポート高松区域において、官民が一体となって、ゆとりと潤いのある都市環境の整備を進め、高度な都市機能、業務機能、コンベンション機能を導入する。

経　過：

サンポート高松

・昭和６３年　４月　瀬戸大橋の供用開始に伴う宇高連絡船の廃止
・平成　４年　４月　高松港頭地区総合整備計画基本構想発表
・平成　６年　２月　土地区画整理事業の事業計画の決定
・平成１０年１０月　公有水面埋立竣工、２万ﾄﾝ級岸壁完成
・平成１１年　１月　高松港港湾旅客ターミナルビル起工式
・平成１３年　５月　ＪＲ新高松駅、港湾旅客ターミナルビル、高松駅前地下駐車場・駐輪場、再生水利用下水道、地域熱供給事業、太陽光発電システム、全日空ホテルクレメント高松完成
・平成１３年　８月　高松シンボルタワー工事着工
・平成１６年　３月　高松シンボルタワー、多目的広場、歩行者専用道路の完成（予定）

■サンポート高松全体イメージ図

■高松シンボルタワー（高度情報交流センター）の概要

建築概要	建築面積：　10,935.47㎡ 延床面積：103,264.16㎡ 階数：タワー棟 地上３０階、地下２階、塔屋１階 　　ホール棟 地上　７階、地下２階、塔屋１階 高さ：タワー棟 151.3m 　　ホール棟　44.8m
施設の配置	２９～３０階　展望レストラン、展望スペース ９～２８階　オフィス等 ８階　屋上広場、屋上テラス １～７階　高松市文化芸術ホール、産業振興センター、かがわ国際会議場 エリアマネージメントセンター、情報通信交流館、かがわ情報プラザ、パスポート室、展示場、商業施設等 地下１階、地下２階　駐車場、駐輪場、機械室等
建設事業費	38,958百万円（県：8,687百万円 市：19,150百万円 民間：11,121百万円）

事業主体	内　　容
市	文化・コンベンション・情報発信交流機能 高松市文化芸術ホール （大ホール、小ホール、会議室、広域交流センター、コミニュケーションプラザ等）
県	文化・コンベンション機能 かがわ国際会議場、展示場（多目的利用の展示、イベント会場） 情報発信交流機能 産業振興センター、エリアマネージメントセンター、情報通信交流館、かがわ情報プラザ、パスポート室
民間事業者	魅力的で集客力のある店舗と業務オフィスが集積する複合施設

事業の概要：

○高松シンボルタワーグランドオープン　平成１６年５月２０日

・３月３０日　マリタイムプラザ高松（商業施設）、公共空間、多目的広場等、駐車場

・４月　４日　パスポート室、かがわ情報プラザ、情報通信交流館（ｅ－とぴあ・かがわ）

・５月２０日　高松市文化芸術ホール、かがわ国際会議場、展示場

○県事業に対する負担

・北側街区暫定整備（フェスティバルルーフ）

・土地区画整理保留地処分

○国の合同庁舎の整備

・事業主体　　国

・敷地面積　　約１１,０００㎡

・延床面積　　約６０,０００㎡（２棟合計）

・事業スケジュール（２棟の内の北側１棟）

平成１４年度　基本設計

平成１５年度　実施設計

平成１５年度末～平成１８年度　建物工事

鉄骨造地上１４階　地下２階

延床面積約３０,０００㎡

■国の合同庁舎完成予想図（北館）

この施設は、平成１２年度に建設省から承認された「サンポート高松シビックコア地区整備計画」における官公庁施設の中核をなす施設としてその早期整備が期待されており、市内に分散している国の地方機関（四国財務局、四国通産局等２０官署）を集約して、新しくサンポート高松地区に高松地方合同庁舎を建設し、中枢都市機能の維持拡充、利用者の利便向上を図るものである。

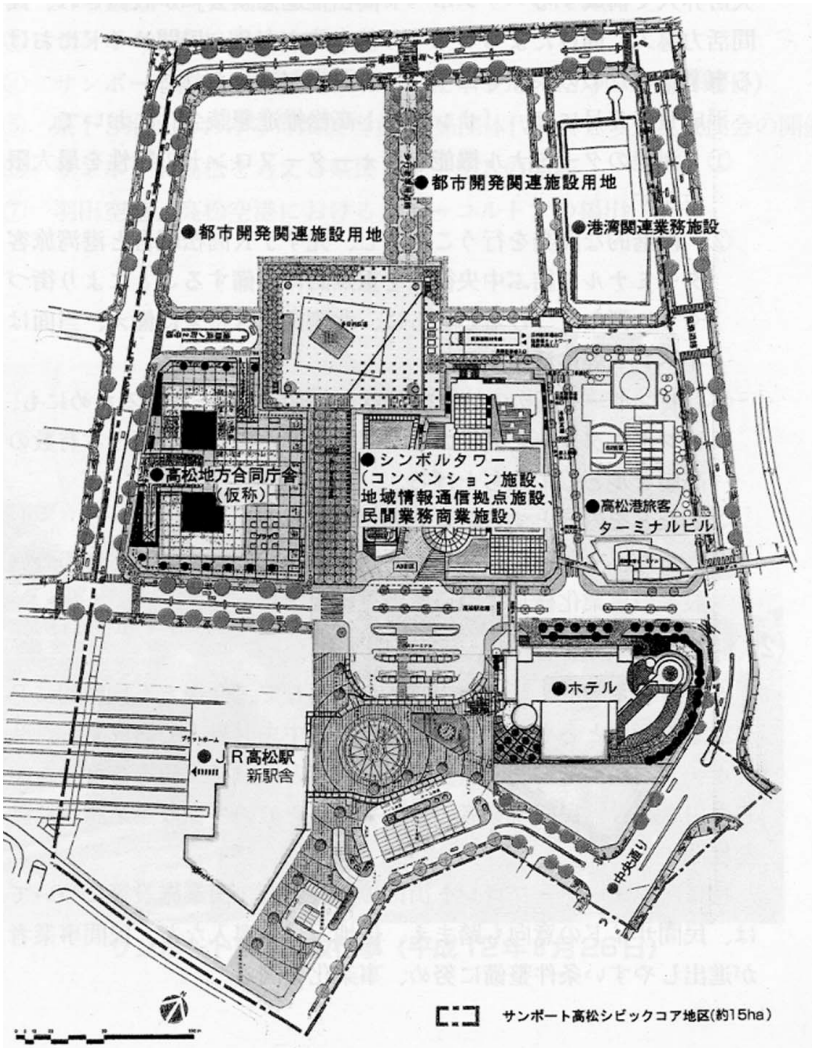

■サンポート高松シビックコア地区整備計画（平成１２年３月策定）

キーワード：サンポート高松シビックコア地区整備計画

シビックコア地区整備事業は、国・地方公共団体・民間等が連携を図りながら施設整備を進めることにより、官公庁施設や関連する都市基盤施設などを一体的・計画的に整備し、地域の特色や良好な市街地環境の形成の整備を図る事業。サンポート高松シビックコア地区整備計画は、全国で９番目、西日本では那覇に続き２番目、中国・四国地区では初めてのシビックコア地区である。

太田第２土地区画整理事業の推進

太田第二土地区画整理事務所
事業費（計画額）：４６億円

目　的：

「潤いと活力に満ちたまち」をテーマに、南部地域において良好な市街地の形成と新たな拠点づくりを進める。あわせて、個性ある街づくりとして、ふるさとの顔づくり事業を推進する。

経　過：

・昭和６１年３月　太田第２土地区画整理事業施行区域の都市計画決定
・昭和６２年２月　事業計画の決定
・平成　５年１月　ふるさとの顔づくり事業の地区指定
　　（シンボルゾーン、水と緑の回廊の形成）
・平成　５年９月　国道１１号高松東道路暫定供用
・平成　６年６月　仮換地指定完了
・平成　９年２月　太田第２シンボル地区
　　地区計画の都市計画決定
・平成１０年６月　レインボーロード供用開始
・平成１４年４月　サン・フラワー通り供用開始
・平成１４年７月　木太鬼無線供用開始
・平成１５年３月　高松自動車道供用開始

■レインボーロード

事業の概要：

○街路築造（約９,０００m）、建物移転（１２２戸）、上水道工事等

■区画整理事業全体の概要

事　業　内　容	事　業　規　模
施行面積	約 360.3ha
施行期間	昭和６１年度～平成１９年度
総事業費	約 660 億円
減分率	21.29％
建物総移転戸数	1,295 戸
主な公共施設 ・都市計画道路　15 路線　18,370m ・レインボーロード（事業区域中心部約 10.3ha） W＝39m（歩道片側 11m）　L＝650m ・区画道路等　74,596m ・公園・緑地　25 か所　108,200㎡ ・河川・水路　5,219m	

■太田第２土地区画整理事業土地利用計画図

適正な土地利用の誘導

都市計画課
事業費（計画額）：６００万円

目　的：

平成１６年5月（予定）に施行される、従来の線引きに代わる新しい都市計画制度を的確に運用することにより、適正な土地利用の誘導を図り、活力ある中心市街地の再生と豊かな田園環境の下でのゆとりある居住を実現する。

経　過：

- 平成１２年　5月　都市計画法および建築基準法の一部改正公布
- 平成１２年１２月　香川県都市計画基本構想検討委員会設置
- 平成１３年　5月　都市計画法および建築基準法の一部改正施行
- 平成１３年１０月　第３回香川県都市計画基本構想検討委員会（市町長との意見交換会）開催
- 平成１３年１１月　香川県市長会、香川県市議会議長会が香川県に対し、線引き制度の廃止を要望する。
- 平成１３年度　都市計画制度に関するアンケートの実施（市）
- 平成１４年　5月　香川県都市計画基本構想検討委員会の報告
  （都市計画区域を再編するとともに、新たな土地利用コントロール制度の導入を前提に線引き制度廃止の方向を示す。）
  この後、具体案を検討し、素案を策定する。（市、県）
- 平成１４年度　新しい都市計画制度の適用に向けた基礎調査の実施（市）
- 平成１５年　8月　説明会の開催（市・県合同）
- 平成１５年１０月　公聴会の開催（市・県合同）
- 平成１６年　2月　都市計画審議会開催（市、県）

事業の概要：

○新しい都市計画制度の施行　　平成１６年５月
　線引き制度の廃止、新しい土地利用コントロール制度の導入
○用途地域の指定（新規指定区域内）　平成１６年度
○新都市計画制度適用影響調査　　平成１７年度

資　料：

○新しい土地利用コントロール制度の導入

平成１６年５月１７日（予定）より都市計画法に基づく市街化区域・市街化調整区域を区分する制度（線引き制度）が廃止され，都市計画に基づく新しい土地利用コントロール制度が導入される。

現在の市街化調整区域は用途白地地域になり，新たに特定用途制限地域が指定されるととも

に、容積率・建ぺい率等の指定や開発許可基準等が変更になる。

■新しい土地利用コントロール制度（案）

<table>
<tr><th rowspan="2">項　目</th><th colspan="3">非線引き都市計画区域</th><th rowspan="2">都市計画区域外</th></tr>
<tr><th>用　途　地　域</th><th colspan="3">用　途　白　地　地　域</th></tr>
<tr><td>用途の制限</td><td>用途地域ごとに定められた制限の適用を受ける。
次の３地区で、合計333.2haを新規に指定する。
<table><tr><th>地　区　名</th><th>面　積</th></tr><tr><td>林地区</td><td>195.5ha</td></tr><tr><td>田村・太田地区</td><td>80.1ha</td></tr><tr><td>川島地区</td><td>57.6ha</td></tr></table></td><td colspan="3">特定用途制限地域の指定により、下記の建物用途は制限される。
具体的な内容は条例で定める。
<table><tr><th>幹線沿道地域</th><th>一般白地地域</th><th>環境保全地域</th></tr><tr><td>①危険性や環境を悪化させる恐れのある工場･貯蔵施設等
②一定規模（客席200㎡）以上の劇場、映画館等
③風俗施設（性風俗）</td><td>①危険性や環境を悪化させる恐れのある工場・貯蔵施設等
②一定規模（1500㎡）以上の店舗、事務所等
③ﾎﾃﾙ・旅館、劇場、映画館等
④遊戯施設（ﾎﾞｳﾘﾝｸﾞ場、ｶﾗｵｹﾎﾞｯｸｽ等）
⑤風俗施設（性風俗、ﾊﾟﾁﾝｺ、麻雀、馬券・車券販売所等）</td><td></td></tr></table></td><td>現行と変更なし
（都市計画法の適用は受けないが、農振法、森林法等により保全を図る。）</td></tr>
<tr><td>容積率
建ぺい率
高さ制限</td><td>用途地域ごとに定められた容積率、建ぺい率等の適用を受ける。</td><td colspan="3"><table><tr><th>幹線沿道地域</th><th>一般白地地域</th><th>環境保全地域</th></tr><tr><td></td><td>200%</td><td>100%</td></tr><tr><td></td><td>60%</td><td>60%</td></tr><tr><td></td><td>―</td><td>10m</td></tr></table></td><td></td></tr>
<tr><td>開発許可対象面積</td><td>1,000㎡以上</td><td colspan="3">1,000㎡以上</td><td>1ha以上</td></tr>
<tr><td>最低敷地規模面積</td><td>100㎡</td><td colspan="3">150㎡</td><td></td></tr>
</table>

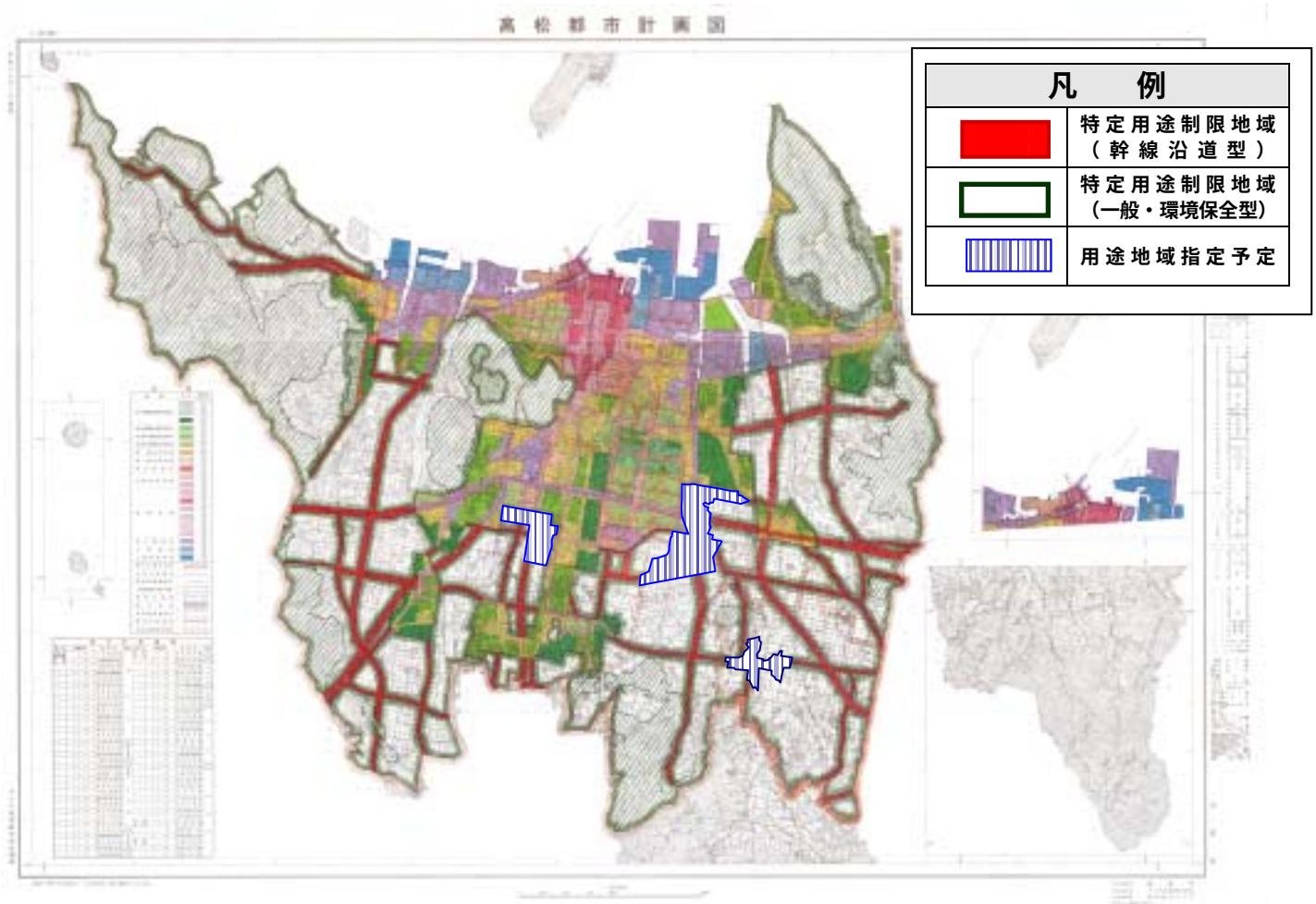

■新しい都市計画（案）

ＣＡＴＶ網の整備・エリア拡大・加入率向上の促進

広聴広報課
事業費（計画額）：１億６,０００万円

実施主体：㈱ケーブルメディア四国

目　的：

地域における総合的情報通信網として、ＣＡＴＶ網の整備、エリア拡大および加入率向上を図る。

現　況：

本市におけるＣＡＴＶ網の状況（平成１５年１０月１日現在）

・ＣＡＴＶ網の世帯カバー率　約９５.５％
・ＣＡＴＶへの加入率　　約３３.５％

経　過：

・平成　８年１０月　高松市域におけるＣＡＴＶ事業開始
・平成１１年１０月　ＣＡＴＶでのインターネットサービス開始
・平成１２年　８月　ＣＡＴＶでの高松市政情報専用チャンネルの設置、放送開始

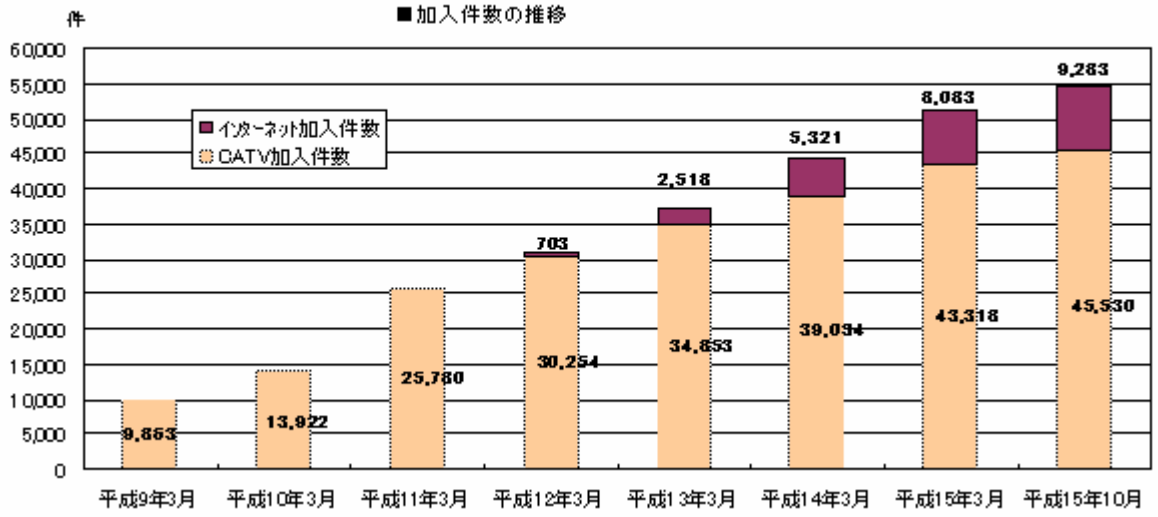

事業の概要：

○ＣＡＴＶ関連施設整備事業に対する助成（平成１６・１７年度）

・未整備地区のエリア拡張
・既存エリア内の幹線整備

キーワード：ＣＡＴＶ：（Cable　Television）
光ファイバーケーブルなどを利用した特定地域対象の有線放送テレビ。自主制作を含む様々な番組を多チャンネルで放送する。ケーブルの有する大容量と双方向機能を活用し、放送と通信サービスを総合的に提供するメディアとして期待されている。

その他の主な事業

・高松琴平電鉄連続立体交差事業の推進（都市再開発課）
（工事延長　琴平線：２,５８６m　長尾線：９５６m、踏切除去２８か所）

・市街地再開発関連街路事業の推進（都市再開発課）
（高松駅南線の整備、藤塚側道１・２号線の整備、サンポート高松から中央商店街までの歩行者空間の整備）

■平成１５年６月セント・ピーターズバーグ市へ訪問（セ市市制１００周年）

・姉妹・友好都市との友好・親善活動の推進
（秘書課国際交流室）
（セント・ピーターズバーグ市、トゥール市、南昌市との交流）

・(財)高松市国際交流協会による交流および外国人客来高の促進（秘書課国際交流室）
中学生訪中親善使節団の派遣、日本文化体験講座による交流など
高松市先進事例（節水・水循環型都市づくり、景観を重視したまちづくり）紹介
ホームページ及びパンフレットの作成

・国内諸都市との交流の推進
（庶務課、商工労政課、観光課、学校教育課、市民スポーツ課、文化振興課）
彦根市・水戸市との交流
観光と物産展の持ち回り開催、野球大会の相互開催など
秋田県矢島町・松江市・石川県かほく市高松地区との交流
小・中学校児童・生徒の作品（絵画、習字）交流
小・中学校教員の派遣研修の受け入れ
スポーツ大会の相互開催、その他文化交流など

・西日本中央連携軸沿線都市との交流・連携（企画課、商工労政課、市民スポーツ課）
（スポーツ、観光、物産などを通じた交流と連携）

・備讃瀬戸広域都市圏における交流の推進（人事課、長寿社会対策課、文化振興課）
岡山市との交流（民間交流の促進、職員研修交流など）
その他交流（音楽交流演奏会、老人クラブ交流など）

第６章　地域みずからのまちづくり

地域コミュニティ組織の構築やコミュニティセンターの整備などにより、心ふれあうコミュニティづくりを進める。
また，ＮＰＯと行政が協働して取り組むパートナーシップのまちづくりを進めるとともに，行財政改革や電子市役所構築の推進、総合計画基本計画の策定などにより，中核市にふさわしい行財政システムの確立を図るほか，市町合併を推進するなど，地域主権の時代を拓くまちづくりを進める。

地域コミュニティ活動の推進

市民生活課
事業費（計画額）：１,４００万円

目　的：

地域みずからのまちづくりを基本理念に、地域が直面する問題や課題を住民が互いに共有しあい、目標や計画を定め、地域みずからの手で解決する、地域コミュニティの構築と活動を促進し、自立と連帯に根ざした地域社会の形成を図る。

経　過：

- 平成１４年８月～１０月　地域コミュニティ人材養成講座の開催
- 平成１４年９月　高松市連合自治会連絡協議会から地域コミュニティにかかる要望書の提出
- 平成１４年９月　高松市地域コミュニティづくり推進本部の設置
- 平成１５年２月　地域コミュニティ人材養成講座実践成果報告会の開催
- 平成１５年７月　高松市地域コミュニティ構築にかかる支援事業補助金交付要綱の策定
- 平成１５年７月～１０月　地域コミュニティ人材養成講座開催及びまちづくりアドバイザーの設置
- 平成１５年８月　地域まちづくりサポーターの認定
- 平成１５年９月～地域コミュニティ組織設立（１１地区）
- 平成１６年２月　地域コミュニティ人材養成講座実践成果報告会の開催

事業の概要：

○地域コミュニティの構築支援
- 各地区の地域コミュニティ組織の設立・運営および地区コミュニティプラン策定に対する助成

○まちづくりアドバイザーの設置
- 地区コミュニティプラン策定のために必要な相談・助言等を行う専門家によるアドバイザーの設置

○地域コミュニティの人材養成
- 地域コミュニティの中核を担う人材を養成する地域コミュニティ人材養成講座の開催

○地域まちづくりサポーター制度
- 市職員の公募によるボランティアとして、地域まちづくりサポーターの認定
- 地域コミュニティ組織の結成や地区コミュニティプランの策定作業への地域まちづくりサポーターの参加、助言や情報提供、関係課との連絡調整

○まちづくり活動支援事業
・地域コミュニティ組織が自主的・主体的に取り組むまちづくり活動に対する助成等

コミュニティセンターの整備

市民生活課
事業費（計画額）：５億５,０００万円

目　的：
地域コミュニティ活動を活性化するため、より多くの地域住民が集い、学び、活動し、自主的かつ主体的に地域社会共通の課題や問題の解決に取り組むことができる活動拠点として、改築予定にある地区公民館をコミュニティセンターとして整備する。

事業の概要：
○整備スケジュール
・平成１６年度　コミュニティセンター（古高松地区）設計委託
・平成１７年度　コミュニティセンター（古高松地区）用地取得・建設
○コミュニティセンターの機能
・住民のふれあいの空間（ふれあいサロン、ロビー等）
・地域コミュニティの交流拠点（多目的ホール、カルチャールーム等）
・地域コミュニティの活動拠点（会議室、調理室等）
・市民と行政との協働拠点（ミーティングスペース、情報コーナー等）
○コミュニティセンター整備の効果
・地域における市民活動の活性化
・地域住民の交流の促進
・生涯学習の機会の拡大
・市民自治の形成
・地域におけるまちづくりセンター
・行政の活性化
○コミュニティセンター整備の方向
・地域コミュニティ組織の構築が完了する平成１８年度を目途に、現在教育部が所管している地区公民館について、市民部へ移管し、コミュニティーセンター化を図る。

ＮＰＯと行政の協働の推進

市民生活課ボランティア・市民活動室
事業費（計画額）：２,１００万円

目　的：
「市民活動団体と行政との協働に関する基本方針・基本計画」に基づき、ボランティ

ア・市民活動センター機能の充実など、協働に関する施策を推進し、「自助・共助・公助による協働のまちづくり」の実現に向け、ＮＰＯと行政の協働によるまちづくりを進める。

経　過：

・平成　９年　９月　ボランティア総合窓口を市民相談コーナーに設置
・平成１０年１２月　特定非営利活動促進法の施行
・平成１１年　２月　ボランティア・市民活動支援推進本部の設置
・平成１３年　１月　ボランティア・市民活動センターの開設
・平成１３年　４月　「市民活動団体と行政との協働に関する基本方針・基本計画」の策定
・平成１５年１１月　「ＮＰＯと行政の協働を進めるための指針」の策定

事業の概要：

○「市民活動団体と行政との協働に関する基本方針・基本計画」の進行管理
・基本目標　「自助・共助・公助による協働のまちづくり」
・基本計画目標年度　平成１７年度

■協働に関する施策の方向と基本施策

施策の方向	基本施策
協働推進の体制としくみづくり	・推進体制の充実 ・市民参画を進めるためのしくみづくり ・情報公開を進めるためのしくみづくり ・協働を進めるためのしくみづくり
活動拠点の整備充実	・拠点施設の充実 ・公共施設の利用促進
情報収集・提供および相談機能の充実	・情報収集・提供基盤の整備 ・情報収集・提供および相談の充実
協働を推進する人材の養成	・協働推進のための人材養成 ・次代を担う人材の養成

○「ＮＰＯと行政の協働を進めるための指針」を活用した協働の推進
・行政が研修等を通して、協働についての理解を深めるとともに、協働の形態を視野に入れた事業を実施する。

○ボランティア・市民活動センターの管理運営
・趣　旨　　市民の柔軟な発想を活かしながら、中間支援機能をさらに充実させ、市民活動の促進と協働の推進を図るため、平成１６年度から、特定非営利活動法人に管理運営を委託する。
・場　所　　田町商店街（高松市田町４番地１５）
・委託先　　公募で選定した特定非営利活動法人

■ボランティア・市民活動センターの機能

機　能	概　　要
相談	ＮＰＯや協働についての相談に関して、専門的・効果的に対応
情報収集・提供	ＮＰＯの組織運営や事業実施に役立つ情報、協働に関する情報などの収集、効果的な提供
調査・研究	ＮＰＯの現状や協働の実態の把握、効果的な対策の立案
研修	ＮＰＯの組織運営や事業実施または協働に関する知識・技術などを、体系的に学ぶ機会の提供
交流・コーディネート	ＮＰＯ、企業、行政の情報交換や意見交換の場の提供、ＮＰＯとの効果的な協働事業のコーディネート
その他	・設備 ミーティング・作業スペース、団体情報の掲示スペース、コピー機、軽印刷機、裁断機、紙折り機 ・田町商店街振興組合との共催による、にぎわい創出など

キーワード：ＮＰＯ

不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与するため、社会的課題の解決に自発的、主体的に取り組む、営利を目的としない活動を行う組織体をいう。その活動には、保健・医療・福祉、社会学習、まちづくり、環境保全、災害救援、国際協力など、幅広い分野が含まれる。

キーワード：協働

協働するそれぞれの主体が、対等かつ自由な立場で、それぞれの違いと特性、社会的役割を踏まえ、共通の目標達成のために、共に取り組む関係。これからのまちづくりには、市民、企業、行政が、それぞれ独自の機能に応じた役割分担をして、協働で問題解決を図ることが大切である。

行財政改革の推進

企画課行政改革推進室
事業費（計画額）：３０万円

目　的：

厳しい行財政環境、地方分権の進展、市町合併への対応、少子高齢社会の到来、高度情報化の進展、市民の市政への参画意識の高まり等、本市を取り巻く状況に対応し、中核市にふさわしい行財政システムの確立を目指し、平成１５年度～１７年度の３年間を短期集中改革期間とする新高松市行財政改革計画に基づき、改革・改善を積極的に推進する。

現　況：

【新高松市行財政改革計画】

○計画期間：平成１５年度～平成１７年度（３年間）

○改革の目標

・市民との協働による行政運営
・市民のニーズに応える行政サービスの提供
・効率的な行政運営システムの確立

○改革の基本姿勢
・全ての事務事業と組織・機構等を徹底的に見直す。
・職員の意識改革と市民・企業との協働により推進する。
・改革・改善を継続して行う。

○具体的な取組項目
２７７項目（うち重点取組み項目は１０９項目）
（取組項目のうち数値目標設定は１１２項目）

○計画策定段階での節減見込み額
約４６億９千万円

経　過：
・平成　７年　３月　「高松市行政改革計画」（計画期間：平成８年度～平成１２年度）策定
・平成１０年　３月　様々な情勢・環境変化を踏まえ、計画期間を前倒し、新たな目標を掲げた行政改革計画（計画期間：平成１１年度～平成１３年度）策定
・平成１３年１２月　行政改革計画の期間延長（平成１４年度まで延長）
・平成１５年　７月　「新高松市行財政改革計画」（計画期間：平成１５年度～平成１７年度）策定

事業の概要：
○「新高松市行財政改革計画」の推進および進行管理（高松市行政改革推進委員会への進行状況の定期的な報告など）
○「行政改革大綱」（平成１２年１２月１日閣議決定）の趣旨を踏まえ、次期計画策定

新・総合計画基本計画の策定

企画課
事業費（計画額）：９２０万円

目　的：
新・高松市総合計画基本構想で定めた長期的な施策の大綱を具体化し、その目標を達成するため、中期的に必要な基本的施策を総合的かつ計画的に示す基本計画を策定し、総合計画に掲げる本市の都市像「笑顔あふれる　人にやさしいまち・高松」の実現を目指す。

経　過：
・平成１１年１２月　「新・高松市総合計画」基本構想（計画期間：平成１２年度～平成２３年度）の議決
・平成１２年　２月　「高松市総合計画」基本計画（計画期間：平成１２年度～平成１７年度）の策定

事業の概要：
○計画の期間　　平成１８年度～平成２３年度（６年間）
○策定スケジュール
・平成１６年度
基本計画策定基礎調査
市民意識調査の実施
策定要綱の制定
部門別計画の作成
・平成１７年度
基本計画素案・原案の作成
高松市総合計画市民会議（仮称）の開催
パブリックコメントの実施
総合計画基本計画の決定

電子市役所構築の推進

情報システム課
事業費（計画額）：２億６,０００万円

目　的：
国の進める電子政府構築に対応して、電子市役所の構築を推進することにより、行政事務の一層の簡素化、効率化を図るとともに、より高度な行政サービスを実現する。

経　過：
・平成１２年　８月　「ＩＴ革命に対応した地方公共団体における情報化施策等の推進に関する指針」（国において策定）
・平成１３年　１月　「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（ＩＴ基本法）」施行
・平成１３年　１月　「ｅ－Ｊａｐａｎ戦略」（国において策定）
・平成１４年　４月　申請書等の書式の電子化（高松市ホームページへの申請書等の書式掲載）
・平成１５年　３月　「ｅ－高松(^0^)【えがお】プラン」（高松市行政情報化計画Ⅱ）策定
・平成１５年　７月　「ｅ－Ｊａｐａｎ戦略Ⅱ」（国において策定）
・平成１５年　７月　高松市情報セキュリティに関する方針策定
・平成１５年１０月　総合行政ネットワーク（ＬＧＷＡＮ）接続

事業の概要：

○総合行政ネットワーク（ＬＧＷＡＮ）の運用

○かがわ電子自治体システムへの参加

（電子申請・届出および公共施設予約）

○文書管理システム（電子決裁システムを含む）の構築

○財務管理システムの再構築

○電子調達（ＣＡＬＳ／ＥＣ）システムの構築

キーワード：高松市情報セキュリティに関する方針

高松市の情報システムへの不正侵入の防御や機密保持のための対策を総合的、体系的かつ具体的に取りまとめたもの。

キーワード：総合行政ネットワーク（ＬＧＷＡＮ）

すべての地方自治体間を相互に接続し、国のネットワークである「霞が関ＷＡＮ」とも接続される、セキュリティの確保された行政ネットワーク。（the　Local　Government　Wide　Area　Net‐work）

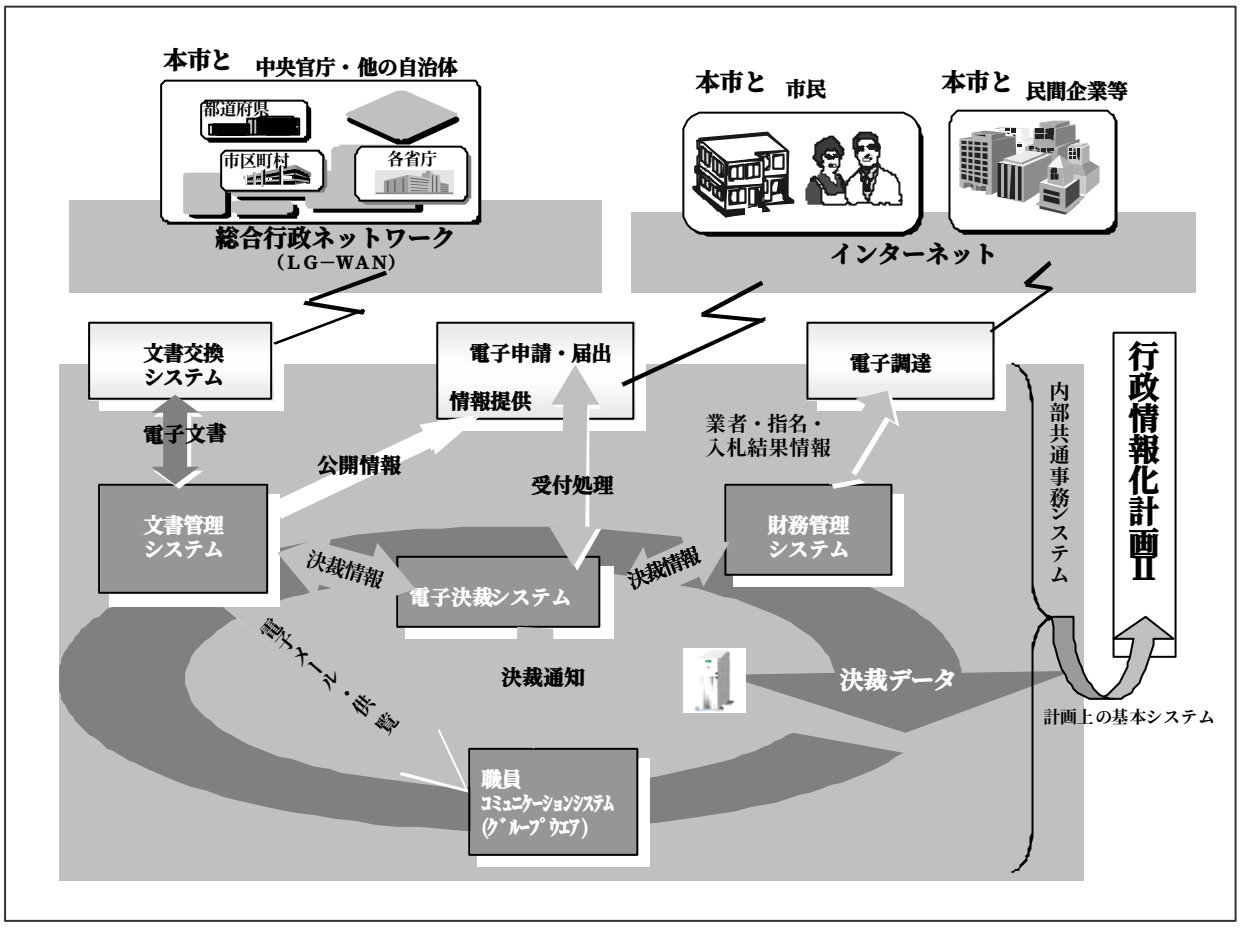

■電子市役所イメージ図

「高松市行政情報化計画Ⅱ」：

○計画期間：平成１５年度～１９年度

○優先的に取り組む施策

施　　策	平成１５年度	平成１６年度	平成１７年度	平成１８年度	平成１９年度
戸籍事務総合管理システムの整備		調査・研究	システム構築	システム構築	システム稼働
公共施設利用総合情報システムの拡充	調査・研究	システム稼働	調査・研究	システム稼働	運用
電子申請・届出システムの整備	調査・研究	システム稼働手続きの拡大	運用 手続きの拡大	運用 手続きの拡大	運用 手続きの拡大
電子調達（ＣＡＬＳ／ＥＣ）システムの整備	調査・研究	システム構築	システム稼働	運用	運用
情報提供システムの拡充	調査・研究	システム構築	システム稼働	運用	運用
教育情報通信ネットワークシステムの整備	パソコン等の情報機器の拡充	インターネット回線の更新（高松一高）	運用	運用	運用
市民の情報活用能力向上	パソコン教室などの開催	定期的に実施	定期的に実施	定期的に実施	定期的に実施
データ保護とシステムの安全対策	管理体制の整備 システムの安全性の充実	管理体制の整備 システムの安全性の充実	管理体制の整備 システムの安全性の充実	管理体制の整備 システムの安全性の充実	管理体制の整備 システムの安全性の充実
パソコン・ネットワーク等の充実	パソコン拡充 ネットワーク整備	パソコン拡充 ネットワーク整備	パソコン拡充 ネットワーク整備		
職員の情報活用能力向上	職員研修会の開催	定期的に実施	定期的に実施	定期的に実施	定期的に実施
情報化推進体制の整備	推進体制の整備	推進体制の整備			
財務会計システムの再構築	調査・研究	調査・研究	システム構築	システム稼働	運用
文書管理システムの構築	システム構築	システム構築	システム稼働	運用	運用
総合行政ネットワーク（ＬＧＷＡＮ）への対応	ネットワーク接続	運用	運用	運用	運用

○計画期間内において構築または調査、研究に取り組む施策

- 住民基本台帳カードの多目的利用
- 電子申告システムの整備
- 電子投票システムの整備
- 電子カルテシステムの整備
- 会議の電子化
- 行政評価システムの整備
- 災害対策本部のオンライン化
- 地理情報システム（ＧＩＳ）の整備

市町合併の推進

企画課合併推進室
事業費（計画額）：７,９００万円

目　的：

住民の日常生活圏の拡大や地方分権の推進に対応し、地域の自立と独自性の発揮による地域みずからのまちづくりを進めるため、行政コストの縮減と、行財政基盤の充実強化が可能となり、市民サービスの維持・向上につながる市町合併を推進する。

経　過：

・平成１３年１２月　庁内組織として「高松市合併問題研究会」を設置
・平成１４年　７月　塩江町・香南町・直島町・綾上町および国分寺町との１市５町による「高松地域市町合併検討会」を設置
・平成１５年　６月　「高松市・塩江町合併協議会」を設置
　平成１５年６月１６日　第１回会議開催（～平成１６年２月現在、８回開催）
・平成１５年　９月　「高松市・香川町合併協議会」を設置
　平成１５年９月４日　第１回会議開催(～平成１６年２月現在、４回開催）
・平成１５年１２月　「高松市・国分寺町合併協議会」を設置
　平成１６年２月９日　第１回会議開催
・平成１６年　２月　「高松市・牟礼町合併協議会」を設置
　平成１６年３月３日　第１回会議開催予定
「高松市・香南町合併協議会」を設置
　平成１６年２月９日　第１回会議開催

事業の概要：

○合併特例法の期限となる平成１７年３月３１日を目途に、合意が可能な自治体との合併に向けて取り組む。
○各合併協議会の事業内容
　合併協定項目の協議、行政制度・事務事業現況調査の実施および調整、建設計画の作成、合併協議会だより・ホームページによる情報の提供、協議会・幹事会・部会等の開催、合併協議会等先進地の情報収集および調査研究、その他合併に関する調査・研究
○ホームページアドレス
・高松市・塩江町合併協議会　http://www.takamatsu-shionoe.jp/
・高松市・香川町合併協議会　http://www.citytakamatsu-townkagawa.jp/

■合併協議会の会議風景

市民会館の跡地利用

管財課
事業費（計画額）：１億７,０００万円

目　的：

高松市文化芸術ホール「サンポートホール高松」が平成１６年５月にオープンすることに伴い、現市民会館を閉館することから、現市民会館を解体、撤去した後、その跡地について、当面、建物を整備しない短期的な利用により、有効活用を図る。

経　過：

・平成１４年１０月　市民会館施設活用・跡地利用検討委員会設置
・平成１５年　３月　跡地利用方策決定

事業の概要：

○現市民会館撤去工事
○短期的利用施設の整備
・駐車場整備　（約　８２台）
・二輪車置場設置工事　（約６８２台）
・レンタサイクルポート設置工事（約　５０台）
※「自転車利用環境の総合整備」の項目にも記載
○フェンス、境界ブロック、周囲歩道等の整備

その他の主な事業

・自治会活動に対する支援（市民生活課）

自治会加入と自治会結成に対する助成
１世帯あたり２,０００円
自治会集会所の整備に対する助成
新築１,８００万円までの５０％以内
増築・改修２００万円までの５０％
バリアフリー化設備と合併浄化槽の整備に対する加算

・市政出前ふれあいトークの実施（広聴広報課）
（市の施策・事業等について、市民からの申し込みを受けて、職員が地域へ出向いて説明を行い、理解と協力を得るとともに、市民から出された意見・提言等を市政に反映させる。）

・まちづくりゼミナールの推進（企画課）
（ＮＰＯとの協働により、まちづくりに関心のある市民の皆さんに活動の機会を提供するとともに、相互ネットワークを育み、自ら主体的に考え、共に行動できるまちづくり活動の人材を育成する。）

・ＣＡＴＶ網専用チャンネルによる市政情報番組の提供（広聴広報課）
（映像番組（ホットラインたかまつ、見てみＭｙ高松等レギュラー１３番組）、文字放送番組（休日当番医、イベント情報等）を２時間サイクルで２４時間放映。月２～３回更新）

・情報公開制度の整備（庶務課）

・地域再生・特区（規制緩和）の活用によるまちづくりの推進（企画課）
（自発的なアイデアに基づき、地域再生や特区（規制緩和）に関する提案を行い、主体的なまちづくりを推進する。）

・事務権限の移譲（企画課行政改革推進室）
（市民サービスの向上や一体的な都市づくりにつながる事務権限の移譲による中核市にふさわしい権限の拡大を図る。）

・住民基本台帳ネットワークシステムの運用（市民課）
（住民票コードの付与・通知、住民基本台帳カードの交付、住民票の写しの広域交付、転入転出手続きの特例などのサービス提供）

・公的個人認証サービス（市民課）
（電子証明書の発行申請等の受付、香川県知事が発行した電子証明書の申請者への交付等）

・ＯＡ総合情報ネットワークの活用推進（情報システム課）
（庁内ＬＡＮ、ＷＡＮの活用による会議室等予約システム、グループ会議等、グループウェアの推進）

・行政情報化計画Ⅱ「e-高松(^0^)[えがお]プラン」の推進（情報システム課）
（「電子市役所」構築の指針となる新たな計画（計画期間：平成１５年度から５年間）の推進）

・外部監査制度の推進（庶務課、監査課）

・広域交流センターの開設（文化芸術ホール整備課、企画課）
（文化芸術ホール内に高松広域組合が設置する広域交流センターを開設）

Ⅶ　基本計画（平成１２年度－平成１７年度）の推進状況

１　概要

たかまつ・２１世紀プラン（新・高松市総合計画）の基本計画（平成１２年度－平成１７年度）において設定している「政策目標の達成度合いを測るための目標水準」について、計画期間の中間時点（６年計画の３年経過時点）における達成状況を評価し、とりまとめたものである。

２　評価項目数

「政策目標の達成度合いを測るための目標水準」として設定している１２０項目（算定不能項目３項目を除く。）

３　評価基準

中間時点（平成１４年度末）の達成状況であることから、目標の２分の１である「達成率５０％」を基準として評価したものである。

《達成状況評価欄の表記》

「Ａ」･･･ 達成率１００％以上のもの　→　すでに目標を達成している

「Ｂ」･･･ 達成率５０％以上で１００％未満のもの
→　概ね順調に推進できている

「Ｃ」･･･ 達成率５０％未満で０％を超えるもの
→　計画策定時より進展しているが、やや推進状況が遅れている

「Ｄ」･･･ 達成率０％以下のもの　→　計画策定時から進展していない

※達成率算定式

$$\frac{\text{平成１４年度末の実績値 － 計画策定時の実績値}}{\text{平成１７年度の目標水準 － 計画策定時の実績値}}$$

4　達成状況の評価結果

区　　分	達成状況の評価			
	A	B	C	D
第１章「環境共生型まちづくりへの転換」	6	6	１６	4
第２章「少子・高齢社会にふさわしい福祉のまちづくり」	１４	7	5	3
第３章「心豊かな生活のための場と人づくり」	3	3	3	6
第４章「豊かで活力あふれる産業の振興」	6	1	2	5
第５章「広域・交流拠点性の強化」	6	3	2	2
第６章「地域みずからのまちづくり」	5	6	3	3
合　計（120 項目）	４０ （33.3%）	２６ （21.7%）	３１ （25.8%）	２３ （19.2%）
	６６ （55%）		５４ （45%）	

5　平均達成率

１２０項目の達成率の平均は、５５.９%である。

（１００%以上は１００%とし、０%以下は0%として、各項目の達成率を平均したものである。）

6　各項目の達成状況

各項目の達成状況は、次の一覧表のとおりである。

№	政策目標		計画策定時の実績値	平成１４年度末の実績値	平成１７年度の目標水準	達成状況評価
	施　策	指　標				
1	自然とふれあう場の増設	市民農園の面積（人口1,000人当たり）	117㎡	141㎡	1.5倍	C
2		自然体験学習の受講者数	延べ127人	延べ111人	2倍	D
3	水質の浄化と大気の保全による環境の改善	公共下水道の普及率（全人口に占める下水道整備区域人口の割合）	47.7%	52.6%	54%	B
4		合併処理浄化槽の処理人口率（全人口に占める合併処理浄化槽の処理による人口の割合	12.2%（平成10年度）	15.6 %（平成13年度）	18%	B
5		大気の環境基準	大気汚染8物質のうち5物質で達成（平成10年度）	大気汚染10物質のうち9物質で達成（平成13年度）	環境基準達成項目の維持・向上	A
6	環境に配慮した行動展開の拡大	環境講座の開催箇所数	6か所	41か所	全公民館で実施	A
7		ＩＳＯ１４００１の認証取得（市）	—	平成１３年９月７日認証取得	取得（平成１３年度）	A
8	ごみの発生抑制と減量化･リサイクルの推進	生ごみ堆肥化容器の延べ助成件数	21,138基	23,655基	26,400基	C
9		生ごみ処理機の延べ助成件数	744台（平成10年度）	3,443台（平成12年度）	6,300台	C
10	みどりの基本計画の策定による総合的な緑化推進	公園・緑地の市民１人当たりの面積	6.96㎡	7.00 ㎡	7.3㎡	C
11		整備すべき街区・近隣・地区公園面積に占める整備済み面積割合	45.5%	47.7%	51%	C
12	住宅居住環境の向上（市営住宅の計画的な建替えや改修）	市営住宅の耐火構造率	51%（平成11年4月1日現在）	52.9%（平成14年4月1日現在）	58%	C
13		バリアフリー市営住宅整備戸数	426戸（平成11年4月1日現在）	810戸（平成14年4月1日現在）	3倍	C
14	人にやさしい道路空間の確保	道路の段差解消の整備延長	1,400m	延べ2,113m	延べ5,750m	C
15		視覚障害者誘導ブロックの整備区間	1,400m	延べ3,507m	延べ5,000m	B
16	防災･救急救助体制の充実・強化	自主防災組織の結成数	41組織（平成12年1月1日現在）	201組織（累計、平成15年1月1日現在）	100組織（累計）	A
17		耐震性貯水槽の整備数（防火水槽全体容量に占める耐震性貯水槽容量の割合）	37か所（13.9%）	52か所（19 %）	73か所（累計）（25%）	C
18		救急救命士の人数	27人	34人	2倍	C
19		応急手当普及員の人数	延べ94人	延べ 94人	2.5倍	D
20		普通救命講習修了者数	延べ6,283人	延べ11,101人	2.5倍	B

№	政策目標		計画策定時の実績値	平成１４年度末の実績値	平成１７年度の目標水準	達成状況評価
	施　策	指　標				
21	快適な自転車利用のための環境づくり	自転車走行レーンの整備延長	9,170m	10,620m	1.8倍	C
22		駐車場の収容台数（民間を含む）	駅周辺　3,857台	270台増	700台増	C
23			中心市街地 3,447台	0台増	3,800台増	D
24	節水の拡大（上水道使用水量の抑制）と水道用水供給能力の向上	上水道１人当たり使用量（事業所分を含む）	351リッ トル／日（平成10年度）	340 リッ トル／日（平成13年度）	341リッ トル／日（平成15年度）	A
25		大規模建築物水循環利用施設の設置件数	ー	2件	5件	C
26		雨水貯留施設の整備件数およびﾄﾝ数（平成9年度からの累計）	小規模　163件（平成12年1月末現在）	小規模　275件	3倍	C
27			小規模　77ﾄﾝ（平成12年1月末現在）	小規模　133 ﾄﾝ	3倍	C
28			中大規模　39件（平成12年1月末現在）	中大規模　76件	3倍	C
29			中大規模　444ﾄﾝ（平成12年1月末現在）	中大規模　898ﾄﾝ	3倍	B
30		浄化槽転用による雨水貯留施設の整備数（平成9年度からの累計）	55件（平成12年1月末現在）	144件	3倍	B
31		下水処理水（再生水）の給水箇所数	10か所	32か所	2.5倍	A
32		上水道配水池の容量	82,480㎥	77,800㎥	127,480㎥	D

№	政策目標		計画策定時の実績値	平成１４年度末の実績値	平成１７年度の目標水準	達成状況評価
	施　策	指　標				
1	多様な保育の拡充	乳児保育実施箇所	37か所	44か所	43か所	A
2		延長保育実施箇所	25か所	31か所	28か所	A
3		障害児保育実施箇所	25か所	29か所	28か所	A
4		休日保育実施箇所	2か所	2か所	2か所	A
5		夜間保育実施箇所	1か所	1か所	1か所	A
6		一時保育実施箇所	9か所	20か所	11か所	A
7	放課後児童対策の拡充	学童保育実施箇所	4か所	8か所	10か所	B
8		留守家庭児童会実施箇所	23か所	26か所	29か所	B
9	子どもの遊び場の充実	公園の整備数	116か所	128か所	130か所	B
10		ちびっこ広場の整備数	60か所	50か所	80か所	D
11	健康づくりの推進	基本健康診査の受診率	43.4%	46%	50%(16年度)	B
12	高齢者福祉の充実（在宅生活の支援充実）	訪問介護延べ実施数	113,209回	377,899回	909,220回	C
13		通所介護延べ実施数	82,305回	156,282回	267,800回	C
14		短期入所延べ数	54,735回	79,824回	164,192回	C
15		痴呆性老人グループホーム整備数	—	7か所	6か所	A
16		老人介護支援センター整備数	14か所	17か所	18か所	B
17			—	基幹型1か所	基幹型1か所	A
18	高齢者福祉の充実（施設福祉の拡充）	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）整備数	767床	887床	965床	B
19		介護老人保健施設整備数	574床	574床	714床	D
20		介護療養型医療施設（療養型病床群等）整備数	372床（平成12年度の想定）	388床	459床	C
21	福祉施設の整備促進（身体障害者更生援護施設）	身体障害者福祉ホーム整備数	—	1か所	1か所	A
22		身体障害者福祉センター整備数	2か所	2か所	2か所	A
23	福祉施設の整備促進（知的障害者援護施設）	知的障害者通所授産施設整備数	3か所	4か所	4か所	A
24		知的障害者通所授産施設定員数	120人	150人	150人	A
25	障害者の在宅福祉サービスの充実	訪問介護派遣対象者数	67人	88人	95人	B
26		身体障害者短期入所整備数	10床	22床	13床	A
27		知的障害者短期入所整備数	5か所	7か所	7か所	A
28		デイサービス登録者数	139人	78人	150人	D
29	高齢者･障害者向け市営住宅の整備	シルバーハウジングによる整備戸数	49戸（平成11年4月1日現在）	61戸（平成14年４月１日現在）	2倍	C

№	政策目標		計画策定時の実績値	平成１４年度末の実績値	平成１７年度の目標水準	達成状況評価
	施　策	指　標				
1	多様な分野における女性の参画拡大	審議会等委員の女性登用率	18%	20.60%	30%	C
2		市職員管理職への女性登用率	10%	8%	15%	D
3	生涯学習の機会の拡充	生涯学習関連施設（市民が利用できる部屋面積）	約25,000㎡	28,186㎡	40,000㎡	C
4		公民館日曜・祝日開館数	9館	41館	全公民館で実施	A
5		図書貸出数（市民１人当たり）	6.23冊（平成10年度）	6.41冊	6.68冊	C
6		子ども学習活動参加者数（市民文化センター）	143,197人／年（平成10年度）	124,941人/年	178,000人/年	D
7	スポーツ・レクリエーション活動の拡充	市民スポーツフェスティバル参加者数	4,000人	13,000人	6,000人	A
8	芸術・文化活動の拡充	市民文化祭（事業数、参加者数）	32事業	31事業	35事業	D
9			参加者49,000人	参加者35,243人	52,500人	D
10		地区文化祭（実施地区数、参加者数）	40地区	39地区	４１地区	D
11			85,000人	84,836人	88,000人	D
12		デリバリー（出前）アーツ（ジャンル数、開催回数、参加者数）	4	5	5	A
13			9回（平成10年度）	12回	14回	B
14			1,240人（平成10年度）	1,710人	1,850人	B
15	文化財の保護	市指定文化財（史跡）保存整備数	2か所/全9か所	4か所/全9か所	7か所/全9か所	B

№	政策目標		計画策定時の実績値	平成１４年度末の実績値	平成１７年度の目標水準	達成状況評価
	施　策	指　標				
1	中心市街地の活性化	高松中央商店街空き店舗率	11.7%	12.3%	拡大させない	D
2		共同施設整備数	11件（平成7～11年度分累計）	17件（平成7～14年度分累計）	2倍	B
3		活性化計画策定数	（未実施）	（未実施）	3件（累計）	D
4		賑わい力向上事業実施数	（未実施）	（未実施）	5件（累計）	D
5		空き店舗活用件数	1件（平成10年度）	4件（累計）	3件（累計）	A
6	農作物の生産と流通の振興	良質米の生産（ひのひかり作付け面積、生産量）	1,175ha	1,205ha	1,100haを確保	A
7			3,431ﾄﾝ	3,903ﾄﾝ	3,440ﾄﾝを確保	A
8		農作物産地直売所（箇所数、販売額）	6か所（平成10年度）	7か所（平成14年度）	10か所	C
9			8億8,000万円（平成10年度）	12億1,000万円（平成14年度）	12億円	A
10	観光客に対する「おもてなし」の充実と観光客の誘致推進	観光ボランティアガイド実施数	未実施	1,305件	480件	A
11		主要観光地の観光客数	255万人（平成10年度）	133万人（平成14年）（五色台を除く）	300万人	D
12	コンベンションの誘致推進	全国大会･国際会議（開催件数、参加者数）	124件（平成10年度）	147件（平成14年度）	200件	C
13			87,560人（平成10年度）	72,575人（平成14年度）	15万人	D
14		コンベンション施設（会議室・ホール数）	180室	225室(平成14年度末)	200室	A

第５章　広域・交流拠点性の強化

№	政策目標		計画策定時の実績値	平成１４年度末の実績値	平成１７年度の目標水準	達成状況評価
	施　策	指　標				
1	広域交流基盤の整備	高速道路の供用延長の拡大（計画延長に対する供用済み延長の割合）	5%	100%	100%	A
2		都市計画道路の整備延長の拡大（都市計画決定延長に対する整備済み延長の割合）	69.2%（平成11年4月1日現在）	78.9%（平成13年4月1日現在）	84.80%	B
3		昼夜間人口比率	113.0%（平成7年国勢調査）	113 %（平成12年国勢調査）	拡大させる	D
4	都心居住の促進	市街化区域における土地区画整理事業施行済面積	15.1%	15.1%	23.2%	D
5		市街地再開発施行済み個所	—	1か所	3か所	C
6		中央地域の人口密度	約66人／ha	約66人／ha	減少させない	A
7	適正な土地利用	地区計画の指定	2か所	1か所	2倍	A
8	情報通信網の整備	キャブ（ミニ共同溝）整備延長	18.35km	22,66km	24.5km	B
9			(国道　6.18km)	（国道7.96 km）	7.5km	A
10			(県道　6.79km)	（県道8.12km）	8km	A
11			(市道　5.38km)	（市道6.58km）	9km	C
12		ＣＡＴＶの普及（世帯カバー率、加入率）	87.8%（平成11年4月1日現在）	95%（平成15年4月1日現在）	94%	A
13			18.8%（平成11年4月1日現在）	32%（平成15年4月1日現在）	33%	B

№	政策目標		計画策定時の実績値	平成１４年度末の実績値	平成１７年度の目標水準	達成状況評価
	施　策	指　標				
1	自治会活動の活性化	自治会新規加入世帯数	2,066世帯（平成10年度分）	1,181世帯（平成13年度分）	3,000世帯以上（単年度）	D
2		自治会法人化率	10%	13%	15%	B
3	市民活動の活性化	ボランティア総合窓口の利用数	413件（平成10年度）	3,632件（平成13年度）	3倍以上	A
4		市民活動団体数	370団体（平成11年7月21日現在）	250団体(平成15年3月31日現在)	500団体以上	C
5	市政への市民参画の拡大	市政出前ふれあいトーク件数(平成10年度からの累計)	175件（平成12年1月31日現在）	692件(平成15年3月31日現在)	900件(累計)	B
6		公募による審議会委員（導入審議会数、委員数）	１審議会（平成11年） 5人（平成11年）	29審議会(平成14年まで) 18人(平成14年まで)	5倍	B
7		市民による計画策定数	1件	累計４件	5件	B
8		市民提言数	32編	0編	2倍	D
9		インターネットホームページ提供ページ数	948ページ（A4判換算）（平成12年1月7日現在）	5,064ページ（A4判換算）（平成15年1月7日現在）	2,000ページ以上	A
10		インターネットホームページへのアクセス数	24,134件／月（平成11年4月から10月までの平均）	333,051件／月（平成14年4月から10月までの平均）	2倍以上	A
11	行財政能力の向上	経常収支比率	86.1%	83.7%	80%未満	C
12		公債費比率	14.5%	16.4%	15%未満（増加傾向を抑制）	D
13		新たな行財政システムの導入	—	１件（事務事業評価システム） 259事業（うち外部評価試行12事業）	１件（事務事業評価システム）	A
14				1件（ﾊﾞﾗﾝｽｼｰﾄ（貸借対照表））	1件（ﾊﾞﾗﾝｽｼｰﾄ（貸借対照表））	A
15	行政の情報化拡大	公共施設利用総合情報システム（タカマツ・シティ・ネット）の拡充	登録者数　4,789人（平成11年12月31日現在）	登録者数 10,932人（平成14年12月31日現在）	3倍以上	B
16			利用予約対象施設数　17施設（平成11年12月31日現在）	利用予約対象施設数　20施設（平成14年12月31日現在）	4倍以上	C
17			情報提供件数196件（平成11年12月31日現在）	情報提供件数1,548件（平成14年12月31日現在）	10倍以上	B